

東京都環境影響評価技術指針（付解説）

東京都環境影響評価事後調査基準

平成 26 年 1 月

東京都環境局

目 次

東京都環境影響評価技術指針（付解説）

第1章 総 則

- 第1 東京都環境影響評価技術指針の趣旨等…………… 1
- 第2 対象計画又は対象事業と環境影響評価図書との関係等…………… 2

第2章 環境影響評価の実施手順等

- 第1 環境影響評価の実施手順…………… 4
 - 1 対象計画の案及び事業計画の策定…………… 4
 - 2 環境影響要因の抽出……………10
 - 3 地域の概況の把握……………12
 - 4 環境影響評価の項目の選定……………13
 - 5 調査等の方法の選定……………15
 - 6 現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施…………16
 - 7 環境配慮書等の作成……………20
 - 8 調査計画書の作成……………21
 - 9 評価書案の作成……………21
 - 10 評価書の作成……………21
- 第2 環境影響評価図書の作成上の留意事項……………22
 - 1 共通留意事項……………22
 - 2 環境配慮書又は特例環境配慮書……………22
 - 3 調査計画書……………23
 - 4 評価書案……………24
 - 5 評価書……………25

第3章 調査、予測及び評価の方法

- 第1節 個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価における調査、
予測及び評価の方法……………26
 - 第1 大気汚染……………29
 - 第2 悪臭……………44
 - 第3 騒音・振動……………50
 - 第4 水質汚濁……………63
 - 第5 土壌汚染……………75
 - 第6 地盤……………82
 - 第7 地形・地質……………90
 - 第8 水循環……………98

第9	生物・生態系	106
第10	日影	126
第11	電波障害	132
第12	風環境	137
第13	景観	145
第14	史跡・文化財	152
第15	自然との触れ合い活動の場	159
第16	廃棄物	165
第17	温室効果ガス	172
第2節	広域複合開発計画環境影響評価における調査、予測及び評価の方法	178
第1	現況調査、予測及び評価の方法	178
第2	広域複合開発計画環境影響評価を実施した場合の事業段階環境 影響評価の取扱い	187

別表・別図・別記書式

別表1	地域の概況の調査内容	188
別表2	大気汚染に係る予測・評価物質	189
別表3	水質汚濁に係る予測・評価物質等	190
別表4	土壌汚染に係る予測・評価物質	191
別表5	大気汚染に係る法令等	192
別表6	悪臭に係る法令等	194
別表7	騒音・振動に係る法令等	195
別表8	水質汚濁に係る法令等	198
別表9	土壌汚染に係る法令等	200
別表10	地盤に係る法令等	201
別表11	地形・地質に係る法令等	202
別表12	水循環に係る法令等	203
別表13	生物・生態系に係る法令等	204
別表14	日影に係る法令等	205
別表15	電波障害に係る法令等	206
別表16	風環境に係る法令等	207
別表17	景観に係る法令等	208
別表18	史跡・文化財に係る法令等	209
別表19	自然との触れ合い活動の場に係る法令等	210
別表20	廃棄物に係る法令等	211
別表21	温室効果ガスに係る法令等	212

別図 1	個別計画環境影響評価の実施手順	213
別図 2	広域複合開発計画環境影響評価の実施手順	214
別図 3	事業段階環境影響評価の実施手順	215
別記書式	環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表	216
解説別表 1	大気汚染に係る法令等	217
解説別表 2	水質汚濁に係る法令等	218
解説別表 3	地盤に係る法令等	219
解説別表 4	地形・地質に係る法令等	220
解説別表 5	水循環に係る法令等	222
解説別表 6	生物・生態系に係る法令等	223
解説別表 7	電波障害に係る法令等	225
解説別表 8	景観に係る法令等	226
解説別表 9	廃棄物に係る法令等	227
解説別表 10	温室効果ガスに係る法令等	228

東京都環境影響評価事後調査基準

第 1 章	事後調査の計画	229
第 2 章	事後調査の実施及び調査結果の報告	230

東京都環境影響評価技術指針（付解説）

	昭和 56 年	8 月 11 日	告示第 873 号
改正	昭和 62 年	7 月 31 日	告示第 835 号
改正	平成 6 年	7 月 29 日	告示第 884 号
改正	平成 10 年	3 月 13 日	告示第 211 号
改正	平成 11 年	7 月 23 日	告示第 893 号
一部改正	平成 14 年	7 月 3 日	告示第 885 号
改正	平成 14 年	12 月 6 日	告示第 1357 号
一部改正	平成 15 年	2 月 14 日	告示第 151 号
一部改正	平成 21 年	3 月 27 日	告示第 468 号
改正	平成 25 年	6 月 21 日	告示第 915 号
一部改正	平成 25 年	12 月 25 日	告示第 1729 号
一部改正	平成 26 年	3 月 12 日	告示第 296 号
一部改正	令和 5 年	3 月 31 日	告示第 354 号
一部改正	令和 7 年	3 月 14 日	告示第 915 号

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1 東京都環境影響評価技術指針の趣旨等

- 1 この技術指針は、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、計画段階環境影響評価及び事業段階環境影響評価が、科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めることを目的とする。

事業者が条例に定める環境配慮書、特例環境配慮書、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）（以下これらを「環境影響評価図書」と総称する。）を作成するに当たっては、この技術指針に基づき、対象計画又は対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案して、必要な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の項目、方法等を選定し、環境影響評価を行う。

【解説】

この技術指針は、条例の改正に合わせて、計画段階における環境影響評価を含めた内容となっており、計画段階の環境影響評価に係る図書である環境配慮書（特例環境配慮書を含む。）の作成及び事業段階における環境影響評価の図書の作成並びに環境影響評価に係る調査、予測及び評価については、この指針により行うこととする。

また、対象計画の案又は対象事業の事業計画の策定に際しては、より環境保全に配慮したものの策定に努めるとともに、対象計画又は対象事業の実施に伴う環境への影響については、大規模な緑地の創出、河川・湖沼等の自然形態の回復（ビオトープ等）等の自然環境への配慮、燃料・水等の使用量の削減・抑制、大幅な温室効果ガス排出量等の削減・抑制等地球環境保全上の配慮等により、新たに良好な環境を創出することも含め、環境影響評価の中で、十分に対応することに努めるものとする。

- 2 この技術指針は、環境影響評価に関する今後の科学的知見の進展及び環境影響評価の実施例の積み重ねに応じて、常に適切な科学的な判断を加え、所要の改定を行う。

【解説】

技術指針は、常に適切な科学的な判断を加え、所要の改定を行うが、改定するまでの期間内に、最新の合理的・客観的知見が公表・周知され、社会的な認知が得られている場合には、その知見を利用して環境影響評価を実施することができる。

第2 対象計画又は対象事業と環境影響評価図書との関係等

- 1 対象計画又は対象事業と環境影響評価図書との関係は、表1に示すとおりである。
- 2 この技術指針の各章・各節と環境影響評価図書との関係は、表2に示すとおりである。

【解説】

対象計画又は対象事業と環境影響評価図書との関係は、次に示すように取り扱う。

計画段階環境影響評価における個別計画環境影響評価（個別計画に係る環境影響評価をいう。以下同じ。）にあつては、複数案に基づく環境配慮書を作成する。この個別計画環境影響評価の実施後、複数の対象計画の案から一の対象計画を選択し、決定する。この計画に基づき事業段階環境影響評価（調査計画書、評価書案及び評価書の作成）を実施する。ただし、環境配慮書において、事業段階環境影響評価の調査計画書に相当する内容が記載される場合には、事業段階環境影響評価の調査計画書の作成は、省略できる（条例第25条）。

また、環境配慮書において、事業段階環境影響評価の評価書案に相当する具体的な調査、予測及び評価が行われる場合にあつては、特例環境配慮書として作成し、事業段階環境影響評価のうち、調査計画書及び評価書案の策定は、省略できる（条例第29条）。

なお、複数の案の策定が困難で単一の案しか策定できない場合には、計画段階環境影響評価は実施しない（条例第12条第7項）。

計画段階環境影響評価における広域複合開発計画環境影響評価（広域複合開発計画に係る環境影響評価をいう。以下同じ。）にあつては、複数案に基づく環境配慮書を作成する。また、複数の案の作成が困難で単一の案しか策定できない場合にあつても、計画段階環境影響評価を実施する。

なお、実施済みの広域複合開発計画環境影響評価の中に個別計画環境影響評価における対象事業の規模を有する事業にあつては、当該広域複合開発計画に係る計画段階環境影響評価において当該個別計画に係る計画段階環境影響評価が十分に行われる場合には、個別計画環境影響評価の環境配慮書の作成を省略できる（条例第26条）。

また、実施済みの広域複合開発計画環境影響評価の中の個別計画環境影響評価における対象事業の規模を有する事業を実施するに当たっては、事業段階環境影響評価（調査計画書、評価書案及び評価書の作成）を実施する。この場合、調査計画書に広域複合開発計画環境影響評価の内容の概略を記載する。

事業段階環境影響評価は、調査計画書、評価書案及び評価書を作成する。

第 2 章 環境影響評価の実施手順等

第2章 環境影響評価の実施手順等

第1 環境影響評価の実施手順

環境影響評価の実施手順は、別図1から別図3までに示すとおりである。

別図1から別図3までに掲げる個々の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

1 対象計画の案及び事業計画の策定

計画段階環境影響評価に係る対象計画の案（以下「対象計画の案」という。）及び事業段階環境影響評価に係る事業計画（以下「事業計画」という。）は、次に掲げるところにより策定する。

(1) 対象計画の案の策定

ア 対象計画の案の検討

(ア) 対象計画の案の策定に当たっては、対象計画の実施場所又は対象地域の存する地域に係る環境保全に関する計画（東京都環境基本計画（平成20年3月）等）を踏まえて、行うものとする。

(イ) 対象計画の案は、できる限り事業の実施による環境影響の回避若しくは低減又は損なわれる環境の代償（以下「代償」という。）が図られるようにするとともに、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして、計画の内容又は環境の保全のための措置が異なる複数の案を策定する。

イ 複数の対象計画の案の策定

複数の対象計画の案は、次に掲げる事項を踏まえて、策定する。

(ア) 検討事項

複数の対象計画の案の策定に当たり検討すべき事項は、次のとおりとする。

a 計画内容に係る検討事項

(a) 個別計画に係る環境影響評価（以下「個別計画環境影響評価」という。）においては、次の事項とする。

- ① 実施場所
- ② 規模
- ③ 事業により設置される建築物、工作物その他の施設（以下「施設」という。）の構造又は配置
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、交通計画など対象計画の案の策定に必要な事項

【解説】

実施場所は、対象計画の案を策定する地域について検討する。

規模は、事業の計画区域の面積、長さ（延長）又は幅員、建築物等の高さ・床面積、その他の施設の規模又は容量・能力等について検討する。

施設の構造又は配置は、事業により設置若しくは建設される道路、鉄道、公園その他の公共施設、建築物又は工作物の構造、配置計画等について検討する。

その他対象計画の案の策定に必要な事項は、交通計画、土地利用計画、計画人口等予測及び評価に際し必要な事項について検討する。

(b) 広域複合開発計画に係る環境影響評価（以下「広域複合開発計画環境影響評価」という。）においては、次の事項とする。

- ① 対象地域
- ② 規模
- ③ 計画人口
- ④ 住宅用、業務用、商業用その他の用途別の土地利用計画（以下「用途別土地利用計画」という。）
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、住宅用、業務用、商業用その他の用途別の容積率（以下「用途別容積率」という。）、交通計画、緑地計画など対象計画の案の策定に必要な事項

【解説】

対象地域は、複数の事業を実施しようとする広域複合開発計画の案を策定する対象地域について、地域の特性を踏まえて検討する。

規模は、広域複合開発計画の対象地域の面積（当該計画に定められる事業ごとの計画区域面積も併せて明らかにする。）、長さ（延長）又は幅員について検討し、施設を設置する計画を含む場合には、建築物等の高さ・床面積、その他の施設の規模又は容量・能力等について検討する。

計画人口は、業務、商業、文化施設等昼間に人が多く集まる施設の計画がある場合には、昼間人口についても検討する。

その他対象計画の案の策定に必要な事項とは、用途別容積率については、当該計画の対象地域に容積率が定められている場合又は当該計画に併せて新たに容積率が定められる場合に、検討する。また、交通計画、緑地計画等予測及び評価に際し必要な事項についても検討するとともに、広域複合開発計画に定められる事業により設置若しくは建設される道路、鉄道、公園その他の公共施設又は施設を設置する計画を含む場合には、建築物若しくは工作物の構造又は配置計画についても検討する。

b 環境保全のための措置に係る検討事項

環境保全のための措置については、次の事項とする。

- (a) 環境影響の回避若しくは低減又は代償を図る措置
- (b) 良好な環境の創出に係る措置

【解説】

環境保全のための措置については、対象計画の案に定められる事業を実施しようとする地域の環境に与える影響を可能な限り回避し、付加の割合を可能な限り低減し、又は損なわれる環境の有している価値を可能な限り回復し得る代償措置について、検討する。

良好な環境の創出については、「第1章第1技術指針の趣旨等」の解説において示す良好な環境の創出に係る措置を検討する。

(イ) 検討方法

複数の対象計画の案は、次の方法で検討を行うことにより、策定する。

a 検討の手順

- (a) 対象計画について、イ(ア)a及びbの適切な組合せ等を行った上で、概略の調査設計等を行い、考えられる複数の対象計画の素案を策定する。
- (b) この素案について、社会・経済面、技術面等の幅広い視点から検討し、採用可能な複数の対象計画の案を策定する。
- (c) この採用可能な複数の対象計画の案について、各対象計画の案の相違点の明確化を図るとともに、より環境に配慮した計画案となるよう検討を加え、環境保全のための措置の追加等を行うことにより、複数の環境に配慮した対象計画の案を策定する。

【解説】

計画段階環境影響評価における複数の対象計画の案の作成の手順は、次に示すように行う。

まず、対象となる計画について、概況の調査及び「第2章第1 1(1)イ(ア)a 計画内容に係る検討事項」及び「第2章第1 1(1)イ(ア)b 環境保全のための措置に係る検討事項」を適切に組み合わせて概略の設計を行い、考えられる個々の計画の素案を作成する。

次に、この素案について、社会的要素及び経済的な要素並びに技術面からみて実施可能なものを検討して、複数の対象計画の案を作成する。

この作成した複数の対象計画の案について、各案の相違点を明らかにするとともに、環境保全のための措置及び環境配慮目標との整合性を検討し、計画内容の変更や、環境保全のための措置の追加等を行い、複数の環境に配慮した対象計画の案として策定する。

複数の案の策定に際しては、東京都において別途作成する計画段階環境影響評価（個別計画又は広域複合開発計画）に係る複数の案の策定上の留意点及び策定事例を整理した「複数の案の作成上の主な検討事項及び対象事業別複数案モデル（作成参考例）」を参考にすることができる。

- (d) 広域複合開発計画にあつては、次の事項に留意する。
 - ① 用途別土地利用計画若しくは用途別容積率又は環境保全のための措置がそれぞれ異なる案を策定する。
 - ② 土地の現況、対象地域の周辺地域の状況等からみて、複数の対象計画の案が策定できない合理的な理由がある場合には、条例に定める手続により単一の広域複合開発計画の案により計画段階環境影響評価を実施することができる。

単一の広域複合開発計画の案とする場合には、対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画のほかに、施設の計画概要、道路、公園等公共公益施設の配置についても、環境配慮書に記述するように努めるものとする。

【解説】

広域複合開発計画に係る複数の対象計画の案の作成に際しては、対象計画の案を策定する対象地域における用途別容積率の指定状況（既に指定されている場合又は当該計画に併せて新たに容積率を定める場合に限る。）を踏まえて、必要な事項を検討する。

- b 対象計画の案の策定における配慮事項

対象計画の案を策定する場合には、使用する燃料等のエネルギーの有効利用、

使用する水等についての省資源・資源再利用（リユース・リサイクル）に関する考え方、ヒートアイランドの状況とその対応、オゾン層の保護等地球環境保全の見地から必要な事項についても、可能な限り配慮する。

【解説】

対象計画の案を策定する際には、次に掲げる事項に係る考え方や対策についても可能な範囲で検討する。

1 省資源又は資源の再利用化に関する考え方とその対策

燃料（電気、ガスその他の燃料）の使用量の削減又は抑制、水の使用量の削減、排水の再利用、再生可能エネルギー（風力、太陽熱等新エネルギー等）の利用、その他の資源の再利用又は有効的な利用等。

2 ヒートアイランド対策のための排出熱の削減又は抑制策

対象計画の案を策定する実施場所又は対象地域が存する地域のヒートアイランド現象に係る状況の把握と対象計画の実施に伴う排出熱の削減又は抑制策等の考え方

3 オゾン層の保護に係る対策

代替溶剤等の使用、排出抑制策等。

4 その他地球環境保全の見地から必要な事項

雨水の地下浸透策、保水機能の保全等。

c 環境配慮目標の設定

対象計画の案の策定に当たっては、より環境に配慮した計画案にするため、環境保全上配慮すべき目標（以下「環境配慮目標」という。）を設定する。環境配慮目標は、環境影響評価の項目別に、又は公害系の項目（大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁及び土壌汚染の項目をいう。）、生活環境系の項目（日影、電波障害、風環境及び景観の項目をいう。）、自然環境系の項目（地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系及び自然との触れ合い活動の場の項目をいう。）並びに史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスの項目のグループ別に区分して設定する。

設定に当たっては、計画内容及び地域の環境特性に応じた環境保全上配慮すべき事項並びに東京都環境基本計画に定める「環境の確保に関する配慮の指針」を踏まえて、設定する。

【解説】

対象計画の案の策定に当たっては、対象計画を策定しようとする地域又は事業を実施しようとする地域の土地利用の状況、建築物等の状況、地形の状況、現在の環境の状況等を踏まえて、東京都環境基本計画に示す「環境の確保に関する配慮の指針」の環境保全に関する分野別に定める目標や施策の方向等も勘案して、環境保全目標を設定して行う。

この場合、環境影響評価の項目別又は公害系の項目、生活環境系の項目、自然環境系の項目、その他の項目等のグループに分けて設定しても良い。

設定に際し、勘案する地域の特性としては、地形の区分（山地、島しょ、丘陵地、台地、低地等の区分が想定される。）、土地利用の区分（自然が多く残されている地域、住宅系土地利用、商業・業務系土地利用、業・商・住複合市街地、工業系土地利用、住・工複合市街地等の区分が

想定される。)又は地域の区分(センターコアエリア、臨海エリア、区部東部・北部エリア、区部西部・南部エリア、多摩東部エリア、多摩中央部北エリア、多摩中央南エリア、多摩西部エリア、島しょエリア等の区分が想定される。)が考えられる。

環境配慮目標については、次に掲げる事項について設定し、環境影響の程度又は目標の達成の程度を客観的に評価し得るよう設定する。なお、定量的な目標の設定が困難な場合には、定性的な目標を設定する。

1 環境影響に係る目標

- (1) 遵守すべき基準(各種法令に定める基準等)、保全すべき目標(貴重な動植物等に係る保全目標、景観等に係る目標等)等を勘案し、対象計画の案の相互の比較評価が可能となるよう基準又は目標を設定する。
- (2) 現況に対する付加量等のレベルを検討し、設定する。設定に当たっては、東京都が実施する広域的な環境影響に係る目標の達成に向けた削減対策等を勘案する。
- (3) 排出原単位等の削減の可能性について検討し、対象計画の案に定められる事業の実施による環境への負荷の程度が明らかになるよう、排出原単位等を設定する。

設定に当たっては、環境保全のための措置による削減効果等を勘案する。

環境影響の代償措置について、各種指針、既存の文献、資料等を踏まえて、適正な規模及び内容を検討し、設定する。

- (4) その他定性的な指標を含む対象計画の案の比較評価が可能な指標等を検討し、設定する。

2 良好な環境の創出に係る目標

- (1) 循環型社会づくりの視点に立って、次の点について検討し、環境負荷の低減内容を設定する。
 - ア エネルギー消費量等の標準的な原単位(事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する単位量当たりのエネルギー消費量又は温室効果ガス排出量等をいう。)の削減の可能性
 - イ 廃棄物等の省資源・資源再利用(リユース・リサイクル)の可能性
 - ウ 有害化学物質等の代替品への転換の可能性
- (2) 新たに創出する良好な環境に伴う環境改善の効果を検討し、設定する。

d 環境配慮方針の設定

広域複合開発計画に係る環境配慮書の策定に当たっては、調査等の検討結果、環境配慮書の作成に至る経緯等も踏まえて、環境保全上配慮すべき事項及び配慮方針の担保の方法など環境への負荷の低減若しくは回避又は代償を図る環境への配慮の方針(以下「環境配慮方針」という。)を設定する。

【解説】

広域複合開発計画は、原則として計画段階のみの環境影響評価であり、事業段階環境影響評価における許認可権者への配慮要請に相当する手続は行わない。

このため、環境配慮方針は、設定した環境配慮目標を達成するための具体的な方針を定め、環境配慮書に明らかにすることにより、環境配慮の内容を担保するものである。

したがって、環境配慮方針は、できる範囲でより具体的にその方針を明らかにするよう努める。

(2) 事業計画の作成等

ア 事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、当該事業計画の対象となる地域に係る環境保全に関する計画（東京都環境基本計画等）を踏まえて行う。

また、計画段階環境影響評価を経た場合には、策定した対象計画を踏まえて作成するものとする。

イ 事業計画の策定における留意事項

事業計画を策定する場合には、使用する燃料等のエネルギーの有効利用、使用する水等についての省資源・資源再利用（リユース・リサイクル）に関する考え方、ヒートアイランドの状況とその対応、オゾン層の保護等地球環境保全の見地から必要な事項についても、可能な限り留意する。

ウ 事業計画の具体化の程度

(ア) 調査計画書に記載する事業計画の内容は、次に掲げる事項について、その概略を明らかにしたものとする。

- a 事業の位置及び事業区域の面積
- b 事業により設置される施設の規模、形状及び用途
- c 環境保全に係る配慮事項及び内容

(イ) 評価書案及び評価書に記載する事業計画の内容は、次に掲げる事項について、具体的に明らかにしたものとする。

- a 事業の位置及び事業区域の面積
- b 事業により設置される施設の規模、形状、構造及び用途
- c 事業実施期間
- d 施工計画及び供用の計画
- e 環境保全に関する計画等を踏まえた配慮の内容

【解説】

事業段階環境影響評価における事業計画の作成に当たっては、計画段階環境影響評価と同様に、東京都環境基本計画に示す「環境の確保に関する配慮の指針」に記載されている事項を踏まえて、作成する。

計画段階環境影響評価（個別計画又は広域複合開発計画）の手続を経た対象事業に係る事業計画の作成にあつては、計画段階環境影響評価の結果に基づき決定した対象計画内容を踏まえて、作成する。

省資源・資源再利用（リユース・リサイクル）、ヒートアイランドの状況とその対応、オゾン層の保護等地球環境保全の見地から必要な事項に関しては、第2章第1 1(1)イ(イ)bに示す解説を参照すること。

1 調査計画書に記載する事業計画の内容

(1) 施設の規模、形状及び用途については、可能な限り具体的に記載するとともに、概略の計画図を示す。なお、計画の熟度からみて具体的な規模等が未確定である場合には、想定している規模等の概要を明らかにする。

(2) 環境保全に関して計画等への配慮については、東京都環境基本計画等対象事業の実施に当

たって配慮すべき計画に対して配慮する内容を、表形式等で明らかにする。

- (3) 事業実施期間については、事業の着手から事業の完了時点までの事業期間を示すとともに、工事内容を大区分（着手、掘削等、建設工事、完了等）に区分けした工事計画を、表等を用いて年別又は年度別で可能な限り明らかにする。
- (4) 施工計画については、主要な工事の種類別にその内容を工事計画として可能な限り明らかにする。なお、計画の熟度からみて具体的な内容等が未定である場合には、工事の概略について可能な限り明らかにする。

供用の計画については、供用開始の時期、交通計画(概要)等について可能な限り明らかにする。

2 評価書案及び評価書に記載する事業計画の内容

- (1) 施設の規模、形状及び用途については、具体的に記載するとともに、計画図を添付する。
- (2) 事業実施期間については、事業の着手から事業の完了時点までの事業期間を示すとともに、年別又は年度別で工事計画を工事の区分ごとに具体的に明らかにする。
- (3) 施工計画については、工事計画に沿って、工事の種類別にその内容を明らかにするとともに、具体的な施工図を添付する。

供用の計画については、供用開始の時期、交通計画、熱源計画（熱源及び省エネルギー対策）等について明らかにする。

- (4) 環境保全に関する計画等への配慮については、東京都環境基本計画等対象事業の実施に当たって配慮すべき計画に対して配慮する内容について、具体的に明らかにする。記載は、表形式等による。

2 環境影響要因の抽出

適正な環境影響評価を行うために必要な環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因（良好な環境の創出に寄与する環境影響要因を含む。以下「環境影響要因」という。）の抽出は、対象計画の案又は事業計画の内容の具体性の程度（以下「計画の熟度」という。）を勘案して行う。

なお、対象事業のうち、改築、改良又は変更に係る事業を除く事業にあつては、施設の解体工事（地中埋設物の撤去を除く。）に伴う環境影響要因については、抽出する必要はない。

【解説】

環境影響要因とは、対象計画の案に基づき予定される事業又は事業計画に基づく対象事業の実施に伴い発生する環境に影響を生じるおそれがある行為及び要因をいう。

また、良好な環境の創出に係る要因の抽出は、地球環境保全又は自然環境保全の視点に立った環境負荷の低減及び対応措置、生物多様性の向上等新たに創出される環境影響要因について、行う。

広域複合開発計画にあつては、対象計画の案に基づき予定される複数の事業の実施による複合的かつ累積的な影響を生じるおそれのある行為及び要因を基本に抽出する。

この複合的かつ累積的な影響とは、複数の事業が同時並行的に実施される場合等個々の事業の実施による影響が複合して発生する著しい影響又は、複数の事業が逐次段階的に実施されること

により、順次影響が累積し著しい影響を与えるおそれがある影響とする。

行為及び要因とは、工事の施行中においては、掘削工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行等、工事の完了後においては、建築物等の存在、発生集中交通、設備等の稼働、その他供用に伴う要因等を指す。また、良好な環境の創出に寄与する環境影響要因とは、循環型社会づくりの視点に立った環境負荷の低減措置、対象計画に基づく事業の実施による生物多様性の向上等新たな環境資源を創出するもの等とする。

この環境影響要因の抽出に当たっては、対象計画の案又は事業計画の内容の熟度に応じて、可能な範囲で抽出する。

なお、対象事業のうち、新築、新設、設置等の対象事業で事業の実施前までに行う解体工事に伴う環境影響要因については、抽出する必要はない。

ただし、地中埋設物（建築物の基礎及び杭、地下構造物、下水道管等）の撤去で、対象事業の建築工事の施行を目的とした工事（根切り工事、山留め工事、杭打工事等）につながる撤去工事は、抽出の対象とする。

また、事業の実施後における解体工事に関しては、抽出の対象とする。

(1) 計画段階環境影響評価における環境影響要因の抽出

個別計画環境影響評価においては、対象計画の案に基づき実施される事業の種類、規模、実施期間、供用の計画、環境配慮のための措置等対象計画の案の内容及びその具体性の程度を勘案し、当該事業の実施に伴い発生する環境影響要因を、工事の完了後について抽出する。

広域複合開発計画環境影響評価においては、対象計画の案に基づき実施が予定される個々の事業につき工事の完了後ごとの環境影響要因及び複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出する。

なお、実施場所又は対象地域の周辺の地域の概況からみて、必要がある場合には、工事の施行中についても、環境影響要因を抽出する。

【解説】

個別計画環境影響評価に係る環境影響要因の抽出に当たっては、基本的には、工事の完了後（供用後）において著しい影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出する。工事の施行中に関しては、対象計画の案の内容及び地域の環境特性から、建設中の騒音・振動等検討が必要と判断される場合等には、適切な時点について環境影響要因を抽出する。

広域複合開発計画環境影響評価に係る環境影響要因の抽出に当たっては、基本的には、工事の完了後（供用後）において複合的かつ累積的な影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出する。この場合の手順は、次のように行う。

- 1 広域複合開発計画の案に予定される複数の事業について、事業ごとに環境影響要因を抽出する。
 - 2 1で抽出した環境影響要因を基に、複数の事業による複合的かつ累積的な影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を整理する。
この場合、次の点に留意して行う。
- (1) 複数の事業が同時並行的に実施される場合には、事業の完了時及び供用時における環境影

響要因を抽出する。なお、必要がある場合には、工事の施行中においても抽出する。

- (2) 複数の事業が段階的に実施される場合には、事業ごとの工事の完了時及び全ての事業の完了時並びに供用時点について、環境影響要因を抽出する。なお、必要がある場合には、工事の施行中においても抽出する。

(2) 事業段階環境影響評価における環境影響要因の抽出

事業段階環境影響評価においては、対象事業の種類、規模、施工計画、供用の計画等事業計画の内容及びその具体性の程度を勘案し、対象事業の実施に伴い発生する環境影響要因を、工事の施行中及び工事の完了後に区分して抽出する。

3 地域の概況の把握

対象計画又は対象事業の実施による環境影響の程度は、対象計画を策定し、又は対象事業を実施しようとする地域の特性により、大きく異なる。

したがって、個別計画若しくは広域複合開発計画を策定し、又は対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域の環境面からの特性を明らかにするため、地域の概況を次に示すように調査する。

(1) 調査項目

調査項目は、別表1に掲げる調査項目のうち、地域の環境特性の把握に必要であり、かつ、2で抽出した環境影響要因と関連がある項目について行う。調査は、経年変化についても行う。

【解説】

対象計画又は対象事業の実施により生じる環境影響の程度は、対象計画を策定しようとする地域又は事業を実施しようとする地域の土地利用の状況、建築物等の状況、地形の状況、現在の環境の状況等により大きく異なってくる。

したがって、対象計画を策定しようとする地域又は事業を実施しようとする地域の特性、環境の特性の概況を、事前に十分に把握しておく必要がある。

この地域の概況に係る調査の項目及び内容は、別表1に示すもののうちから、2で抽出した環境影響要因からみて調査、予測及び評価上必要なものを選択して、その概況を調査する。

調査に当たっては、過去の一定期間の経年変化（おおむね5～10年程度のもの、必要がある場合には、それ以上の期間のもの）について、調査し、当該地域の環境の変化の傾向も把握する。

(2) 調査方法

調査方法は、原則として、既存資料の収集及び解析によるものとし、既存資料については、国、東京都、区市町村等が公表した最新の資料・文献、評価書など、客観性のある資料を活用する。

なお、既存資料等による地域の環境特性の把握が不十分であるなど必要がある場合には、現地調査を行う。

【解説】

地域の概況の調査は、原則として、国、東京都又は区市町村が公表した最新の資料や文献、各

種学会等が発表し、一般に利用されている文献（論文等）、条例に基づき実施され、作成された環境影響評価書、他団体の環境影響評価制度に基づき作成された図書等、客観性のある既存の資料、文献を収集し解析等を行う。なお、これらの資料等を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に係る権利を侵害しないこと。

地域の概況に係る調査地域の範囲は、第3章第1節第1から第17までに掲げる環境影響評価の項目ごとに定めている現況調査の地域を基本とするが、環境影響評価の項目によっては、既存の資料、文献等では一定の範囲内のデータ等適切なものがない場合もあるので、この場合には、区市町村の単位又は広域の範囲としても良い。また、広域複合開発計画環境影響評価においては、複合的かつ累積的な環境影響を対象とすることから、その影響が及ぶ範囲が個別計画環境影響評価又は事業段階環境影響評価に比べ、広域になるおそれもあるので、注意を要する。

これらの既存の資料、文献等のみでは、地域の概況を把握し得ない場合や資料、文献がない場合等においては、必要な範囲で現地調査を行う。現地調査を行う場合には、第3章第1節第1から第17までに掲げる環境影響評価の項目ごとに定める現況調査の方法等によるものとする。

4 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定は、次の手順で行う。

(1) 環境影響評価の項目の選定

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和56年東京都規則第134号。以下「規則」という。）第6条に掲げる環境影響評価の項目については、3で把握した地域の概況を十分に勘案して、2で抽出した環境影響要因と環境影響評価の項目との関連を整理し、対象計画又は対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響評価の項目を選定する。

この選定された項目を「予測・評価項目」という。

〔規則第6条に掲げる環境影響評価の項目〕

大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤・地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガス

【解説】

環境影響評価の項目（条例施行規則第6条に定める17項目）の選定に当たっては、3で把握した「地域の概況」及び2で抽出した「環境影響要因」を踏まえて、環境影響評価の項目との関連を別記書式により整理して、対象計画又は対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響評価の項目を選定する。

(2) 計画段階環境影響評価の手続を経た対象事業の事業段階環境影響評価における予測・評価項目の選定

計画段階環境影響評価の手続を経た対象事業に係る事業段階環境影響評価を実施する場合においては、計画段階環境影響評価における調査等の結果を可能な範囲で適切に活用する。

特例環境配慮書により行う計画段階環境影響評価で選定した予測・評価項目のうち、

事業段階環境影響評価に相当する精度の調査等を行ったと知事が認めた項目に関しては、事業段階環境影響評価において、改めて調査等を実施する必要はない。

計画段階環境影響評価の手続後に、事業段階環境影響評価の手続まで5年以上の期間を要した場合においては、公害系の項目並びに日影及び風環境の項目に係る調査等を改めて行うものとする。

なお、調査等を実施する必要のない項目に関しては、その旨、調査計画書、評価書案及び評価書に記載するとともに、計画段階環境影響評価において実施した内容を評価書案及び評価書に再掲するものとする。

【解説】

計画段階環境影響評価の手続を行った後、事業段階環境影響評価を実施する場合には、次に示すように行う。

- 1 計画段階環境影響評価の手続を経た対象事業（個別計画の事業又は広域複合開発計画に予定されている事業のうち対象事業の規模要件を有する事業）について、事業段階環境影響評価を行う場合であって、計画段階環境影響評価で実施した現況調査、予測及び評価の結果が、事業段階環境影響評価において十分に活用できるときは、適切な範囲でこの結果を利用する。また、計画段階環境影響評価において、事業段階環境影響評価と同等な精度を持って調査等（第3章第2節に定める調査、予測及び評価を実施したもの）を行っている場合には、事業段階で改めて調査等を行うことは必要としない（条例第25条及び第29条）。この場合には、その旨を、評価書案（特例環境配慮書を作成した事業は除く。）及び評価書に記載した上で計画段階環境影響評価の内容を再掲する。
- 2 計画段階環境影響評価の手続を行った後、事業段階環境影響評価の手続を行うまでに5年以上の期間が生じた場合には、事業区域及びその周辺の地域における地域の特性及び環境特性に変化が生じている場合が多いことから、大気汚染、騒音・振動等公害系の項目並びに日影及び風環境の項目に係る調査等は、4(1)に示すことにかかわらず新たに調査等を行う必要がある。なお、その他の項目においても、変化の状況が著しいと判断できる場合には、同様に行うものとする。

(3) 選定結果の整理

予測・評価項目の選定結果については、別記書式を参考に環境影響要因と関連付けて整理する。

また、予測・評価項目として選定しない環境影響評価の項目については、その選定しない理由を、根拠資料等を添付し、具体的に明らかにする。

【解説】

予測・評価項目として選定しない場合には、環境影響要因が対象計画の事業計画の案又は事業計画の内容から、環境影響要因がない、環境影響要因はあるがその影響はほとんど生じない又はその影響の程度は軽微である等選定しない理由について、その裏付け資料を添付し、具体的に示すとともに、裏付け資料が膨大になる場合には、資料編等に記載する。

また、予測・評価項目として選定したものにおいては、予測・評価する事項（予測・評価事項）を選択した理由及び主要な予測・評価事項であっても選択しない場合の理由についても、その根

拠を具体的に記載する。

5 調査等の方法の選定

計画段階環境影響評価及び事業段階環境影響評価を行うために必要な調査事項、調査地域、調査方法並びに予測及び評価の方法を、予測・評価項目ごとに、次の手順で選定する。

(1) 調査事項

個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価に係る調査事項は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める調査事項のうちから、予測及び評価に当たり必要なものを選定し、具体的な内容を定める。

広域複合開発計画環境影響評価に係る調査事項は、第3章第2節に定める調査事項のうちから、予測及び評価に当たり必要なものを選定し、具体的な内容を定める。

(2) 調査地域及び調査方法

調査地域及び調査方法の選定に当たっては、次のことに留意する。

ア 調査地域は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定めるとおり、対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると予想される地域とし、環境影響評価の類似事例や地域の概況などを参考にして設定する。ただし、広域複合開発計画環境影響評価においては、第3章第2節に定める調査地域とする。

また、温室効果ガス等調査地域の設定が困難な予測・評価項目に係る調査地域については、その設定を省略することができる。

イ 調査方法は、(1)で設定した調査事項について、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める調査方法に基づき、予測及び評価を適切に行うために必要にして十分な情報が得られるよう、具体的な内容を定める。ただし、広域複合開発計画環境影響評価においては、第3章第2節に定める調査方法で行う。

ウ 調査地域及び調査方法の選定に当たっては、調査の実施によって、環境に与える影響が、可能な限り小さくなるよう配慮する。

(3) 予測及び評価の方法

個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価における予測及び評価の方法は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める予測及び評価の方法に基づき、具体的な内容を定める。

広域複合開発計画環境影響評価における予測及び評価の方法は、(1)で選定した調査事項に係る適切な方法を、第3章第2節に定める予測及び評価の方法から選定する。

予測及び評価の方法を定めるに当たっては、次のことに留意する。

ア 予測の方法は、定量的な結果が得られるように定めるものとするが、定量的な結果を得ることが困難な場合又は計画の熟度が低く定量的な予測が困難な場合には、定性的な結果が得られるように定めてもよい。

イ 評価の方法について、調査計画書の作成時において計画の熟度が低い場合又は評価の方法に係る具体的な内容を定めることが難しい場合には、選定の考え方及び具体的な方法等を選定する予定時期を示すものとする。

【解説】

広域複合開発環境影響評価における評価の方法について、具体的計画内容が未確定で計画の概略しか決定されていない等計画の熟度が低く具体的な評価の方法を定めることが困難な場合には、評価において何を基本に行うか等の考え方、評価の手順の考え方及び評価する時期について、環境配慮書に示す。

6 現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施

(1) 個別計画環境影響評価における現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施

現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施に当たっては、次のことに留意する。

ア 現況調査

- (ア) 現況調査に当たっては、可能な限り最新のデータを得るように努めるものとする。
- (イ) 実施場所の周辺に大規模な樹林、農地等が存在しているような自然が豊かな地域においては、生物・生態系に関する実態を把握することが重要であることから、計画段階環境影響評価において、十分な調査を実施するものとする。

【解説】

実施場所及びその周辺地域に山林、大規模な樹林、良好な農地等が存在しているような自然環境が豊かな地域（例えば、多摩西部の丘陵地、山間部、島しょ、自然環境の豊かな河川沿いの地域又は海域沿岸部等）の場合には、計画段階環境影響評価の時点から、生物・生態系及び水循環、地形・地質に関する実態を把握することが重要である。

したがって、計画段階環境影響評価において、十分に調査を実施しておく必要がある。

また、計画段階環境影響評価において十分に調査した結果は、事業段階においても、そのまま十分に活用し得るので、事業段階環境影響評価で改めて調査をする必要はない。

イ 予測

- (ア) 予測の対象時点は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める時点のうち、工事の完了後とする。ただし、必要がある場合には、工事の施行中についても、予測時点とする。
- (イ) 予測は、できる限り定量的に実施することとし、対象計画の案の内容の具体性の程度、予測に係る知見等により定量的に予測することが困難な場合には、環境影響評価の類似事例等を勘案して定性的に予測する。

なお、対象計画の案の熟度が高いものであっても、ある程度の不確定な内容を含んでいる場合にあっては、予測に際して、一定の条件を設定して行うものとする。

【解説】

予測の対象時点は、基本的には、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める時点のうち、工事の完了後及び供用時とするが、工事の施行中において、対象計画の案の内容及び地域の環境特性から、建設中の騒音・振動等検討が必要と判断される場合等には、工事の施行中の適切な時点についても予測時点とする。

予測は、複数案相互の比較検討ができるように、定量的に行うものとするが、対象計画の案の内容の具体性の程度、予測に係る定量的な知見がない等により定量的に予測することが困難な場合及び定量的に行うことが困難な項目（例えば、景観等）については、環境影響評価の類似事例又はその他の調査事例を基に、複数案の比較検討が可能となるように、定性的に予測する。

予測に当たって、対象計画の内容にある程度不確定な部分がある場合には、一定の範囲内で、予測の条件を設定し行う。この場合には、予測条件にその旨を記載しておく。

ウ 環境保全のための措置の検討

- (ア) 対象計画の案に基づく事業の実施により、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置を検討する。
- (イ) 評価の結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置の検討を行い、当該検討の結果に基づき、再度、予測及び評価を行う。
- (ウ) 予測・評価項目として選定しなかった項目に関しても、可能な限り環境保全のための措置を検討して、明らかにする。

【解説】

予測に際し、対象計画の案に基づく事業の実施により著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、その影響について回避若しくは低減又はその影響を代償し得る対策を検討して、予測及び評価する。評価の結果、まだ環境への影響が著しいと判断する場合には、再度、環境保全のための措置について、検討を加えて再度予測及び評価を行い、より環境に配慮した対象計画の案になるよう努める。さらに、評価の結果を踏まえ、より環境影響の低減等を図るための措置や将来可能となる環境保全のための措置についても検討する。ただし、この場合は、予測の条件にしなくても良い。

また、予測・評価項目として選定しなかった項目に関しても、可能な範囲で環境保全のための措置を検討し、環境配慮書に記載するよう努める。

エ 評価

- (ア) 評価は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標を用いて評価する。
- (イ) 対象計画の案に基づく事業の実施が環境に及ぼす影響（良好な環境の創出を含む。）について、必要に応じて、複数の指標を用いて評価する。

【解説】

評価に当たっては、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標を用いて評価する。この場合、予測・評価項目の性質、実施場所の周辺地域の環境特性等から、法令に基づく指標及び現況の環境レベル等複数の指標を用いて、対象計画に予定されている事業の実施による影響の程度、変化の程度を明らかにして、複数案の比較検討を行う。

評価の手順としては、対象計画の案の予測・評価項目ごとに第3章第1節の個別計画環境影響評価における評価方法に定める評価の軸ごとに各対象計画の案の環境面からみた比較検討を行

う。この場合、第3章第1節(4)ア(ア)に規定する区分例に沿って、複数案の相互比較結果をマトリックス等の表を用いて分かりやすく整理する。

次に、各対象計画の案ごとに予測及び評価結果を総合的に検討し、各案の環境面からみた特性（例えば、A案は、公害系の項目において影響が生じるが、自然環境系の項目や温室効果ガス等の項目については、影響がほとんど生じない。B案は、公害系の項目については、比較的影響は生じないが、自然環境系の項目において影響が生じるおそれがある等。）を明らかにする。

なお、評価に当たっては、環境面からのみでなく、経済的及び社会的側面も踏まえて行うことができる。

(2) 広域複合開発計画環境影響評価における現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施

現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施に当たっては、次のことに留意する。

ア 現況調査

(ア) 現況調査に当たっては、可能な限り最新のデータを得るように努めるものとする。

(イ) 対象地域の周辺に大規模な樹林、農地等が存在しているような自然が豊かな地域においては、生物・生態系に関する実態を把握することが重要であることから、計画段階環境影響評価において、十分な調査を実施するものとする。

【解説】

広域複合開発計画環境影響評価における現況調査は、第2章第1-6(1)個別計画環境影響評価に示す解説を参照すること。

イ 予測

(ア) 予測の対象時点は、第3章第2節に定める予測の対象時点とする。

(イ) 予測は、できる限り定量的に実施することとし、対象計画の案の内容の具体性の程度、予測に係る知見等により定量的に予測することが困難な場合には、環境影響評価の類似事例等を勘案して定性的に予測する。

【解説】

予測時点は、基本的には、工事の完了後(供用後)とし、複数の事業が同時並行的に実施される場合には、事業の完了時及び供用時、複数の事業が段階的に実施される場合には、事業ごとの工事の完了時及び全ての事業の完了時並びに供用時とする。

しかし、対象計画の案の内容及び地域の環境特性から、建設中の騒音・振動等検討が必要と判断される場合等には、工事の施行中の適切な時点についても、予測時点とする。

特に、広域複合開発計画環境影響評価においては、広域複合開発計画の案に予定されている個々の事業の完了時も予測時点とすることから、その時点における他の事業の施行に伴う環境影響も考慮して予測する。

ウ 環境保全のための措置の検討

- (ア) 対象計画の案に基づき予定される事業の実施により、環境に複合的かつ累積的な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置を検討する。
- (イ) 評価の結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置の検討を行い、当該検討の結果に基づき、再度、予測及び評価を行う。
- (ウ) 予測・評価項目として選定しなかった項目に関しても、可能な限り環境保全のための措置を検討して、明らかにする。

エ 評価

評価は、第3章第2節に定める評価の指標を用いて評価する。

【解説】

広域複合開発計画環境影響評価における予測は、6(1)個別計画環境影響評価に示す解説を参照すること。

評価は、第3章第2節に定める指標を用いて行う。複合的かつ累積的な影響についての評価に当たっての基本的考え方は、6(1)個別計画環境影響評価に示す評価の考え方と同様に行う。

(3) 事業段階環境影響評価における現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施

- ア 現況調査、予測及び評価は、調査計画書に基づき、実施する。
- イ 個別計画環境影響評価の手続を経た対象事業の事業段階環境影響評価を実施する場合には、個別計画環境影響評価の結果を踏まえた事業計画について現況調査、予測及び評価を実施する。
- ウ 現況調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の実施に当たっては、次のことに留意する。
 - (ア) 現況調査
 - a 現況調査に当たっては、可能な限り最新のデータを得るように努めるものとする。
 - b 個別計画環境影響評価の手続を経た場合の現況調査は、個別計画環境影響評価において行った調査結果を十分に活用するものとする。
 - (イ) 予測
 - a 予測の対象時点は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める時点とする。
 - b 予測は、できる限り定量的に実施することとし、事業計画の内容の具体性の程度、予測に係る知見等により定量的に予測することが困難な場合には、環境影響評価の類似事例等を勘案して定性的に予測する。
 なお、事業計画の熟度が高いものであっても、ある程度の不確定な内容を含んでいる場合にあっては、予測に際して、一定の条件を設定して行うものとする。
 - (ウ) 環境保全のための措置の検討

- a 対象事業の実施により、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置を検討する。
- b 評価の結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、その影響について回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置の検討を行い、当該検討の結果に基づき、再度、予測及び評価を行う。
- c 予測の条件とした環境保全のための措置及び予測の条件に含めなかった環境保全のための措置については、工事の施行中及び工事の完了後に区分して明らかにする。
- d 予測・評価項目として選定しなかった項目に関しても、可能な限り環境保全のための措置を検討して、明らかにする。

(工) 評価

- a 評価は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標を用いて評価する。
- b 対象事業の実施が環境に及ぼす影響（良好な環境の創出を含む。）について、必要に応じて、複数の指標を用いて評価する。

【解説】

事業段階環境影響評価における現況調査は、6(1)個別計画環境影響評価に示す解説を参照すること。

予測の対象時点は、工事の施行中及び工事の完了後（供用時を含む。）に区分して、第3章第1節環境影響評価の項目ごとに定める予測の対象時点のうちから、適切な時点を選定する。

環境保全のための措置については、6(1)個別計画環境影響評価に示す解説を参照すること。

評価は、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標を用いて評価する。

この場合、予測・評価項目の性格、実施場所の周辺地域の環境特性等から、法令に基づく指標、現況の環境レベル等複数の指標を用いて評価する。対象計画に予定されている事業の実施による影響の程度又は変化の程度を明らかにして、複数案の比較検討を行う。

7 環境配慮書等の作成

個別計画環境影響評価に係る環境配慮書又は特例環境配慮書は、第1 1(1)、2(1)、3、4、5及び6(1)により検討した結果に基づき、作成する。

広域複合開発計画環境影響評価に係る環境配慮書は、第1 1(1)、2(1)、3、4、5及び6(2)により検討した結果に基づき、作成する。

【解説】

環境配慮書は、複数の対象計画の案を策定し（ただし、広域複合開発計画において、単一の案を作成する場合を除く。）、環境影響要因の抽出、地域の概況の調査、予測・評価項目の選定、現況調査、予測及び評価を行った後、作成する。

個別計画環境影響評価の環境配慮書の作成において、各対象計画の案ごとに調査計画書と同様の調査等の方法を記載することができる。この場合には、事業段階環境影響評価の調査計画書の作成を省略できる（条例第25条）。

また、個別計画環境影響評価における複数案それぞれの現況調査、予測及び予測の内容が、事業段階環境影響評価における現況調査、予測及び評価の内容と同程度の精度でもって行われている場合には、特例環境配慮書を作成することができる。この場合には、事業段階環境影響評価における調査計画書及び評価書案の作成を省略できる（条例第29条）。

8 調査計画書の作成

調査計画書は、第1 1(2)、2(2)、3、4及び5により検討した結果に基づき、作成する。

【解説】

調査計画書は、事業計画の策定、環境影響要因の抽出、地域の概況の調査、調査等の方法を検討した後、作成する。

現況調査については、調査事項、調査地域及び調査方法を選定し、その結果を明らかにする。なお、計画の熟度により調査地点等を明確にできない場合には、調査地点等の選定の考え方を明らかにする。

予測については、予測事項、予測時点、予測地域及び予測の方法を明らかにする。ただし、計画の熟度により予測地域等を明確にできない場合には、予測地域等の選定の考え方を明らかにする。

また、予測の方法の選定が困難な場合には、いくつかの予測の方法を明らかにして、事業計画の確定時に適切な方法を選定する旨を記載しておく。

環境保全のための措置については、考えられる又は対応可能な範囲で、取り得る措置を記載する。

また、評価については、評価に際しての考え方及び評価の指標の設定の考え方を明らかにする。

9 評価書案の作成

評価書案は、第1 1(2)、2(2)、3、4、5及び6(3)により検討した結果に基づき、作成する。

【解説】

評価書案は、必要に応じ、調査計画書に対する都民等の意見及び調査計画書審査意見書に基づき検討を加え、具体的な事業計画の策定、調査計画書に基づく現況調査、予測及び評価を実施した後、作成する。

10 評価書の作成

- (1) 評価書は、評価書案に対する都民等の意見及び評価書案審査意見書に基づき検討を加え、作成する。
- (2) 個別計画環境影響評価の手続を経た対象事業に係るもので、評価書案を省略した場合は、その経過及び理由をできる限り具体的に記述する。

【解説】

評価書は、評価書案に対する都民等の意見及び評価書案審査意見書に基づき検討を加え、作成する。また、必要に応じ、追加調査等を実施し、その結果を踏まえて作成する。

第2 環境影響評価図書の作成上の留意事項

環境影響評価図書の作成に当たっては、計画段階環境影響評価又は事業段階環境影響評価の内容を、関係住民等が理解しやすいものとするために、次の事項に留意して記述する。

1 共通留意事項

環境影響評価図書の作成に当たり、留意すべき共通の事項は、次のとおりである。

- (1) 記述内容については、十分に検討し、各節にわたって一貫性のある内容となるよう配慮する。
- (2) 記述に当たっては、できる限り簡潔かつ平易な文章で表現するとともに、写真、図、グラフ等を用いることにより、関係住民等が理解しやすい内容とする。
- (3) 学術的専門用語の使用は、必要最小限にとどめ、やむを得ず使用する場合は、必要に応じて注釈などを付す。
- (4) 調査地域、調査地点、予測方法、予測条件及び予測に用いた係数、数値等については、その根拠を明らかにする。
- (5) 既存の資料の使用に当たっては、出典等を明示するとともに、著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触することのないよう注意する。
- (6) 希少生物などの生育・生息に関する情報は、必要に応じて場所等の特定ができないように配慮する。
- (7) 専門技術的な分析資料等で膨大となる資料、根拠資料等は、資料編として別途整理する。

2 環境配慮書又は特例環境配慮書

環境配慮書又は特例環境配慮書の作成に当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 個別計画環境影響評価に係る環境配慮書等

ア 対象計画の案の内容

- (ア) 対象計画の案の内容において、事業の必要性をできる限り具体的に記述するとともに、対象計画の案の策定に当たっての背景も記述する。
- (イ) 対象計画の案においては、使用する燃料等のエネルギーの有効利用、使用する水等についての省資源・資源再利用(リユース・リサイクル)に関する考え方、ヒートアイランドの状況とその対応、オゾン層の保護等地球環境保全の見地から必要な事項についても、可能な限り記述する。

イ 環境に及ぼす影響の評価の結論

複数の対象計画の案の環境影響評価の項目ごとの相互比較の結果は、マトリックスによる表示を行うなど、分かりやすい表現方法に努める。

ウ 特例環境配慮書の留意事項

評価書案を省略しようとする場合においては、複数の対象計画の案の全てについて評価書案の内容に相当する程度の調査等を行い、その結果を特例環境配慮書に記述する。

(2) 広域複合開発計画に係る環境配慮書

ア 対象計画の案の内容

対象計画の案においては、次の表に掲げる事項のほか、使用する燃料等のエネルギーの有効利用、使用する水等についての省資源・資源再利用（リユース・リサイクル）に関する考え方、ヒートアイランドの状況とその対応、オゾン層の保護等地球環境保全の見地から必要な事項についても、可能な限り記述する。

主に市街地における 広域複合開発計画	対象地域、規模、計画人口及び用途別土地利用計画並びに用途別容積率、交通計画等の対象計画の案の主要な要素となる事項
主に自然環境の豊かな地域における広域 複合開発計画	対象地域、規模、計画人口及び用途別土地利用計画並びに緑地計画、公共・公益施設の配置計画等対象計画の案の主要な要素となる事項

イ 環境に及ぼす影響の評価の結論

(ア) 広域複合開発計画の案の内容を踏まえ、複合的かつ累積的な影響に係る評価の結論を、できる限り具体的に記述する。

(イ) 複数の対象計画の案の環境影響評価の項目ごとの相互比較の結果は、マトリックスによる表示を行うなど、分かりやすい表現方法に努める。

ウ 複数の対象計画の案が策定できない場合は、その理由についても、記述するよう努める。

【解説】

個別計画に係る環境配慮書又は特例環境配慮書には、計画策定に至った経過のうち、対象計画の案としなかった主要計画の案についても、案としなかった理由及び計画の案の概要を記載するよう努める。

広域複合開発計画に係る環境配慮書には、広域複合開発計画環境影響評価の対象計画の案について、複数案が策定できなかった場合には、その策定経過において複数案としなかった主要なものについて、その理由をできるだけ具体的に記述するよう努める。

3 調査計画書

調査計画書の作成に当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 対象事業の内容

対象事業の内容の中では、施工計画及び供用の計画についても、調査計画書の作成段階における事業計画の内容の具体性の程度に応じて記述し、対象事業の実施に伴い発生する環境影響要因と、それが環境に及ぼすおそれのある影響について、別表1の環境項目との関連を考慮しながら整理する。

また、事業計画の策定の経過については、その概略を分かり易く簡潔に記述する。

(2) 地域の概況

東京都環境基本計画に定める地域別配慮の指針等を参考に、環境面からみた地域の状況と課題とを具体的に記述するとともに、これらを踏まえ、環境影響要因と関連のある環境影響評価の項目に係る地域の状況を記述する。

(3) 予測の方法

予測の方法について、第3章第1節の環境影響評価の項目ごとに規定する「その他適切な方法」を選定する場合には、選定する理由及び選定することの妥当性についても記述する。

- (4) 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する区市町村の名称及びその地域の町名

対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域は、原則として予測・評価項目ごとの調査地域を包含する地域として定め、管轄する区市町村の名称は、これに基づき記述する。地域の町名は、町丁目の単位で表し、表又は地図により示すものとする。

なお、その他の方法による場合には、その方法及び根拠について記述する。

4 評価書案

評価書案の作成に当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 対象事業の内容

対象事業の内容としては、対象事業の位置、区域、規模（面積、長さなど）、処理能力、構造等の概要を記述する。

- (2) 施工計画及び供用の計画

ア 施工計画としては、工種及び工事工程を記述するとともに、工事の規模、範囲、建設機械の種類及び使用台数、工事用車両の種類、使用台数及び走行経路等、工事に伴い発生する環境影響要因に関連する内容をできる限り定量的に記述する。

イ 供用の計画としては、計画交通量、発生集中交通量、排出ガス・排出水の性状及び量等、供用に伴う施設の存在やそれに伴う事業活動等により発生する環境影響要因に関連する内容をできる限り定量的に記述する。

なお、住宅団地の建替事業や廃棄物最終処分場のように、工事を行いつつ順次供用を開始するなど、供用の状況が経年的に変化する場合は、その内容も記述する。

- ウ 環境保全に関する計画等への配慮の内容

配慮の内容については、配慮した環境保全に関する計画等の名称及び当該計画等に示されている配慮すべき事項と対象事業との関連が明確となるよう、整理して記述する。

- エ 事業計画の策定に至った経過

事業計画の策定に至った経過については、対象事業に係る都市計画等関連する計画を勘案して記述する。

代替案を検討した場合には、その経過（代替案の内容、環境影響に関する予測及び評価の結果、原案が採用されなかった理由等）を記述する。

計画段階環境影響評価の手続を経た対象事業に係るものについては、その手続の経過、対象計画の案選定の理由、環境配慮書審査意見書に基づき検討した内容等を記述する。

- オ 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目が、環境配慮書又は調査計画書において選定した項目と異なる場合は、変更した理由を記述する。

- カ 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

(ア) 現況調査

- a 現地調査を行った場合は、調査結果のほかに、調査日時や気象等の調査条件を記述する。
- b 調査結果の記述に当たっては、希少生物に関する情報等、公開することにより現況が損なわれるおそれがあるものについては、場所が特定できないようにするなど配慮する。

(イ) 予測

予測については、予測結果のほかに、予測条件等予測結果を導く上での予測式、予測に際しての補正值、排出係数など基本的事項も記述する。

(ウ) 環境保全のための措置

- a 予測条件に環境保全のための措置を含めた場合には、その具体的な内容及び当該措置を講じるに至った経過を記述する。
- b 対象事業とは別に行われる環境保全のための措置を予測条件に含めた場合には、その具体的な内容及び含めた根拠を記述する。
- c 環境保全のための措置のうち、予測条件に含めなかったものについても、その旨を明記した上で、その具体的な内容を記述する。

(エ) 評価

評価については、予測結果と評価の指標との関連が分かりやすいように記述する。

キ 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する区市町村の名称及びその地域の町名

管轄する区市町村の名称が、環境配慮書又は調査計画書で示した名称と異なる場合には、変更した理由を記述する。

5 評価書

評価書の作成に当たり、留意すべき事項は、4に準拠する。

なお、評価書案審査意見書の内容に十分に留意して作成すること。

第 3 章 調査、予測及び評価の方法

第 1 節 個別計画環境影響評価及び事業 段階環境影響評価における調 査、予測及び評価の方法

第3章 調査、予測及び評価の方法

第1節 個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価における調査、予測及び評価の方法

個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価における調査、予測及び評価の方法は、第1から第17までのとおりとする。ただし、個別計画環境影響評価における現況調査の方法、予測の対象時点、評価の方法等については、次のとおりとする。

- (1) 「対象事業」とあるのは「対象計画に基づき実施される対象事業」と読み替えるものとする。
- (2) 現況調査は、既存の資料・文献の収集を基本とし、対象計画に基づき実施される対象事業の特性に応じて、住民からの情報の収集や専門家からの科学的知見の収集、現地調査の方法により行う。

【解説】

第1節第1から第17までに掲げる環境影響評価の項目ごとに定める環境影響評価の対象の範囲、現況調査、予測、環境保全のための措置及び評価に係る技術的事項は、計画段階環境影響評価のうちの個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価に共通のものとして作成した。

したがって、計画段階環境影響評価に際しては、「対象事業」については、「対象計画に基づき実施される対象事業」と読み替えるものとする。

現況調査に際しては、既存の資料・文献の収集、整理及び解析をする方法のほか、対象計画に基づき実施が予定されている対象事業の実施場所及びその周辺地域が自然性豊かな地域である場合等周辺地域の環境の特性等から環境実態を十分に把握する必要がある場合には、地域住民や専門家等から科学的知見又は情報の聴取又は収集をして行う。

- (3) 予測の対象時点は、原則として、工事の完了後で事業活動が通常状態になる時期について行う。

また、必要に応じて工事の施行中の適切な時期も行う。

【解説】

予測は、原則的には対象事業の工事の完了時点又は事業活動が計画に沿って通常の状態に達する時点（供用時）について行う。

また、工事期間が長期にわたる場合若しくは工事用の車両又は建設機械が多量に集中して稼働する施工計画を有し、周辺地域（特に住宅系の市街地等）の環境に著しい影響を与えるおそれがある場合又は事業計画地に近接して病院、学校、その他施設で大気汚染、騒音・振動等公害系の項目に係る環境影響を十分に考慮する必要があるものが存在する場合等には、工事の施行中の効果的かつ適切な時点についても予測する。

- (4) 評価については、次に定める方法による。

ア 評価は、(ア)に示すとおり、各対象計画の案の予測・評価項目ごとの予測結果について、第1から第17までに定める評価の指標を用いて行う。

また、各対象計画の案の総合評価は、(イ)に示すとおり、予測・評価項目別に比較して、各対象計画の案ごとに環境面からみた特性を明らかにする。

(ア) 予測・評価項目別の評価

対象計画の案の予測・評価項目ごとの評価は、次に示す「評価の軸」ごとに行う。

a 評価の軸

(a) 環境影響の程度

(b) 環境配慮目標の達成の程度及び良好な環境の創出に対する配慮の程度

b 各対象計画の案の環境面からみた評価方法

評価に当たっては、計画の内容及び地域の特性を勘案し、「評価の軸」ごとに予測・評価項目別の重み付けを検討し、その結果を踏まえて次に示す区分例を参考に整理する。

また、その相互比較結果は、マトリックス表等により整理する。

[区分例]

- ・他の計画案に比べて優れている。
- ・他の計画案と同じ又はほとんど差がない。
- ・他の計画案に比べて劣っている。

(イ) 各対象計画の案の総合評価

(ア)の結果に基づき、対象計画の案ごとに総合評価を行い、環境面からみた各対象計画の案の特性を明らかにする。

イ 評価は、第2章第1 1(1) イ(イ) cで設定した環境配慮目標を踏まえて行う。

ウ 対象計画の案の評価に当たっては、最も環境に配慮したと考えられる対象計画の案を選択したかどうかの視点についても、必要に応じ考慮することができる。

【解説】

評価は、次に掲げる手順及び考え方で行う。

1 予測・評価項目別の評価

予測・評価項目について第1節第1から第17までに掲げる環境影響評価の項目ごとに定める評価方法により、評価の軸ごとに評価する。

評価の軸は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境影響の程度は、評価の指標に照らしてどの程度の環境に影響を与えるかを明らかにする。この場合、必要に応じて複数の指標を用いて評価する。
- (2) 環境配慮目標の達成の程度は、設定した環境配慮目標をどの程度達成することができるかを明らかにする。

また、良好な環境の創出に対する配慮の程度は、良好な環境の創出についての配慮事項及びその内容（削減量、抑制量若しくは新しい環境資源の創出等）を定量的に明らかにする。やむを得ず定量的に明らかにできない場合には、定性的表現とする。

[記述例]

予測・評価項目ごとに、予測事項別に、評価の軸に区分して評価結果を記述する。

○○○○ 予測事項・・・・・・・・・・

① 環境影響の程度 事業段階の評価と同様の記述とする。

② 環境配慮目標の達成の程度及び良好な環境の創出に対する配慮の程度は、設定した環境配慮目標の達成率や良好な環境の創出の内容について記述する。

2 各対象計画の案の環境面からみた評価（比較検討の整理方法）

1による対象計画の案の予測・評価項目ごとの評価結果を基に、複数の対象計画の案について予測・評価項目の評価結果を相互に比較検討し、各対象計画の案の環境面からみた特性を整理する。

比較検討に当たっては対象計画の特性及び地域の特性等を十分勘案して、先に示す評価の軸ごとに行う。

この場合、次に掲げる区分例及び整理例を参考にして、比較検討を分かりやすくマトリックス表等を用いて整理する。

〔区分例〕

- ・他の計画案に比べて大いに優れている。 ◎
- ・他の計画案と同じ又はほとんど差がない。 —
- ・他の計画案に比べて劣っている。 △

また、比較検討するに当たって、予測・評価項目について重み付け（例えば、住宅系市街地であれば公害系の項目及び生活系の項目を、また、自然性豊かな地域であれば生物・生態系、水循環等自然環境系の項目に重きを置く等）を検討する。

〔整理例〕

予測・評価項目	評価軸、計画案 予測事項	①環境影響の程度			②目標達成、創出		
		A案	B案	C案	A案	B案	C案
○○○○		—	◎	—	—	—	—
		—	—	△	—	—	△
□□□□		◎	—	—	—	△	—
▲▲▲▲		—	—	◎	△	—	—
☆☆☆☆		—	△	—	—	◎	—

なお、評価に当たっては、環境影響への回避、低減若しくは代償又は良好な環境の創出への配慮といった観点から、環境保全のための措置が技術的にみて適正に設定されているかどうかについても検討する（環境保全のための措置の適正性の評価を行う。）。

また、一定の制約の中で、できるだけ環境配慮目標に近づく計画案を選択したかどうか（できるだけ環境に配慮した計画案を採用したかどうか）という視点で評価する「最大努力評価」及び環境配慮のための措置に係る費用対効果の測定等により、最も望ましいと考えられる計画案を選択したかどうかという視点で評価する「最適化評価」についても、必要に応じ実施して、評価の参考にすることもできる。

3 各対象計画の案の総合評価

2の結果を踏まえて、対象計画の案ごとに、1で検討した評価の軸及び2で検討した評価の軸ごとの重み付けを基に、環境面からみた特性を明らかにする。

また、総合評価を行う際には、社会的及び経済的側面も含めて評価することもできる。

第 1 大気汚染

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴い排出し、又は飛散する二酸化窒素、ばいじん、粉じん等の大気汚染物質や、長期の暴露による健康影響が懸念されるベンゼン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質が、大気質に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、大気汚染を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が道路、工場、廃棄物処理施設、高層建築物、自動車駐車場等の建設であり、大気質への影響が予想される場合
- (2) 対象事業に係る工事の施行中において、工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い大気質への影響が予想される場合
- (3) 供用後の事業活動に伴い排出される物質により大気質への影響が予想される場合
- (4) その他大気質への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 大気質の状況

別表 2 に掲げる物質のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、その物質の大気中における濃度等を調査する。

イ 気象の状況

風向、風速、大気安定度等の気象の状況を調査する。

ウ 地形及び地物の状況

大気質の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び地物の状況を調査する。

エ 土地利用の状況

事業計画の対象となる土地（以下「事業計画地」という。）及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

オ 発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源の分布を調査する。

カ 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等(以下「自動車交通量等」という。)の状況を調査する。

キ 法令による基準等

別表 5 調査事項の部に掲げる法令等その他大気汚染に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 大気質の状況」

(1) 別表 2 に掲げる物質のうち「その他の物質」に区分される物質の内容は次に掲げるとおりとする。

ア ばいじん

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に規定する物質で、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすす等の粒子状物質をいう。

イ 一般粉じん

大気汚染防止法に規定する粉じん(物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質)及び土地の掘削等に伴い発生し、又は飛散する物質のうち、ウに掲げる特定粉じん以外をいう。

ウ 特定粉じん

大気汚染防止法に規定する特定粉じん(粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)をいう。

エ 揮発性有機化合物

大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。))をいう。

オ その他必要な物質

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)で定める有害ガス、国が定める優先取組物質等をいう。

(2) 調査する物質として二酸化窒素を選択する場合は、窒素酸化物も併せて調査する。

2 「イ 気象の状況」

気象の状況の調査は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 風向は、正時前10分間の平均風向を調査する。

(2) 風速は、正時前10分間の平均風速を調査する。

(3) 大気安定度のうち、日中の大気安定度については風速及び日射量又は放射収支量を、夜間の大気安定度については風速及び雲量又は放射収支量を調査する。調査結果は、パスキルの大気安定度階級分類表等によって分類し、階級ごとの出現頻度を求める。

(4) 煙源の排出口の位置が高い場合や気温の逆転層の影響が考えられる場合は、風及び気温の鉛直分布等について調査する。

3 「ウ 地形及び地物の状況」

地形及び地物の状況の調査は、地形及び地物により局所的な複雑気流等が生じ、物質の移流・拡散に影響を及ぼすことが予想される場合又は逆転層が生じやすいと予想される場合に、

地形の起伏や傾斜等地形の状況及び建物の大きさや設置状況等地物の状況を調査する。特に、模型実験によって大気質の変化の程度等を予測する場合は、物質の移流・拡散に及ぼす地形、地物の影響が再現できるよう、対象とする地域の範囲を十分考慮して調査する。

4 「エ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を調査する。また、大気汚染の影響を受けやすいと予想される学校、病院等の施設の設置状況を調査する。

5 「オ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、主要な工場・事業場、換気塔等の固定発生源の分布、船舶、航空機の運航経路等の分布及びこれらの発生源から排出される物質の種類、量及び排出状況の経年変化を調査する。

また、移動発生源については、自動車の車種ごとの排出係数及び主な建設機械ごとの排出係数を調査する。

6 「カ 自動車交通量等の状況」

自動車交通量等の状況の調査は、自動車交通量（日交通量及び昼間12時間交通量）、車種構成、走行速度、道路構造等を調査する。

7 「キ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める大気汚染に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模、発生源の状況並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い排出される大気汚染物質の影響が予想される地域とし、次に掲げる例を参考にして設定する。

1 点煙源の場合

大気拡散式、有効煙突高計算式等により、排出される物質の予想される最大着地濃度及び最大着地濃度となる地点までの距離の概略値を算出し、この概略値と地域の概況等を考慮して、調査地域を設定する。

なお、一般粉じんのように事業計画地近傍での影響が予想される場合は、発生源に近い地域に重点を置いて調査地域を設定する。

2 線煙源の場合

対象事業の実施に伴って排出される物質の環境濃度がバックグラウンド濃度とほぼ同程度となるまでの範囲を調査地域として設定する。対象事業が道路の場合は、おおむね、道路端から100から150mまでの範囲を調査地域とする。ただし、高架道路の場合は、必要に応じて150m以上の範囲についても考慮する。

なお、自動車走行を対象にする場合であっても、工事用車両の走行や発生集中交通量による影響が主な場合は、事業計画地周辺の走行経路に重点を置いて調査地域を設定する。

3 面煙源の場合

点煙源及び線煙源の考え方を参考にして調査地域を設定する。

(3) 調査方法

ア 大気質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、気象の状況等を考慮して、年間を通した大気質の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、年間を通した大気質の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、別表 5 調査方法の部大気質の状況の款に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

【解説】

大気質の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は 1 年を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化についても調査する。

(2) 調査地点

調査地点は、解説別表 1 大気汚染に係る法令等に掲げる既存資料等の調査地点のうち、原則として調査地域の中にある地点とする。

(3) 調査内容

調査内容は、別表 2 に掲げる区分ごとにそれぞれ次に掲げるもののうちから選択する。

ア 常時監視が実施されている大気汚染物質

(ア) 年平均値、月平均値及びその変動パターン

(イ) 時間帯別平均値及びその変動パターン

(ウ) 1 時間値の最高値

(エ) 環境基準の達成状況

(オ) 濃度累積頻度分布

(カ) 風向、風速階級別平均濃度

(キ) その他必要な事項

イ 定期的な監視が実施されている有害大気汚染物質

(ア) 年平均値、毎月又は季節別の測定値及びその変動パターン

(イ) 環境基準又は大気環境指針（以下第 3 章第 1 節第 1 の解説において「環境基準等」という。）の達成状況

(ウ) その他

ウ 環境基準等が設定されていない物質

既存資料の内容を考慮して必要な項目を調査する。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通した大気質の変化を把握できる期間とする。

イ 調査頻度は、対象事業の種類及び規模並びに大気質濃度の変動パターン、気象状況の変化、発生源施設の稼働状況、自動車交通量の変化等の調査地域の状況を考慮して設定する。

(2) 調査地点

調査地点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 調査地点は、対象事業に係るもの以外の特定の煙源による影響を受けることなく、かつ、調査地域の大気質の状況を的確に把握し得ると予想される地点に設定する。

イ 調査地点は、対象事業の実施により、高濃度汚染が出現すると予想される地点又はその近傍に設定する。

ウ 自動車排出ガスを対象とする場合には、調査地点は、道路沿道及び後背地の大気質の状況を的確に把握し得ると予想される地点に設定する。

エ 試料の採取位置は、人が通常生活し、呼吸する面の高さとし、原則として地上1.5m以上10m以下の高さとするが、高層集合住宅等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合には、試料の採取位置を適宜その実態に応じて選定する。

ただし、浮遊粒子状物質等の採取位置については、地上からの土砂の巻き上げ等による影響を考慮して設定する。

(3) 測定方法

測定方法は、関係法令等に定められている公定法に準拠する。

また、沿道環境の大気質の測定において、公道上に測定機器の設置が困難な場合等においては、公定法と簡易測定法とを組み合わせる測定を行うことができる。

なお、この場合においては、公定法及び簡易測定法により得られた結果について比較を行い、簡易測定法による結果の妥当性について検証する。

イ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 観測期間

観測期間は、大気質の状況の調査期間に準じる。

(イ) 観測地点

観測地点は、地域の概況を考慮して、大気質の状況の解析及び大気質の変化の予測

を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 観測方法

観測方法は、別表5 調査方法の部気象の状況の款に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

【解説】

気象の状況の調査方法は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表1 大気汚染に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、1年間を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化についても調査する。

調査期間の設定に当たっては、その期間が平年の状態と著しく異なったものでないことを確認するために、必要に応じ、異常年検定を行う。

なお、検定の結果、異常年として認められた場合、必要な補正を行う。

(2) 調査地点

調査地点は、既存資料の調査地点のうち、原則として調査地域の中にあり、調査地域の気象の状況を代表し得る地点とする。ただし、調査地域外の地点であっても、その資料が調査地域を代表すると考えられる場合は、その地点を調査地点とすることができる。

なお、調査地点の代表性については、必要に応じ、風のベクトル相関等の比較を行い、妥当性について検証する。

(3) 調査内容

調査内容は、次に掲げるもののうちから選択する。

ア 年間、季（期）別、時間帯別風配図

イ 年間、季（期）別、時間帯別風向・風速出現頻度

ウ 年間、季（期）別、時間帯別、風向・風速別大気安定度の階級別出現頻度

エ その他必要な事項

なお、短期予測を行う場合は、高濃度汚染の出現時の風向、風速、大気安定度等についても調査する。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 観測期間

観測期間は、年間を通した気象の変化を把握できる期間とする。ただし、対象事業の種類及び規模並びに気象、大気質等の状況を勘案して、年間の気象の変化を把握し得る頻度（例えば季（期）別の観測）で観測することができる。

(2) 観測地点

観測地点は、地形及び地物による局所的な影響を受けない場所を選定する。

なお、地形及び地物の状況、気象の状況等から推定して、局地的な気象を生じるおそれの

ある場合は、その状況を把握し得る場所に観測地点を設定する。

(3) 観測方法

観測方法は、国が定めた指針等に準拠する。

ウ 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 自動車交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 法令による基準等

別表 5 調査事項の部に掲げる法令等その他大気汚染に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ウ 地形及び地物の状況」

地形及び地物の状況の調査は、地形図等既存資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

2 「エ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、東京都土地利用現況図、東京都市計画図等既存の資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 「オ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、東京都土地利用現況図等既存資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は現地調査を実施する。

4 「カ 自動車交通量等の状況」

自動車交通量等の状況の調査は次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表 1 大気汚染に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している調査結果等を活用する。その際、次の事項に留意する。

ア 資料は、可能な限り最新年（年度）の資料を用いることとし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化についても調査する。

イ 調査内容は、自動車交通量（日交通量及び昼間12時間交通量）、車種構成、走行速度、道路構造等を調査する。

なお、昼間12時間交通量は、原則として、午前7時から午後7時までの自動車交通量とする。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間

自動車交通量は、時間、曜日、月（季節）等によって変動し、その程度は地域と路線の性格を反映するので、地域の特性を考慮し、適切な調査期間、調査日、調査時間及び調査頻度を設定する。

なお、調査期間は、「ア 大気質の状況」の現地調査の期間内とする。

イ 調査地点

調査地点は、「ア 大気質の状況」の現地調査の調査地点を考慮しながら、対象とする道路の自動車交通量を的確に把握できる地点に設定する。

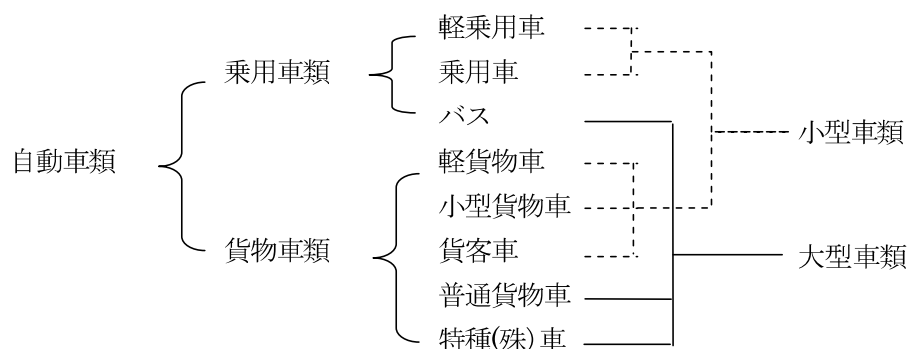
ウ 調査内容

自動車交通量（日交通量及び昼間12時間交通量）、車種構成、走行速度、道路構造等を調査する。

日交通量、昼間12時間交通量及び車種構成の計測単位は、原則として時間単位とする。

なお、昼間12時間交通量は、原則として、午前7時から午後7時までの交通量とする。

また、車種構成の区分は、次に掲げる8車種を基本とし、このうちバス、普通貨物車、特殊(種)車を大型車類、それ以外を小型車類として取り扱う。



エ 調査方法

調査方法は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 自動車交通量及び車種構成の調査は、調査地点における目視の方法による。
- (イ) 走行速度の測定は、調査地点における目視、類似道路での試験車走行等の方法による。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、別表2に掲げる物質のうちから選択した物質の大気中における濃度若しくは飛散し、若しくは降下する量又はその程度とする。

浮遊粒子状物質を選択する場合は、自動車、建設機械等の排気管から直接排出される浮

遊粒子状物質を予測事項の対象とする。

なお、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質は、原則として、予測事項の対象としない。ただし、事業者が選択した場合には、この限りでない。

また、対象事業において複数の発生源が想定される場合には、必要に応じて重合計算を行う。

【解説】

予測事項は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測から除かれる反応二次生成物質とは、大気汚染物質相互間、大気中の正常成分との反応、太陽の強い紫外線の照射等による光化学反応等によって生成するもののうち、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないものをいい、例えば光化学オキシダントが挙げられる。
- (2) 浮遊粒子状物質のように、排出源から直接排出される一次粒子のほか、二次生成粒子等（自動車走行の場合は、二次生成粒子のほか、タイヤ摩耗粉じんや巻き上げ粉じんも存在する。）が存在する場合は、原則として、予測可能な物質（例えば一次粒子）についてのみ予測事項とする。
- (3) 一酸化炭素や二酸化硫黄のように、環境基準が設定されている物質でも、大気質の状況が大幅に基準を下回っており、かつ対象事業の内容から判断して、大気質の状況の変化の程度が少ないものと考えられる場合は、その事項を予測事項から除いてもよい。ただし、予測事項から除いた場合にあっては、その理由を明らかにすること。

2 予測内容

予測内容は、対象事業を実施した場合の予測地域における環境濃度及び付加濃度とする。ただし、地域のバックグラウンド濃度を把握するための十分な資料が得られない物質については、予測内容を付加濃度のみとすることができる。

3 予測値

予測値は、長期平均値を原則とする。ただし、高濃度汚染の発生が予想される場合は、対象事業の種類、規模を考慮し、必要に応じて短期平均値についても予測する。

- (1) 長期平均値は、1年間（12か月）における平均値とする。ただし、物質の排出状況等が年間を通して一定でなく、著しく変化する場合にあっては、その変化の程度に応じて適宜予測する期間（平均化時間）を季節別又は暖房・非暖房期別等に設定し、その期間の平均値を長期平均値とする。
- (2) 短期平均値は、原則として、1時間の平均値とし、次に掲げる場合に予測する。また、短期平均値を求める場合は、年間の出現頻度についても明らかにする。
 - ア 逆転層、弱風時等の特別な気象条件の出現が見られる場合
 - イ 複雑地形の場合
 - ウ 建物等によるダウンドラフト又はダウンウォッシュが予想される場合
 - エ その他高濃度汚染の発生が予想される場合

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点の高さは、ガス状物質の場合は、地上 1.5m 程度とする。ただし、対象事業の種類、構造、周囲の建物の状況等によっては、必要に応じて高所にも予測地点を設定する。

【解説】

予測の対象時点及び予測地域は、次に掲げるとおりとする。

1 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、建設機械の稼働台数（燃料消費量）が最大となる時期等、工事に伴う大気汚染の影響が最大となると予想される時点とする。この場合において、地域的な気象条件、特異な地形等により工事の進行状況と大気汚染の状況が一致しないと考えられるときは、工事の進行状況と関係なく大気汚染の状況に配慮して予測時点を設定する。

(2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、工事完了後、事業活動が通常の状態に達した時点とする。

(3) 団地の建替等、施設の設置、供用等が段階的に行われるものについては、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

(4) 廃棄物の最終処分場の建設等、工事の施行と供用が同時に行われるものについても、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

なお、予測条件に道路ネットワークの整備を組み込む場合は、供用時と道路ネットワークの整備が完了したときの両方の時点を予測時点とする。

2 予測地域

予測地域の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 予測地域は、「2 現況調査 (2)調査地域」に準じる。

(2) 予測地点は、「2 現況調査 (3)調査方法」の調査地点、測定点及び次に掲げる事項に留意して設定する。

ア 自動車排出ガスを対象とし、道路周辺について予測する場合には、道路構造、自動車交通量、地形及び地物、土地利用の状況等を考慮して、対象とする道路の予測断面を設定する。また、換気設備が設置されないトンネル又はアンダーパス部がある場合は、それらの出口付近に予測断面を設定する。

イ 予測地点において予測する高さは、原則として現況調査の試料採取位置に準じるが、事業内容が高架道路に係るものである場合又は発生源の近傍に高層の建築物が多い場合は、対象事業の種類や構造、発生源の高さ及び周囲の建築物の高さを考慮し、必要に応じ、高所の予測を行うことを検討する。

また、発生源の近傍に、学校、病院等、大気汚染の影響に配慮すべき施設が存在する場

合も、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、高所の予測を行うことを検討する。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 大気拡散式による方法
- イ 模型実験による方法
- ウ 野外拡散実験による方法
- エ 類似事例の参照による方法
- オ その他適切な方法

【解説】

予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 大気質の予測は、大気拡散式によることを基本とする。ただし、予測方法の適用可能性、煙源の形態及び拡散条件並びに利用し得る拡散場情報を考慮し、大気拡散式以外の適切な方法がある場合はこの限りでない。大気拡散式以外を選択した場合にあっては、その理由を明らかにする。
- (2) 拡散計算方法としては、プルームモデル、パフモデル、J E Aモデル、ボックスモデル、数値モデル等があり、適用条件を検討して選択する。
特に複雑な地形又は建屋による影響が想定される場合には、プルームモデルに限らず数値モデル等適切なモデルを選択する。
- (3) 浮遊粒子状物質及び排ガス中の粒子状物質に付着したダイオキシン類の予測については、ガス状物質と同様の予測方法を利用することができる。

2 予測条件

予測条件の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 大気拡散式により予測する場合は、気象条件、拡散パラメータ等の予測条件について明らかにする。
- (2) 気象条件は、風向、風速及び大気安定度についてモデル化し、予測計算する季（期）別又は時間帯別にそのモデル化した気象の状況の出現頻度を整理した上で、気象条件を設定する。
なお、風速について高さによる補正が必要な場合は、「べき乗則」等によって必要な高さの風速を設定する。
- (3) 予測モデルが成立する条件について検討する必要があるときは、類似事例等によってモデル、拡散パラメータ等の検証を行うことが望ましい。
- (4) 発生源の条件については、次に掲げるとおりとする。

ア 固定発生源

(ア) 煙源位置の設定

有効煙突高さを算出する必要がある場合には、煙突自体及び周囲の建物等の影響を受けずにガスが上昇できるか否か確認する。これらの影響を受けずにガスが上昇する場合

には、煙突等からのガスの排出条件及び気象条件を考慮して、次に掲げる計算式を用いて有効煙突高さを算出することを基本とする。

- a 有風時については、CONCAWE式（浮力プルーム）、ブリッグス式（ジェットプルーム）
- b 無風時については、ブリッグス式

(イ) 大気汚染物質排出量の算出

事業計画に基づき算出した燃料使用量等と排出係数を用いて大気汚染物質の排出量を算出する。排出量の変動が予想される場合は、その変動に応じた類型化を行い、類型区分ごとに算出する。

イ 移動発生源

(ア) 煙源位置及び配置の設定

自動車交通の煙源位置は、平面、高架、切土等の道路構造を考慮して設定する。

自動車交通の煙源を連続点煙源として取り扱う場合は、点煙源の配置を適切に行う。

(イ) 交通条件の設定

既存の将来交通量推計データの利用、交通量予測モデルの作成等の方法により、予測対象時点における車種別時間帯別交通量を算出する。

算出に当たっては、道路ネットワーク図等を用いて、その算出過程を分かりやすく説明する。

a 交通量予測

(a) 予測に当たっては、四段階又は三段階推計方法を基本とする。

(b) 高層建築物の建設に係る事業又は面整備事業の場合について、当該事業により建設された建築物等に係る発生集中交通量及びその周辺道路の交通量の推定方法を例示すると、次に掲げる手順のようになる。

- ① 事業計画の規模等を基に、類似施設での実測結果等を参考に、発生集中交通量を算出する。
- ② 発生集中交通量に時間係数と車種混入率とを乗じて時間帯別及び車種別発生集中交通量を算出する。
- ③ 方面別分配率を推定し、時間帯別、車種別及び方面別交通量を推定する。
- ④ 現状及び将来の道路状況から時間帯別、車種別及び方面別交通量を発生・集中ごとに配分し、周辺道路での時間帯別及び車種別計画交通量を推定する。

b 車種区分

将来の自動車交通量を推計する場合、車種区別は、少なくとも大型車類及び小型車類の2車種について行う。

c 走行速度

事業計画、自動車交通量等の状況の現況調査結果、将来の土地利用計画等に基づき、将来の走行速度を設定する。

(ウ) 大気汚染物質排出量の算出

車種別及び速度別の排出係数を用いて、推計した交通条件における大気汚染物質排出量を算出する。この場合、解説別表1大気汚染に係る法令等に掲げる既存資料等を活用

する。

なお、地下部分から地上部分への出口付近である場合又は縦断勾配のある区間が長く続く場合は、必要に応じ、排出係数の補正を行う。

3 予測計算

予測計算の実行に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 大気拡散式を用いて長期平均値を計算する場合、計算の手順は次に掲げるとおりとする。
 - ア モデル化した気象条件（風向、風速及び大気安定度）ごとに煙源条件及び大気汚染物質排出量を設定し、大気拡散式を用いて、大気汚染物質の排出により環境へ付加される濃度を計算する。
 - イ 計算した付加濃度を、条件ごとの出現頻度に基づき加重平均することにより、長期平均値を計算する。
- (2) 高濃度時の短期平均値を予測する場合は、プルームモデル等も適用できるが、その適用に当たっては、気象条件、煙源条件、地形及び地物等の諸条件を十分に検討する。

4 バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度の設定に当たっては、次に掲げる方法を参考にする。

- (1) 大気環境濃度を現況濃度と同一又はその経年変化の延長線上にあるものとして設定する方法
- (2) 大気汚染物質の総排出量の将来推移に基づき設定する方法
- (3) 大気汚染物質の発生源別の将来排出量から、大気拡散式を用いて設定する方法

5 環境濃度

予測計算の結果とバックグラウンド濃度から、予測地点における大気汚染物質の環境濃度を算出する。

6 窒素酸化物の二酸化窒素への変換

環境基準は、二酸化窒素について設定されているため、環境基準を指標として評価する場合には、変換モデルを用いて窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する。

変換モデルとしては、統計モデル、改良型定常近似モデル、指数近似型モデル等がある。

なお、統計モデルの使用に当たっては、地域特性及び大気汚染の状況変化に留意する。

7 予測結果

予測結果は、等濃度線図（コンター図）、距離減衰図等を用いて分かりやすく表現するとともに、最大着地濃度の出現する地点についても図上に表示する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が大気質に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 最新排出ガス対策型建設機械の使用
- (2) 最新排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車の使用

- (3) 工事用車両及び建設機械における良質燃料の使用
- (4) 工法及び工事工程の検討並びに燃料使用量の平準化
- (5) 工事用車両のタイヤ洗浄及びアイドリングストップ並びに作業員の自動車使用の抑制
- (6) 低VOC製品の使用
- (7) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 最新排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車の使用
- (2) 来訪者・通勤者の自動車使用の抑制及び物流効率化
- (3) 良質燃料及び低NO_x燃焼機器の使用
- (4) 低VOC製品の使用
- (5) 有害物質や粉じん等の除去設備の設置等
- (6) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表5 評価の指標の部に掲げる法令等に定める基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標

ウ 現況調査時点における環境の状況（以下「現況環境値」という。）

エ 類似事例

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標は、環境基準及び現況環境値を基本とし、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について環境の目標等を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

2 評価方法

(1) 環境基準等が設定されている物質については、予測した環境濃度と環境基準等を比較する方法により、予測した物質の大気質に及ぼす影響の程度を明らかにする。

ア 環境濃度を長期平均値（年平均値）として予測し、環境基準等が日平均値等で設定されている場合は、次の（ア）又は（イ）の方法により、換算値を求め、比較する。

（ア）予測した物質について、類似した条件での既存資料等の結果を統計的に処理し、環境

基準等に対応する平均化時間による値（日平均98%値又は2%除外値）と年平均値との関係を求める。この関係を用いて、予測した年平均値を日平均値に換算した値を求め、その換算値を環境基準等と比較する。

(イ) (ア)の平均化時間以外による場合は、(ア)と同様の方法により、環境基準等を年平均値に換算した値を求め、その換算値と予測した年平均値を比較する。

なお、換算に当たっては、用いるデータの採取地点の妥当性、採取年次の妥当性、回帰モデルの相関係数等について検証する。

イ 短期平均値を予測した場合は、その年間出現頻度を考慮した上で、環境基準等と比較し、評価する。

- (2) 環境基準等が設定されていない物質についての評価の指標は、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について設定している環境の目標、その他の客観性を有する指標（関係法令の基準等）のうちから適切なものを選択し、その指標と予測した環境濃度とを比較する方法等により、大気質への影響の程度を明らかにする。
- (3) 環境基準等が設定されている物質、設定されていない物質にかかわらず、予測した物質の大気質に及ぼす影響の程度を現況環境値等と比較し、評価する。
- (4) 自動車、建設機械等の排気管から直接排出される浮遊粒子状物質を予測事項の対象とした場合は、反応二次生成物質、タイヤの摩耗による粉じん及び砂ぼこり等の卷上げ粉じんを除いた評価であることを明らかにする。
- (5) 点煙源及び面煙源の予測結果は、最大着地濃度地点だけでなく、必要に応じて、事業計画地及びその周辺についても評価する。

第2 悪臭

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴い発生する臭気が日常生活に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴うしゅんせつ等により発生する臭気、工場・事業場等から排出される臭気及び排水からの臭気が生活環境に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、悪臭を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が工場、終末処理施設又は廃棄物処理施設の建設であり、臭気への影響が予想される場合
- (2) 対象事業に係る工事の施行中において、しゅんせつ等に伴い臭気への影響が予想される場合
- (3) 供用後の事業活動に伴い排出される物質等により臭気への影響が予想される場合
- (4) その他臭気への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴い発生する臭気が日常生活に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 臭気の状態

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

a 臭気指数

b 臭気排出強度

イ 気象の状態

風向、風速、大気安定度等の気象の状態を調査する。

ウ 地形及び地物の状態

臭気の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び地物の状態を調査する。

エ 土地利用の状態

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状態を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

オ 発生源の状態

工場・事業場等主要な発生源の分布を調査する。

カ 法令による基準等

別表6 調査事項の部に掲げる法令等その他悪臭に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 臭気の状態」

臭気の状態の調査に当たっては、規制地域の区分、排出口の高さ及び口径、周辺最大建物高さ、排出水の有無、敷地境界の状況等を考慮し、臭気指数又は臭気排出強度を調査する。

2 「イ 気象の状態」

気象の状態の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 風向は、正時前10分間の平均風向を調査する。
- (2) 風速は、正時前10分間の平均風速を調査する。
- (3) 大気安定度のうち、日中の大気安定度については風速及び日射量又は放射収支量を、夜間の大気安定度については風速及び雲量又は放射収支量を調査する。調査結果は、パスキルの大気安定度階級分類表等によって分類し、階級ごとの出現頻度を求める。
- (4) 排出源の排出口の位置が高い場合や気温の逆転層の影響が考えられる場合は、風及び気温の鉛直分布等について調査する。

3 「ウ 地形及び地物の状況」

地形及び地物の状況の調査は、地形及び地物により局所的な複雑気流等が生じ、物質の移流・拡散に影響を及ぼすことが予想される場合又は逆転層が生じやすいと予想される場合に、地形の起伏や傾斜等地形の状況及び建物の大きさや設置状況等地物の状況を調査する。

4 「エ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を調査する。また、悪臭の影響を受けやすいと予想される学校、病院等の施設の設置状況を調査する。

5 「カ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める悪臭に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施に伴い発生する臭気が日常生活に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い排出される臭気の影響が予想される地域とし、次に掲げる例を参考にして設定する。

- 1 大気拡散式による計算結果から臭気の影響を及ぼす範囲を予想し、調査地域を設定する。
- 2 排出水から発生した臭気の影響を及ぼす範囲を予想し、調査地域を設定する。
- 3 敷地境界での臭気の測定により影響を及ぼす範囲を予測し、調査地域を設定する。
- 4 類似事例を参照する方法により調査地域を設定する。

(3) 調査方法

ア 臭気の状態

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、気象の状況等を考慮して、年間を通した臭気指数又は臭気排出強度の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、年間を通した臭気指数又は臭気排出強度の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、別表6 調査方法の部臭気の状態の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

【解説】

臭気の状態の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析による場合は、現地調査の方法に準じる。

2 現地調査

現地調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

(1) 調査期間

調査期間は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

(2) 調査地点

調査地点の設定は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

(3) 測定方法

臭気指数の測定は、嗅覚測定法に準拠する。

イ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 観測期間

観測期間は、臭気の状態の調査期間に準じる。

(イ) 観測地点

観測地点は、地域の概況等を考慮して、臭気の状態の解析及び予測を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 観測方法

観測方法は、別表6 調査方法の部気象の状態の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

ウ 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 法令による基準等

別表6調査事項の部に掲げる法令等その他悪臭に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「イ 気象の状況」

気象の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

2 「ウ 地形及び地物の状況」

地形及び地物の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

3 「エ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

4 「オ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 臭気指数

イ 臭気排出強度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 大気拡散式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

事業計画地及びその周辺地域の規制地域の区分(第1種区域、第2種区域及び第3種区域)、排出口の高さと周辺最大建物との関連、排水による臭気の有無等により臭気指数又は臭気排出強度を選定する。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、工種、工程及び事業計画地周辺の土地利用状況等から判断して、工事に伴う臭気の影響が最大となると予想される時点とする。
- (2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、工事完了後、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
- (3) 団地の建替等、施設の設置、供用等が段階的に行われるものについては、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。
- (4) 廃棄物の最終処分場の建設等、工事の施行と供用が同時に行われるものについても、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

3 予測方法

予測方法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 大気拡散式による臭気指数の予測は、臭気濃度を用いてプルームモデル、パフモデル等の大気拡散式による方法を原則とする。

臭気排出強度の設定には、予測地域内の個々の発生源についての臭気排出強度（O. E. R. : Odor Emission Rate, 臭気濃度×排ガス量 $\text{m}^3\text{N}/\text{分}$ ）を用いる。

- (2) 類似事例の参照に当たっては、対象事業の立地条件及び臭気の発生状況と参照事例との間にできるだけ高い類似性があることが必要である。

類似性の検証を行う場合は、発生源のO. E. R.、臭気の排出状況、対象事業及び参照事例の周辺地域における気象の状況等について調査し、検証する。

- (3) その他、適切な事例がない場合には、臭気排出強度及び臭気到達距離について一般的に用いられている関係から、臭気の到達範囲を予測する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴い発生する臭気が周辺の生活環境に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 発生源対策

- (1) 悪臭物質の揮発の抑制
- (2) 覆蓋による拡散の防止
- (3) 脱臭装置の設置
- (4) その他の環境保全措置

2 悪臭除去対策

- (1) 臭気除去施設の設置
- (2) 消・脱臭剤の散布、覆土等
- (3) その他の環境保全措置

なお、消・脱臭剤については、効果を判定する一般的な方法は確立されていないため、採用に当たっては予備実験等によりその効果を確認し、マスキング効果を主とした防臭剤を使用する場

合は、その散布により新たな悪臭問題を発生させない等の配慮が必要である。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表6 評価の指標の部に掲げる法令等に定める基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標

ウ 現況環境値

エ 類似事例

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施に伴い発生する臭気が日常生活に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

臭気については、人により臭いの感じ方が異なるため、環境基準は現在設定されていないことから、評価の指標は、関係法令等に定める基準及び現況環境値を基本とし、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について環境の目標等を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

2 評価の方法

評価の方法は、現況調査及び予測結果に基づき、臭気の状態、土地利用の状態等地域の特性及び悪臭防止対策等の環境保全のための措置を考慮して、事業の実施による臭気の状態及びその回避の状態について明らかにする。

第3 騒音・振動

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う騒音、振動及び低周波音(以下「騒音・振動」という。)が日常生活に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う騒音・振動が生活環境に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、騒音・振動を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が、道路、鉄道、飛行場、工場・事業場、終末処理場、廃棄物処理施設、自動車駐車場等であり、騒音・振動への影響が予想される場合
- (2) 対象事業に係る工事の施行中において、工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い騒音・振動への影響が予想される場合
- (3) 供用後の事業活動に伴う騒音・振動への影響が予想される場合
- (4) その他騒音・振動への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う騒音・振動が日常生活に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 騒音・振動の状況

- (ア) 騒音は、環境騒音及び道路、鉄道、航空機、工場・事業場等の特定騒音の騒音レベルの状況を調査する。
- (イ) 振動は、環境振動及び道路、鉄道、工場・事業場等の特定振動の振動レベルの状況を調査する。
- (ウ) 低周波音は、1/3 オクターブバンド音圧レベルの状況を調査する。超低周波音が生じるおそれがある場合には、G特性音圧レベルについても調査する。

イ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

ウ 発生源の状況

道路、鉄道、航空機、工場・事業場等主要な発生源の分布を調査する。

エ 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況を調査する。

オ 地盤及び地形の状況

騒音・振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地盤及び地形の状況を調査する。

カ 法令による基準等

別表7 調査事項の部に掲げる法令等その他騒音・振動に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 騒音・振動の状況」

(1) 環境騒音及び環境振動とは、観測しようとする場所におけるあらゆる発生源からの総合された騒音及び振動をいう。

(2) 特定騒音及び特定振動とは、環境騒音及び環境振動のうち、ある特定の発生源に着目したときの騒音及び振動のことをいい、次に掲げるものがある。

ア 道路交通の騒音及び振動

イ 鉄道の騒音及び振動

ウ 航空機の騒音

エ 工場・事業場の騒音及び振動

オ 建設作業の騒音及び振動

(3) 低周波音とは、周波数がおおむね100Hz以下の音波とし、人間の耳では特に聞こえにくい20Hz以下の超低周波音を含むものとする。

なお、超低周波音が生じるおそれのある場合は、1/3オクターブバンド音圧レベルと併せて、G特性音圧レベルについても調査する。

2 「イ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、鉄道、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用の状況を調査する。また、騒音・振動の影響について配慮すべき学校、病院等の施設の設置状況を調査する。

3 「ウ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、道路、鉄道、航空機等の移動発生源の分布及び工場・事業場等の固定発生源の分布並びに発生の状況について調査する。

4 「エ 自動車交通量等の状況」

自動車交通量等の状況の調査は、自動車交通量（日交通量及び昼間12時間交通量）、車種構成、走行速度、道路構造等を調査する。

5 「オ 地盤及び地形の状況」

地盤及び地形の状況等の調査は、事業計画地及びその周辺地域の地盤及び地形が騒音・振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある場合、地盤構造、軟弱地盤の有無、土質、地形の状況等から必要なものを選択し調査する。

6 「カ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める騒音・振動に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施に

伴う騒音・振動が日常生活に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴う騒音・振動の影響が予想される地域とし、次に掲げる例を参考にして設定する。

1 騒音及び振動

(1) 道路交通の騒音及び振動

ア 騒音は、道路端から100m程度の範囲を調査地域として設定する。ただし、平坦開放及び高架の道路では、200m程度の範囲を調査地域として設定する。

なお、地下の走行区間については、調査地域の対象から除いてもよい。

また、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される場合においては、必要に応じ、その背後地についても調査地域として設定する。

イ 振動は、道路端から50m程度の範囲を調査地域として設定する。ただし、軟弱地盤の区間については、これより広く設定する。

(2) 鉄道、軌道又はモノレールの騒音及び振動

ア 騒音は、地上走行路線の場合、近接側軌道の中心線より100m程度の範囲を調査地域とし、高架走行路線の場合200m程度の範囲を調査地域として設定する。

なお、地下の走行区間については、調査地域の対象から除いてもよい。

イ 振動は、地上走行路線の場合、近接側軌道の中心線より50m程度の範囲を調査地域として設定する。ただし、発生源の振動レベルが特に高い区間及び軟弱地盤等の区間は、これより広く設定する。

(3) 航空機の騒音

航空機の騒音は、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を調査地域として設定する。

(4) 工場・事業場の騒音及び振動

騒音及び振動は、敷地境界から100m程度の範囲を調査地域として設定する。

(5) 建設作業の騒音及び振動

ア 騒音は、敷地境界から200m程度の範囲を調査地域として設定する。

イ 振動は、敷地境界から100m程度の範囲を調査地域として設定する。

2 低周波音

(1) 高架道路及び橋りょうの場合、道路端及び橋りょう端から200m程度の範囲を調査地域として設定する。

(2) 工場・事業場の場合、敷地境界から100m程度の範囲を調査地域として設定する。

(3) 低周波音は、回折に伴う減衰や遮蔽による透過損失が少ないため、周辺の地形及び建屋状況等を踏まえ、上記(1)及び(2)によらず、適切な範囲を調査地域として設定する。

(3) 調査方法

ア 騒音・振動の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間及び調査時間帯

- a 調査期間は、騒音・振動の状況を適切に把握し得る期間とする。
- b 調査時間帯は、対象事業による騒音・振動が発生する時間帯について環境基準、法令等に定める時間の区分に照らし、騒音・振動の状況を適切に把握し得る時間帯とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、騒音・振動の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 測定点

測定点は、対象事業の実施に伴う騒音・振動の影響を受ける地域の建物の状況等を考慮して、騒音・振動の状況を適切に把握し得る高さとする。

(エ) 測定方法

測定方法は、騒音にあっては別表7 調査方法の部環境騒音の款及び特定騒音の款に掲げる法令等に定める方法等に、振動にあっては同部環境振動の款及び特定振動の款に掲げる法令等に定める方法等に、低周波音にあっては同部低周波音の款に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

【解説】

騒音・振動の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 環境騒音及び環境振動

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間

(ア) 調査期間は、調査地域内の環境騒音及び環境振動の状況を代表し得る1日程度とする。ただし、調査地域内の環境騒音及び環境振動が1週間のうちで大幅に変動することが考えられる場合は、連続する7日間を調査期間とする。

(イ) 調査時間帯は、関係法令等に定める時間区分ごとに設定する。やむを得ない理由により困難な場合は、対象事業による環境騒音及び環境振動の発生状況を適切に把握できる時間帯を設定する。

イ 調査地点

(ア) 調査地点は、地域内の地盤及び地形、土地利用状況、建造物及び道路等による騒音及び振動の伝搬の影響を考慮して設定する。

調査地域内に住居、病院、学校等があれば、それらを調査地点として選定することを考慮する。また、必要に応じ、地域内を格子に区切り、その格子の交点又はその近傍に設定する。

調査地点の数は、調査地域内の騒音及び振動の状況を把握できる数とし、あらかじめ

現地踏査を行い、設定する。

- (イ) 騒音の測定点は、調査地点周辺における住居等生活面の平均的な高さとし、低層住宅地の場合は地上1.2～5.0m程度とする。また、病院、学校等が調査地点の近傍にある場合は、必要に応じ、適切な測定点を設定することを検討する。

ウ 測定方法

測定方法は、関係法令に係る環境基準や日本工業規格（JIS）に定める方法、国のマニュアル等に準拠する。

2 特定騒音及び特定振動

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 道路交通の騒音及び振動

(ア) 調査期間

- a 調査期間は、当該道路に係る道路交通の騒音及び振動の状況を代表し得る1日とする。通常は平日とするが、地域の状況によっては休日が適切な場合もあることに留意する。
- b 調査時間帯は、環境基準又は関係法令等に定める時間区分ごとに1回以上とし、1回の測定時間は10分以上とする。
 なお、交通量が少なく間欠的な場合、次に掲げる方法から選定する。
 - (a) 実測時間を長くする。
 - (b) 連続測定とする。
 - (c) 騒音の場合、実測から単発騒音暴露レベルを求め、このレベルと当該時間帯の交通量から等価騒音レベルを算定する。

(イ) 調査地点

- a 調査地点は、調査対象道路の道路構造、通過交通量、沿道の建物の状況等を考慮し、代表的な地点を1地点以上設定する。設定した地点については、騒音及び振動の伝搬傾向、距離減衰の状況を把握できるよう、必要に応じ、調査地点を追加する。
 また、沿道に病院、学校等がある場合は、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、当該施設の近傍においても調査地点を設定することを検討する。
 なお、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される場合は、必要に応じ、その背後地についても調査地点として設定する。
- b 騒音の測定点は、調査地点周辺における住居等生活面の平均的な高さとする。調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上1.2～5.0m程度とし、調査地点の周辺が中高層住宅地等、高い位置に生活面がある場合は、その高さにおいても測定点を設定することを検討する。

(ウ) 測定方法

測定方法は、関係法令に係る環境基準等に準拠する。

イ 鉄道、軌道又はモノレールの騒音及び振動

(ア) 調査期間

- a 調査期間は、当該鉄道等に係る鉄道の騒音及び振動の状況を代表し得る1日とする。通常は平日とするが、地域の状況によっては休日が適切な場合もあることに留意する。
- b 調査時間帯は、当該鉄道等の平均的な走行実態が把握できる時間帯を原則とするが、鉄道等の騒音及び振動が特に顕著となる時間帯がある場合は、その時間帯に行う。

(イ) 調査地点

- a 調査地点は、調査対象鉄道の路線及び軌道構造並びに沿線の建物の状況を考慮し、代表的な地点を1地点以上設定する。設定した地点については、騒音及び振動の伝搬傾向、距離減衰の状況を把握できるよう、必要に応じ、調査地点を追加する。

また、沿道に病院、学校等がある場合は、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、当該施設の近傍においても調査地点を設定することを検討する。

なお、調査地点の設定に当たっては、鉄道の騒音及び振動は路線及び軌道構造が同じであっても騒音レベル及び振動レベルが異なる場合があることに留意し、あらかじめ現地踏査を行い設定する。

- b 測定点は、「ア 道路交通の騒音及び振動」に準じる。

(ウ) 測定方法

測定方法は、関係法令に係る環境基準等に準拠する。

ウ 航空機の騒音

(ア) 調査期間

- a 調査時期は、航空機の飛行状況、気象条件等を考慮し、季（期）ごとに行うこととするが、年間を通して航空機の騒音の状況が著しく変化しない場合には、年1～2回程度の測定でもよい。
- b 調査期間は、原則として連続する7日間程度とする。

(イ) 調査地点

- a 調査地点は、調査対象空港の位置及び規模並びに飛行路線を考慮し、騒音の影響範囲が明らかになるよう空港滑走路を中心として地域内を格子に区切り、その格子の交点又はその近傍に設定する。

また、周辺に病院、学校等がある場合は、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、当該施設の近傍においても調査地点を設定することを検討する。

- b 測定点は、調査地点周辺における住居等生活面の平均的な高さとする。調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上1.2～10m程度とし、調査地点の周辺が中高層住宅地等、高い位置に生活面がある場合は、その高さにおいても測定点を設定することを検討する。

なお、設定に当たっては、暗騒音の影響の少ない地点を選定する。

(ウ) 測定方法

測定方法は、関係法令に係る環境基準等に準拠する。

エ 工場・事業場の騒音及び振動

(ア) 調査期間

- a 調査期間は、工場・事業場の騒音及び振動の代表的な発生状況を把握できる期間とする。
- b 調査時間帯は、関係法令の基準に定める昼間及び夜間等の各時間帯とするが、工場等の稼働状況によっては、対象事業による騒音及び振動の発生する時間帯でもよい。

(イ) 調査地点

- a 調査地点は、調査対象の工場・事業場の種類別及び規模別に、工場・事業場の建物の配置、主要発生源の位置及び数並びに周辺の建物の状況を考慮して設定する。また、必要に応じ、地域内を格子に区切り、その格子の交点又はその近傍に設定する。設定した地点については、騒音及び振動の伝搬傾向、距離減衰の状況を把握できるよう、必要に応じ、調査地点を追加する。

また、周辺に病院、学校等がある場合は、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、当該施設の近傍においても調査地点を設定する。

- b 騒音の測定点は、調査地点周辺における住居等生活面の平均的な高さとする。

調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上1.2m程度とし、調査地点の周辺が中高層住宅地等、高い位置に生活面がある場合及び主要音源が相当の高さに設置されている場合は、その高さにおいても測定点を設定する。

(ウ) 測定方法

測定方法は、関係法令に係る基準等に準拠する。

オ 建設作業の騒音及び振動

(ア) 調査期間

- a 調査期間は、建設作業の騒音及び振動の代表的な発生状況を把握できる期間とする。
- b 調査時間帯は、建設作業の騒音及び振動の発生する時間帯とする。

(イ) 調査地点

- a 調査地点は、調査対象の建設作業の種類及び規模、主要発生源の位置及び数並びに周辺の建物の状況を考慮して設定する。また、必要に応じ、地域内を格子に区切り、その格子の交点又はその近傍に設定する。設定した地点については、騒音及び振動の伝搬傾向、距離減衰の状況を把握できるよう、必要に応じ、調査地点を追加する。

また、周辺に病院、学校等がある場合は、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、当該施設の近傍においても調査地点を設定する。

- b 騒音の測定点は、調査地点周辺における住居等生活面の平均的な高さとする。調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上1.2m程度とし、調査地点の周辺が中高層住宅地等、高い位置に生活面がある場合及び遮音壁の設置等により上層の騒音レベルが高いと予想される場合は、その高さにおいても測定点を設定する。

(ウ) 測定方法

測定方法は、関係法令に係る基準等に準拠する。

3 低周波音

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。

(2) 現地調査

ア 現地調査

(ア) 調査期間は、調査地域内の低周波音の状況を代表し得る1日程度とする。ただし、調査地域内の低周波音の音圧レベルが1週間のうちで大幅に変動することが考えられる場合は、連続する7日間を調査期間とする。

(イ) 調査時間帯は、関係法令等に定める時間区分ごとに設定する。やむを得ない理由により困難な場合は、対象事業による低周波音の発生状況を適切に把握できる時間帯を設定する。

イ 調査地点

調査地点及び測定点は、「1 環境騒音及び環境振動」に準じるが、低周波音は、人間の耳では特に聞こえにくい周波数が20Hz以下の超低周波音も含むことから、可聴音の大きさを基に調査地点及び測定点を設定することなく、低周波音の発生を伴う類似事例等を参考に等、適切な調査地点及び測定点を設定する。

ウ 測定方法

測定方法は、国のマニュアル等に準拠する。また、低周波音の測定に当たっては、風雑音の影響を除くよう留意する。

イ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 自動車交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 地盤及び地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 法令による基準等

別表7 調査事項の部に掲げる法令等その他騒音・振動に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「イ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、東京都土地利用現況図、東京都市計画図等既存の資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

2 「ウ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、東京都土地利用現況図等既存資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 「エ 自動車交通量等の状況」

自動車交通量等の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

4 「オ 地盤及び地形の状況」

地盤及び地形の状況の調査は、「第6 地盤 2 現況調査」、「第7 地形・地質 2 現況調査」に準じる。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

なお、地域の概況を勘案して、対象事業及び対象事業以外の要因による複数の騒音・振動が想定される場合には、必要に応じてこれらを複合した予測を行う。

ア 騒音及び振動

騒音にあつては、別表7 予測事項の部騒音の款法令等の欄に掲げる法令等ごとに当該法令等に定める同款予測・評価事項の欄に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

振動にあつては、別表7 予測事項の部振動の款法令等の欄に掲げる法令等ごとに当該法令等に定める同款予測・評価事項の欄に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

イ 低周波音

1/3 オクターブバンド音圧レベルの状況を予測する。超低周波音が生じるおそれがある場合には、G特性音圧レベルについても予測する。

【解説】

予測事項は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

なお、騒音の予測事項は、それぞれに定めるところによるが、複数の種類の騒音が複合する場合があることに留意する。

複数の種類の騒音が複合する場合としては、鉄道と道路とが同時期に整備される場合の鉄道の騒音と道路交通の騒音との複合等が挙げられる。

(1) 道路交通の騒音及び振動

供用後の道路交通騒音の予測において、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される場合は、必要に応じ、その背後地についても予測する。

(2) 鉄道、軌道又はモノレールの騒音及び振動

新幹線騒音については、環境基準に定める方法のほか、参考として、1日又は時間帯別の等価騒音レベルを予測することが望ましい。

(3) 低周波音

低周波音の予測事項は、1/3オクターブバンド音圧レベルとする。

なお、超低周波音が生じるおそれのある場合は、1/3オクターブバンド音圧レベルと併せて、G特性音圧レベルについても予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

【解説】

予測の対象時点及び予測地域は、次に掲げるとおりとする。

1 予測の対象時点

予測の対象時点の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、建設機械の稼働が最大となる時期、事業計画地周辺の民家等に最も接近する時期等、工事に伴う騒音・振動の影響が最大となると予想される時点とする。

(2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、原則として、工事完了後、事業活動が通常の状態に達したと予想される時点とする。

(3) 団地の建替等、施設の設置、供用等が段階的に行われるものについては、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

(4) 廃棄物の最終処分場の建設等、工事の施行と供用が同時に行われるものについても、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

なお、予測条件に道路ネットワークの整備を組み込む場合は、供用時と道路ネットワークの整備が完了したときの両方の時点を予測時点とする。

2 予測地域

予測地域を設定するに当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 予測地域は、「2 現況調査 (2) 調査地域」に準じる。

(2) 予測地点は、「2 現況調査 (3) 調査方法」の調査地点及び測定点を考慮し設定する。

また、事業内容が高架道路の場合又は発生源の近傍に高層の建築物が多い場合は、対象事業の種類、事業により建設される建造物の構造、発生源の高さ及び周囲の建築物の高さを考慮し、必要に応じ、高所の予測を行うことを検討する。さらに、発生源の近傍に、学校、病院等、騒音・振動に配慮すべき施設が存在する場合も、地域及び建物の状況等を考慮し、必要に応じ、高所の予測を行うことを検討する。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

- ウ 模型実験による方法
- エ 実地実験による方法
- オ 類似事例の参照による方法
- カ その他適切な方法

【解説】

予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 伝搬理論計算式による方法

ア 騒音の伝搬理論計算式としては、音響理論に基づき検証されたものを用いる。

また、計算式の適用に当たっては、適用の範囲及び条件に留意する。特に、道路交通騒音の予測に関しては、定常走行区間と非定常走行区間とで適用されるパワーレベル式が異なることに留意する。

イ 振動の伝搬理論計算式としては、学術的に認められた計算式を用いる。

また、計算式の選択及び算出に当たっては、交通量、地盤等の条件に留意する。

ウ 学術的に認められている方法以外の方法によるときは、計算式を類似事例に当てはめ、実測値と比較照合することにより、計算方法の適合性を図表等により明らかにする。

エ 道路交通の騒音及び建設作業の騒音の予測条件の事例は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 道路交通の騒音

道路位置、構造、路面状況、車線数、車種別時間帯別交通量、車種別時間帯別大型車混入率、走行速度、騒音のパワーレベル及びその根拠、騒音防止方法、予測地点の地形及び周辺建造物の状況、沿道に面した建築物の防音性能等

なお、交通条件の設定として、既存の将来交通量推計データの利用や交通量予測モデルの作成等の方法により予測時点における車種別時間帯別交通量を算出する。算出に当たっては、道路ネットワーク図等を用いて、その算出過程を分かりやすく説明する。

(イ) 建設作業の騒音

音源の種類、規模、位置及び数、基準点における騒音レベル、音源のパワーレベル（パワーレベルを伝搬理論式で算出した場合は、その推定根拠を含む。）、騒音発生時間帯、作業用地の状況及び建築物の位置及び構造、騒音防止方法、予測地点の地形及び周辺建築物の状況等

(2) 模型実験による方法

模型実験による場合は、実験条件、実験方法、実測値との相関等を明らかにする。

(3) 類似事例の参照による方法

類似事例の参照による場合は、類似事例の概要、解析結果、対象事業との類似性、対象事業に当てはめる方法等を明らかにする。

(4) 低周波音の予測方法の選択に当たっては、低周波音は障壁等による回折減衰量が小さく、空気による吸収も小さいことに留意する。

周辺の地形及び建造物の状況等により、低周波音が複雑な伝搬をすると想定される場合は、模型実験又は類似事例による方法を検討する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴う騒音・振動が周辺の日常生活に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 工事時間の制限
- (2) 低騒音型・低振動型の建設機械の使用
- (3) 低騒音・低振動工法の採用
- (4) 遮音壁の設置
- (5) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 低騒音型・低振動型の設備機器の使用等、発生源に対する低減対策
- (2) 遮音壁の設置、建物の防音構造化等、発生源からの音の伝搬を抑制する対策
- (3) 低騒音舗装（排水性舗装）の使用等、発生源からの音の吸収等により低減する対策
- (4) 防振材の使用等により構造的に振動を低減する対策
- (5) 車両の走行時間の制限、交通車両の抑制等、発生源を減少させる対策
- (6) 橋りょうの桁の構造や長さに対する配慮による低周波音の発生の抑制
- (7) エンジン等へのサイレンサーの取り付けによる低周波音の発生の抑制
- (8) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

騒音にあっては別表7 評価の指標の部騒音の款に掲げる法令等に定める基準、振動にあっては同部振動の款に掲げる法令等に定める基準とする。

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標

ウ 大部分の地域住民が日常生活において支障を感じないとされる程度

エ 現況環境値

オ 類似事例

カ 科学的知見

キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が日常生活に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標は、環境基準を基本とし、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について環境の目標を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

2 評価方法

- (1) 環境基準その他関係法令等による基準が設定されている場合は、予測した騒音・振動レベルと当該基準とを比較する方法によるが、現況環境値と比較する方法等により、騒音・振動の影響の程度を可能な限り多面的に明らかにする。
- (2) 事業計画地の騒音・振動の状況が、環境基準等と比較して著しく良好な場合は、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について設定している環境の目標と比較する方法により、騒音・振動の影響の程度を明らかにする。
- (3) 事業計画地が学校に近接する場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づく学校環境衛生基準を考慮する。
- (4) 低周波音については、国のマニュアル及び既存の科学的知見に基づき評価を行い、影響の程度を明らかにする。

第4 水質汚濁

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施が水質又は底質(以下「水質等」という。)に影響を及ぼすと予想される河川、湖沼、海域等の公共の用に供される水域(以下「公共用水域」という。)又は地下水の帯水層の範囲並びにそれらに対する影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う汚水、雨水、余水等の排出(地下浸透を含む。以下同じ。)、埋立て等による流況の変化、底質の改変又は汚染土壌を掘削すること等により、公共用水域又は地下水の水質等に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、水質汚濁を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 事業の実施に伴う、土地の改変、湧水の汲み上げ、しゅんせつ等による濁水の発生等により、公共用水域又は地下水の水質等への影響が予想される場合
- (2) 事業計画地内に汚染土壌があり、これらを掘削又は原位置浄化すること等により、公共用水域又は地下水の水質等への影響が予想される場合
- (3) 対象事業に係る工事の完了後において、施設等からの排水により公共用水域又は地下水の水質等への影響が予想される場合
- (4) 埋立て等に伴う流況の変化、底質の改変等により公共用水域の水質等への影響が予想される場合
- (5) その他水質等への影響が予想される場合

なお、工事の施行中に発生する濁水、工事の完了後の排水等は公共下水道に放流するので予測・評価項目として選定しない場合は、事業計画又は施工計画に具体的な処理方法を記載し、下水排除基準を満たすよう適正に処理していることを明らかにする。

また、事業の実施に伴い、地下水の水質、水位及び流況等に変化が生じると予想される場合は、「第6 地盤」、「第7 地形・地質」及び「第8 水循環」を、水生生物の生態系への影響が予想される場合は、「第9 生物・生態系」を予測・評価項目として併せて選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が水質等に及ぼす影響を適切に把握し得るように十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 水質等の状況

別表3に掲げる物質等のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、その物質等の濃度、状態等を調査する。

イ 水域の状況

次に掲げる事項のうちから、水質等の予測及び評価に必要なものについて選択し、調査する。

(ア) 河川の状況

- a 流量、流速、流出入水量、流達時間等の流況及び自浄能力の状況
- b 河川の形態

(イ) 湖沼の状況

- a 水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、湖沼水の成層・循環、拡散状況等
- b 湖沼の形態

(ウ) 海域の状況

- a 潮位、潮流・恒流、流入河川水量、滞留時間、海水の成層・循環、拡散状況等の海況
- b 海域の形態

(エ) 地下水の状況

- a 地下水の水位
- b 地下水の流動

ウ 気象の状況

気温、風向、風速、日照時間又は日射量、降水量等の気象の状況を調査する。

エ 公共用水域等の利用の状況

流況等に影響がある水道用水、工業用水、農業用水、水産用水等の水利用の状況を調査する。

なお、将来の利水計画についても調査する。

オ 発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源の分布を調査する。

カ 法令による基準等

別表8 調査事項の部に掲げる法令等その他水質汚濁に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 水質等の状況」

- (1) 別表3に掲げる項目のうち「温度、外観等の水質等の状態」の内容には、濁度、色度、透視度、透明度、電気伝導率等の水質等の状態を含む。
- (2) 供用後の排出先が河川となる場合は、生物化学的酸素要求量（BOD）の既存類似施設において発生する汚濁負荷量の調査を行う。供用後の排出先が海域及び湖沼となる場合は、化学的酸素要求量（COD）の既存類似施設において発生する汚濁負荷量の調査を行う。また、供用後の排出先が水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用がある水域については、化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全りん（P）の既存類似施設において発生する汚濁負荷量の調査を行う。

なお、いずれの場合も、原則として、供用後の1日の平均的な排水量が50m³以上の場合を対象とする。

2 「ウ 気象の状況」

気象の状況は、次に掲げる場合について、風向・風速、水温、降水量等の必要な項目を選択し、調査する。

- (1) 湖沼及び海域の予測及び評価において、吹送流による影響を考慮する場合
- (2) 水域の利用において、温排水の熱交換への利用を検討する場合
- (3) 裸地からの濁水の発生量を検討する場合

3 「エ 公共用水域等の利用の状況」

公共用水域等の利用の状況は、取水の状況（取水の位置、規模、期間、用途等）、漁業権の設定状況等を調査する。

4 「オ 発生源の状況」

発生源の状況は、下水道の終末処理場、工場・事業場等の分布及び排出口の位置、排出水の水質及び水量等を調査する。また、周辺に廃棄物処分場が存在するか、又は過去に存在した場合は、廃棄物の種類、埋立ての時期、遮水構造、排出水の処理方法、閉鎖後の土地利用の状況等を調査する。

なお、事業計画地内の土壌汚染により、公共用水域や地下水の水質への影響が考えられる場合は、土壌汚染及び地下水汚染の状況等を調査する。

5 「カ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める水質汚濁に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が水質等に影響を及ぼすと予想される公共用水域又は地下水の帯水層とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い公共用水又は地下水の水質等に影響を及ぼすことが予想される範囲とし、次に掲げる例を参考にして設定する。

- 1 簡易な拡散計算等により調査地域を設定する。
- 2 汚濁負荷量と水域の汚濁状況等により調査地域を設定する。
- 3 類似事例の参照により調査地域を設定する。

なお、地下水汚染については、地下水の被圧又は不圧の別及び帯水層の広がり等を考慮して調査地域を設定する。

(3) 調査方法

ア 水質等の状況

(ア) 公共用水域の水質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査期間

調査期間は、公共用水域の特性を考慮して、年間を通した水質の状況を適切に把

握し得る期間とする。

b 調査地点

調査地点は、年間を通じた水質の状況を適切に把握し得る地点とし、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の水質の項に掲げる法令等に定める地点に準拠する。

c 測定方法

(a) 採水方法

採水方法は、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の水質の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

(b) 分析方法

分析方法は、調査事項に応じて選択し、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の水質の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

(イ) 公共用水域の底質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査時点

調査時点は、水質調査を行う期間のうち底質の状況を適切に把握し得る時点とする。

b 調査地点

調査地点は、公共用水域の水質の調査地点を参考にした地点とし、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の底質の項に掲げる法令等に定める地点に準拠する。

c 測定方法

(a) 採泥方法

採泥方法は、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の底質の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

(b) 分析方法

分析方法は、調査事項に応じて選択し、別表8調査方法の部水質等の状況の款公共用水域の底質の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

(ウ) 地下水の水質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査期間

調査期間は、地下水の水質の状況を適切に把握し得る期間とする。

b 調査地点

調査地点は、地下水の流動を考慮してその水質の状況を適切に把握し得る観測井又は既存の井戸の地点とし、別表8調査方法の部水質等の状況の款地下水の水質の項に掲げる法令等に定める地点に準拠する。

c 測定方法

(a) 採水方法

採水方法は、別表8調査方法の部水質等の状況の款地下水の水質の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

(b) 分析方法

分析方法は、調査事項に応じて選択し、別表8調査方法の部水質等の状況の款地下水の水質の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

(エ) 汚濁負荷量

調査は、次に掲げる既存資料の整理・解析等の方法による。

a 原単位の把握

既存資料の整理・解析等の方法により、排水中の濃度（原単位）を求める。

b 排水量の把握

既存資料の整理・解析等の方法により、1日当たりの平均的な排水量や変動量を求める。

c 汚濁負荷量の算出

a及びbにより把握した原単位及び排水量に基づき、原単位に排水量を乗ずることにより、算出する。

【解説】

（公共用水域の水質）

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表2水質汚濁に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、1年間以上を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化も調査する。

(2) 調査内容

調査内容は、環境基準が設定されている物質については年平均値、月平均値、変動パターン、環境基準の達成状況等とする。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通した公共用水域の水質等の状況を把握できる期間とする。

イ 調査頻度は、原則として、河川、湖沼及び海域それぞれにおいて、水質汚濁防止法に基づき東京都が定めた公共用水域及び地下水水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）に準じる。

ただし、水域の特性並びに対象事業の種類及び規模によっては、季節の変動を把握し得る程度の頻度でもよい。この場合、河川については低水流量時及びかんがい等の利水時期を含めることとし、湖沼及び海域については成層期と循環期とで水質が著しく異なる点を考慮した時期を含めるものとする。

ウ 調査時間は、原則として等時間間隔で設定するが、河川感潮域については、潮時を考慮し、水質が最も悪くなる時間帯を含めるものとする。

(2) 調査地点

調査地点の設定は、国が定めた水質調査方法（以下「水質調査方法」という。）に準拠する。その際、水域ごとに次に掲げる地点を参考にして設定する。

ア 河川

利水地点、主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入する前の地点、支川が合流後十分混合する地点並びに合流する前の本川及び支川の地点並びに流水の分流地点

イ 湖沼

湖岸付近、湖心、利水地点、汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点、河川が流入した後十分混合する地点及び流入する前の地点、湖沼水の流出地点等

ウ 海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置及び河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁の状況を総合的に把握できる地点

(3) 採水方法

採水方法は、水質調査方法又は国等が定めた指針等に準拠する。

(公共用水域の底質)

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、1年間以上を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化も調査する。

(2) 調査内容

調査内容は、環境基準が設定されている物質については年平均値、月平均値、変動パターン、環境基準の達成状況等とする。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通じた公共用水域の底質の変動を把握できる期間とする。

イ 調査時点は、水底の堆積物による影響を受けるおそれのある洪水時を避け、流況変動の少ない比較的流れの安定した時期とする。

(2) 調査地点

調査地点は、水域の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

また、堆積物が堆積しやすい地点で、水底が層状をなす層ごとに物質の濃度が異なると予想される場合は、必要と認められる地点について深さ方向についても調査を行う。

ア 湖沼及び海域については、調査水域の規模及び汚染の程度に応じ、岸に直角な線上の沿岸から適切な距離で水域を代表すると考えられる地点

イ 河川については、主要な排水口の付近及び汚泥の堆積しやすい地点

(3) 採泥方法

ダイオキシン類以外の物質等における採泥方法については、国が定めた底質調査方法（以下単に「底質調査方法」という。）に準拠する。また、海域及び湖沼については、国等が定めた指針等に準拠する。

(地下水の水質)

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している測定結果を活用する。

その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、1年間以上を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化も調査する。

(2) 調査内容

調査内容は、環境基準が設定されている物質については年平均値、月平均値、変動パターン及び環境基準の達成状況等とする。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通した地下水の状況を把握できる期間とする。

イ 調査頻度は、原則として、水質測定計画に準拠する。

ウ 調査時期は、多雨期、少雨期等の気候変動、季節変動及び利水の状況等を考慮して決定する。

エ 調査時点は、比較的地下水の水位が安定した時点とする。

(2) 調査地点

調査地点の設定は、国が定めた地下水質調査方法（以下単に「地下水質調査方法」という。）に準拠するとともに、地下水の帯水層等及び流向を考慮して、対象事業の実施により地下水の水質に及ぼす影響が適切に把握できる地点とする。

(3) 採水方法

採水方法は、地下水質調査方法又は国等が定めた方法等に準拠する。

(汚濁負荷量)

1 原単位及び排水量の把握は、既存類似施設の既存資料を活用する。

2 排水中の濃度及び排水量は、工程、施設の稼働状況等により変動するため、時間変動、日変動、週・月変動、季節変動等を把握し、排出される汚濁負荷量の一当たりの平均値及び変動

範囲を明らかにする。

イ 水域の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現況調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、水質等の状況の調査期間に準じる。

(イ) 調査地点

調査地点は、河川の形態及び流況の特性を考慮し、水質等の解析及び予測に必要な水域の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、調査事項に応じて選択し、別表8 調査方法の部水域の状況の款に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

【解説】

水域の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表2 水質汚濁に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、1年間以上を原則とし、過去の資料がある場合には、必要に応じ、経年変化も調査する。

(2) 調査内容

調査内容は、環境基準が設定されている物質については年平均値、月平均値、変動パターン、環境基準の達成状況等とする。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通した水域の状況を把握できる期間とする。また、海域の潮流、恒流等の調査期間は、気象の状況、河川水の流入状況を考慮し大潮時を含め海水の流動を適切に把握し得る期間とする。

イ 調査頻度は、原則として、河川、湖沼及び海域それぞれにおいて、水質測定計画に準拠する。

ただし、水域の特性並びに対象事業の種類及び規模によっては、季節の変動を把握し得る程度の頻度でもよい。この場合、河川については低水流量時及びかんがい等の利水時期を含めることとし、湖沼及び海域については成層期と循環期とで水質が著しく異なるのでこれを考慮した時期を含めるものとする。

ウ 調査時間は、原則として等時間間隔で設定するが、河川感潮域については、潮時を考慮し、水質が最も悪くなる時間帯を含めるものとする。

エ 調査時点は、比較的水域の状況が安定した時点とする。

(2) 調査地点

調査地点の設定は、水質調査方法に準拠する。その際、水域ごとに次に掲げる地点を参考にして設定する。

ア 河川

利水地点、主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入する前の地点、支川が合流後十分混合する地点及び合流する前の本川及び支川の地点並びに流水の分流地点

イ 湖沼

湖岸付近、湖心、利水地点、汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点、河川が流入した後十分混合する地点及び流入する前の地点、湖沼水の流出地点等

ウ 海域

海岸地形、海底地形、潮流等を考慮し、水域の流動を適切に把握できる地点

(3) 測定方法

ア 測定方法は、国等が定める方法等に準拠する。

イ 湖沼の水位の測定は、標尺等を用いた現地実測の方法に準拠し、湖沼水の流入水量及び流出水量等の調査は、河川の流量測定の方法等に準拠する。

ウ 地下水位の測定は、フロート式、触針式等の水位計等を用いる方法による。

ウ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 観測期間

観測期間は、水質等の状況の調査期間に準じる。

(イ) 観測地点

観測地点は、水質等の状況の調査地点を考慮した地点とする。

(ウ) 観測方法

観測方法は、別表8 調査方法の部気象の状況の款に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

エ 公共用水域等の利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 法令による基準等

別表8 調査事項の部に掲げる法令等その他水質汚濁に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ウ 気象の状況」

調査方法は、「第1 大気汚染 2 現況調査」の項を参照する。

2 「エ 公共用水域等の利用の状況」

公共用水域等の利用の状況の調査は、解説別表2 水質汚濁に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している既存資料等の整理・解析の方法による。また、必要に応じ、権利設定者からの現地聞き取り調査等の現地調査を実施する。既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 「オ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、東京都土地利用現況図等既存資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。なお、既存資料により所要の調査事項が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、別表3に掲げる物質等のうちから選択した物質等の濃度、状態等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 数理モデルを用いた予測式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点、予測地域及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中については、土地の改変、地下水のくみ上げ又はしゅんせつに伴う濁水の発生、汚染土壌の掘削等に伴う汚染水の発生等に着目した事項とする。
- (2) 対象事業に係る工事の完了後については、施設の稼働等に伴う排水等に着目した事項とする。建物等の出現に伴う流況の変化等により水質への影響が予想される場合は、当該水域の水質等に着目した事項とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、工事による汚濁物質の発生量が最大となる時点が一般的であるが、年間の水質の変動が大きい水域にあっては、汚濁物質の負荷の

状況を勘案して対象時点を設定する。

- (2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、原則として、工事の完了後、事業活動が通常の状態に達したと予想される時点とする。
- (3) 団地の建替等、施設の設置、供用等が段階的に行われるものについては、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。
- (4) 廃棄物の最終処分場の建設等、工事の施行と供用が同時に行われるものについても、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

3 予測地域

予測地域を設定するに当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測地域は、「2 現況調査 (2) 調査地域」に準じる。
- (2) 予測地点は、「2 現況調査 (3) 調査方法」の調査地点及び測定点を考慮し、設定する。

4 予測方法

予測方法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 数理モデルを用いた予測式による方法を選択した場合は、適用する数理モデルの選定理由、係数等の決定根拠及び境界条件等の予測条件を明らかにする。
- (2) 予測結果は、等濃度線図、ベクトル図等を用いて分かりやすく表現する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が水質等に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 沈砂池の設置
- (2) 凝集沈殿処理施設の設置
- (3) 遮断鋼矢板の設置
- (4) 汚濁防止膜の設置
- (5) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 事業内容に応じた排水処理施設の設置
- (2) 水生植物の育成等自然の浄化機能を活用した水質改善施設
- (3) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表8 評価の指標の部に掲げる法令等に定める基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該水域等について設定している環境の目標

ウ 現況環境値

エ 類似事例

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が水質等に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

- (1) 評価の指標は、環境基準及び現況環境値を基本とし、東京都又は区市町村が定める計画、要綱等の中で、当該地域について環境の目標を設定している場合は、併せて評価の指標とする。
- (2) 海域における浮遊物質（SS）については、環境基準その他法令等による基準値が設定されていないことから、水産用水基準等を評価の指標とする。
- (3) 事業計画地の周辺水域の現況水質が、環境基準を満たす場合、現況水質値を評価の指標とし、現況水質を悪化させないこととする。また、環境基準が設定されていない水域にあっても、現況水質値を評価の指標とし、現況水質を悪化させないこととする。
- (4) 底質の評価の指標については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）に定める水底土砂に係る判定基準とするが、総水銀及びPCBについては、底質の暫定除去基準に定められている底質の暫定除去基準値についても、評価の指標とする。

2 評価方法

- (1) 環境基準その他関係法令等による基準値が設定されている物質については、それら基準値を基本とし、予測した環境濃度と環境基準値等を比較する方法により、予測した物質等の水質に及ぼす影響の程度を明らかにする。
- (2) 環境確保条例施行規則別表第15 建設工事等に伴い発生する汚水の基準に定める浮遊物質（SS）の基準値（120mg/L）については、汚水の放流先の公共用水域の状況を考慮し、一律に評価の指標としない。また、河川固有水量が汚水水量に比べて少ない水域、放流先の水生生物の生息・生育に影響を及ぼすおそれがある水域等の場合には、放流先の状況を考慮した評価を行う。

第5 土壤汚染

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う汚染物質の排出又は汚染された土壌の掘削・移動等により、土壌に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴い別表4に掲げる物質等（以下「有害物質等」という。）の排出又は有害物質等に汚染された土壌の掘削・移動等により、土壌に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、土壤汚染を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が工場、終末処理場、廃棄物処理施設等であって、供用後の事業活動に伴い排出される物質により土壌への影響が予想される場合
- (2) 土地利用の履歴等から判断して、事業計画地に汚染土壌が存在するおそれがあると予想される場合
- (3) その他土壌への影響が予想される場合

なお、東京都土壤汚染対策指針（平成22年東京都告示第407号）に定める方法により、土地利用の履歴等調査を実施し、汚染のおそれがないものと判断された場合は、この限りでない。

また、土壤汚染により地下水汚染の発生が生じると予想される場合は、第4 水質汚濁も予測・評価項目として選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模、地域の概況並びに過去の土地利用等の経緯を勘案し、対象事業の実施が土壌に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 土地利用の履歴等の状況

事業計画地について、過去の土地利用の履歴、過去において別表4に掲げる物質（以下「有害物質等」という。）を取り扱い、又は排出していた事業場の設置状況等を調査する。

イ 土壤汚染の状況

アの調査の結果、事業計画地の土壌が有害物質等により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、事業計画地の汚染土壌の存在の状況を調査する。

ウ 地形、地質、地下水及び土壌の状況

土壤汚染の解析に必要な地形、地質、地下水及び土壌の状況を調査する。

エ 植生の状況

土壤汚染の解析に必要な植生の状況を調査する。

オ 気象の状況

有害物質等の拡散に係る風向、風速等の気象の状況を調査する。

カ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

キ 発生源の状況

有害物質等について、製造、保管又は排出を行う可能性のある主な工場・指定作業場の分布を調査する。

ク 利水の状況

表流水及び地下水の利用の状況を調査する。

ケ 法令による基準等

別表9調査事項の部に掲げる法令等その他土壤汚染に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 土地利用の履歴等の状況」

土地利用の履歴等の状況の調査は、次に掲げる事項のうち必要なものを選択し、調査する。

- (1) 過去の土地利用の履歴については、事業計画地に有害物質等を取り扱っていた事業場又は排出していた事業場が存在していたか、廃棄物を埋立て処分した履歴はないか、有害物質等で汚染された建設発生土等により造成された履歴はないか、その他有害物質等により事業計画地が汚染された可能性はないか等を調査する。
- (2) 有害物質等を取り扱っていた事業場又は排出していた事業場が存在していた場合には、取り扱っていた有害物質等又は排出していた有害物質等の種類、使用の状況や排出の状況等、取扱状況等を調査する。
- (3) 事業計画地に廃棄物焼却炉（法の規制対象となっていない小規模の廃棄物焼却炉を含む。）又はその跡地がある場合は、施設の種類、施設の配置、操業の期間及び規模、焼却灰・飛灰等の保管状況及び保管場所、焼却灰・飛灰等の処理・処分の状況並びに水処理の状況を調査する。
- (4) 事業計画地に土壤汚染対策法に定める有害物質使用特定施設又はその跡地がある場合は、施設の種類、施設の配置、操業の期間及び規模、有害物質等の使用状況及び保管場所並びに廃水の処理・処分の状況を調査する。
- (5) 事業計画地にダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に定める特定施設又はその跡地がある場合は、施設の種類、施設の配置、操業の期間及び規模、ダイオキシン類の排出状況、ダイオキシン類の処理・処分の状況並びに水処理の状況を調査する。
- (6) 事業計画地に汚染された可能性のある土壌（自然由来の汚染土壌を含む。）が仮置きや埋め立てされた履歴について調査する。
- (7) その他、事業計画地及び周辺の状況から判断して土壤汚染の可能性が考えられる場合、その内容を調査する。

2 「イ 土壤汚染の状況」

土壤汚染の状況の調査は、事業計画地の汚染土壌の存在状況について把握することを目的に

実施するもので、国、地方公共団体等が定める方法に準拠する。

なお、ダイオキシン類及び油類による土壌汚染の状況の調査は、国等が定めるマニュアルやガイドライン等に定める方法に準拠する。

また、評価書案作成時に既存の建物等が存在する等、物理的に土壌汚染の現地調査が困難な場所においては、原則として、調査が可能となった段階で土壌汚染の調査を実施し、汚染状況、処理方法、処理結果等について、事後調査報告書等において報告する。

3 「ウ 地形、地質、地下水及び土壌等の状況」

地形、地質、地下水及び土壌等の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、土壌中における物質の移動、拡散等土壌汚染の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 地形

地形分布、地盤高、周辺との比高等

(2) 地質

地層の状況、表層地質の分布、盛土状況等

(3) 地下水

地下水の水位、帯水層の位置、流向、流速、水質等

(4) 土壌

土質の種類、土質の分布等

4 「エ 植生の状況」

植生の状況の調査は、土壌中における物質の移動又は拡散等土壌汚染の解析に必要な場合に、植物の種類、植物の分布、植物の密度等を調査する。

5 「オ 気象の状況」

気象の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

6 「キ 発生源の状況」

発生源の状況の調査は、工場・指定作業場のほか、周辺に廃棄物処分場が存在する場合又は過去に存在した場合は、埋立ての時期及び閉鎖後の状況を調査する。

7 「ク 利水の状況」

利水の状況の調査は、表流水については、取水の位置、規模、用途等を、地下水については、井戸の分布、利水の用途、利用する帯水層、水位、揚水量等を調査する。

8 「ケ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等で定める土壌汚染に関する基準、指定状況等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施が土壌に影響を及ぼすと予想される地域とし、対象事業の事業計画、土地利用の履歴等の状況の調査結果等を基に設定する。

なお、汚染土壌を処理するために一時的に汚染土壌を保管する場合は、保管場所を調査地域と

して設定する。

(3) 調査方法

ア 土地利用の履歴等の状況

調査は、別表9 調査方法の部土地利用の履歴等の状況の款に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

イ 土壤汚染の状況

調査は、別表9 調査方法の部土壤汚染の状況の款に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

ウ 地形、地質、地下水及び土壌の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 植生の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、別表9 調査方法の部気象の状況の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

カ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ク 利水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ケ 法令による基準等

別表9 調査事項の部に掲げる法令等その他土壤汚染に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 土地利用の履歴等の状況」

土地利用の履歴等の状況の調査は、東京都土壤汚染対策指針及び国が定めるガイドラインに準拠し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

2 「イ 土壤汚染の状況」

土壤汚染の状況の調査は、東京都土壤汚染対策指針及び国が定めるガイドラインに準拠し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 「ウ 地形、地質、地下水及び土壌等の状況」

地形、地質、土質、地下水、土壌等の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、土壌中における物質の移動、拡散等土壤汚染の解析に必要な項目を選択し、調査する。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

(1) 地形

地形図、地質分類図、航空写真等の資料の整理・解析による方法

(2) 地質

地質図、地質断面図等の資料の整理・解析による方法

(3) 土質及び地下水

土質柱状図等の資料の整理・解析、ボーリング調査による方法

(4) 土壌

土壌分類図等の資料の整理・解析、ボーリング調査による方法

4 「エ 植生の状況」

植生の状況の調査は、土壌中における物質の移動又は拡散等土壌汚染の解析に必要な場合に、既存植生図等の資料の整理・解析により調査する。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

5 「カ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、東京都土地利用現況図、東京都都市計画図等既存の資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

6 「ク 利水の状況」

利水の状況の調査は、河川図、地形図、事業年報等の既存資料の整理・解析の方法による。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、有害物質等のうちから選択した物質の土壌中の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、土壌の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 事業計画を基に、土壌の改変の程度を把握し、予測する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点、予測地域及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項は、汚染土壌の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量等に加え、不適正な処理や運搬により土壌汚染が拡散するおそれがあることから、土壌汚染の拡散の可能性の有無についても、必要に応じ、予測・評価の対象とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、土壌に継続して影響が及ぶと予想される施行期間のうち、土壌中の濃度等の変化の程度を適切に予測し得る時点とする。
- (2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、原則として工事完了後、事業活動が通常の状態に達し、土壌中の濃度等の変化の程度を適切に予測し得る時点とする。

3 予測地域

予測地域は、「2 現況調査 (2) 調査地域」に準じる。

4 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測方法のうち、事業計画を基に行う方法は、工事の施工計画等事業計画の内容と土壌汚染の状況等の現況調査結果とを重ね合わせ、対象事業の実施が土壌に及ぼす影響を予測する方法とし、主として工事の施行中の予測に用いる。
- (2) 事業計画地に汚染土壌が認められ、事業の実施に伴い事業計画地外へ汚染土壌を運搬する場合等については、汚染土壌の運搬、処理状況等の検討の方法による。
- (3) 対象事業に係る工事の完了後の予測は、事業計画の内容に基づき施設等から排出される物質の種類及び排出状況等の検討、類似事例の参照等の方法による。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が土壌に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 原位置浄化、封じ込め、掘削除去等の汚染拡散防止の措置
- (2) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 事業内容に応じた排水処理施設及び地下浸透防止施設の設置
- (2) 封じ込め措置を行った場合の定期的な地下水モニタリング調査の実施
- (3) 土壌汚染が生じた場合の処理体制の整備
- (4) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表9 評価の指標の部に掲げる法令等に定める基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標

ウ 現況環境値

エ 土壌汚染を引き起こさないこと。

オ 新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと。

カ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が土壌に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

- (1) 評価の指標は、環境基準及び現況環境値を基本とし、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で、当該地域について環境の目標を設定している場合は、併せて評価の指標とする。
- (2) 有害物質等を取り扱う施設を建設する場合、供用後における有害物質等の使用・処分方法及び浸透防止措置の構造等を明らかにし、現況土壌を汚染させないこととする。
- (3) 事業計画地に土壌汚染が存在し、掘削除去等により搬出する場合、法令に基づき適切に処分することを明らかにし、新たな地域に土壌汚染を拡散させないこととする。

2 評価方法

- (1) 環境基準その他関係法令等による基準値が設定されている物質については、それら基準値を基本とし、対象事業の実施により土壌に及ぼす影響の程度を明らかにする。
- (2) 評価は、現況調査及び予測の結果に基づき、土壌汚染の状況、土地利用の状況等地域の特性及び土壌汚染の防止対策等の環境保全のための措置を考慮し、事業の実施による土壌汚染の程度及びその回避の状況について明らかにする。

第6 地盤

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う地下水の揚水、掘削工事又は地下構造物の設置により地盤沈下又は地盤の変形が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う地盤沈下又は地盤の変形が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

地盤沈下とは、地下水の揚水又は排水、天然ガス等の汲み上げ及び地下水の流動阻害による地下水位の低下に伴う地盤の沈下現象をいい、地盤の変形とは、地山の掘削、土留壁等の変形、盤ぶくれ等に伴う地盤の変形をいう。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、地盤を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 事業の実施に伴う、地下水の揚水、湧出水の排水等により、地下水位が低下し、地盤沈下又は地盤の変形が予想される場合
- (2) 供用後の事業活動に伴う地下水の揚水又は天然ガスの汲み上げにより地下水位が低下し、地盤沈下又は地盤の変形が予想される場合
- (3) 地表面の不浸透性被覆、排水路の整備等に伴う雨水の流出状況の変化等により地下水位が低下し、地盤沈下又は地盤の変形が予想される場合
- (4) 切土、盛土、掘削、地下構造物の設置及びトンネルの工事に伴う地下水の水位や流況等の変化により、事業計画地の周辺に地盤沈下又は地盤の変形が予想される場合
- (5) その他地盤沈下又は地盤の変形が予想される場合

なお、事業の実施に伴い、地下水の水位や流況等に変化が生じると予想される場合は、「第8 水循環」、「第7 地形・地質」も予測・評価項目として選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う地盤沈下又は地盤の変形を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 地盤の状況

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) 低地、台地等の地形の状況
- (イ) 地質、地質構造等の状況
- (ウ) 軟弱地盤の分布等の状況
- (エ) 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況
- (オ) 地盤の透水性、圧密状況等の工学的特性

イ 地下水の状況

地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況について調査する。

ウ 地盤沈下又は地盤の変形の状況

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

(ア) 年間地盤沈下量及び累積地盤沈下量

(イ) 地盤沈下又は地盤の変形の範囲、程度及び建築物等への影響

エ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

オ 法令による基準等

別表 10 調査事項の項に掲げる法令等その他地盤に係る関係法令に基づく地下水揚水規制の指定地域及び許可基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 地盤の状況」

地盤の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、地盤の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 低地、台地等の地形の状況

低地、台地、丘陵地、海岸平野、扇状地、段丘、埋没谷、河谷底等の地形の種類、地表面の形状形成過程等

(2) 地質、地質構造等の状況

地質層序及び重なり方、地質断面及びそれぞれの性状、地質時代、加圧層の性状と規模等

(3) 軟弱地盤の分布等の状況

沖積層、特に砂れきと地層の分布等

(4) 地盤の浸透性、圧密状況等の工学的特性

色相、組成、シルトと粘土の土質区分、N値、土の粒度、透水性、圧密性等

2 「イ 地下水の状況」

地下水の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、地下水の解析に必要な項目を選択し、調査する。

なお、必要に応じて地下水の水質についても調査する。

(1) 地下水の存在及び規模並びに帯水層の位置及び広がり

(2) 地下水位の現状及び経年変化、自然水位、揚水水位、揚水施設の位置及び規模、ストレーナの位置、揚水期間、揚水量、用途等

3 「ウ 地盤沈下又は地盤の変形の状況」

地盤沈下又は地盤の変形の状況の調査は、現況、推移等を把握するため、過去5～10年程度について調査する。

4 「オ 法令による基準等」

法令による規制等の調査は、国、地方公共団体等が定める地盤に関する基準、指定状況等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施により地盤沈下又は地盤の変形が生じると予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い地盤沈下又は地盤の変形が生じると予想される範囲とし、地形・地質の分布、地質構造、帯水層の分布、揚水井の分布、地盤の工学的特性等を考慮して設定する。

また、地盤沈下は地下水位の低下と密接に関連することから、地下水位が低下すると予想される範囲についても調査地域とする。

(3) 調査方法**ア 地盤の状況**

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、地盤の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地盤の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、現地調査、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査、別表 10 調査方法の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

【解説】

地盤の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表 3 地盤に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。その際、次の事項に留意する。

- (1) 現地調査は、学術的に認められた方法等によることとし、現地踏査、空中写真、測量、ボーリング調査、地質調査、物理探査、物理検層等の方法を組み合わせて行う。
- (2) 雨水浸透機能の状況及び土質の工学的特性については、ボーリング等により採取した試料の室内試験又は原位置試験の方法による。
- (3) 地形・地質の調査結果は、地形（分類）図、地質図又は地質断面図に整理する。

イ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通した地下水の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、年間を通した地下水の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、観測井又は既存の井戸を用いる方法による。

【解説】

地下水の状況の調査は、次に掲げるおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表3 地盤に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために、次に掲げる事項のうち必要なものを選択し、実施する。

(1) 地下水の存在及び規模並びに帯水層ごとの地下水の流動

ア 調査期間

調査期間は、地下水の状況の季節的変動を考慮し、年間を通した地下水の状況を適切に把握できる期間とする。その際、調査期間には多雨期及び寡雨期を含むように設定する。

イ 調査地点

調査地点の設定は、調査地域内にできるかぎり均等に分布するように設定する。また、地下水の揚水試験を行う地点の近傍では、必要に応じ調査地点を密にすることが望ましい。

ウ 調査方法

調査方法は、地下水の存在及び規模については、当該地域の地下水の存在状況を把握できる程度の調査とし、既存井戸の分布、深さ、ストレーナーの位置等の聞き取り調査及び観測孔（観測井）等における揚水試験等による。また、帯水層ごとの地下水の流動については、現地測定、地下水図面を作成し推定する方法等による。

(2) 地下水位及び地下水の揚水量

ア 調査期間

調査期間は、地下水の季節的変動を考慮し、年間を通した地下水の状況を適切に把握できる期間とする。

イ 調査地点

調査地点の設定は、既存井戸のある地点又は地下水位の状況を適切に把握できる地点とする。

ウ 調査方法

調査方法は、地下水位については、観測孔（観測井）又は既存井戸による測水調査により行い、地下水位図（経年変化を含む。）又は地下水面等高線図（各年）に整理する。また、地下水の揚水量については、既存井戸の揚水量の実績調査等により行い、用途別揚水量、揚水期間、日数及びストレーナーの位置（自然水位及び揚水水位）を図表に整理する。

ウ 地盤沈下又は地盤の変形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、地盤沈下又は地盤の変形の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地盤沈下又は地盤の変形の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、水準測量又は沈下計を用いる方法による。

【解説】

地盤沈下又は地盤の変形の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表3地盤に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(1) 調査期間

ア 調査期間は、年間を通した地盤の変動を把握できる期間とする。

イ 調査頻度は、周辺地域の沈下又は変形状況を考慮して年2回以上とする。

(2) 調査地点

調査地点の設定は、地盤沈下を適切に把握できる地点とし、対象事業及び周辺の工事の進行等により観測不可能とならない地点とする。

(3) 調査方法

調査方法は、水準測量又は沈下計を用いる方法による。

水準測量の精度は、原則として一級水準測量とし、測量の既知点は事業計画地に近い国の水準測量基標又は東京都水準基標の2地点以上を用いる。また、新たに水準点を設置する場合は、原則として、事業計画地を取り囲むように設置する。

地盤沈下又は地盤の変形の状況は、地盤変動量分布図、累積沈下量図等に整理し、地下水位の図面と併せて表示する。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 法令による基準等

別表10 調査事項の項に掲げる法令等その他地盤に係る関係法令の地下水揚水規制等を整理する方法による。

【解説】**1 「エ 土地利用の状況」**

土地利用の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

なお、既存の資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 地盤沈下の範囲及び程度
- イ 地盤の変形の範囲及び変形の程度
- ウ 地下水の水位及び流況の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

- ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点
- イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 地盤沈下の範囲及び程度

- (ア) 圧密沈下理論式等に基づく解析
- (イ) 類似事例の参照による方法
- (ウ) その他適切な方法

イ 地盤の変形の範囲及び変形の程度

- (ア) 工事施行計画及び環境保全のための措置を基に地盤の変形の程度を把握して予測する方法
- (イ) 数値解析
- (ウ) 類似事例の参照による方法
- (エ) その他適切な方法

ウ 地下水の水位及び流況の変化の程度

- (ア) 工事施行計画を基に、地下水に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法
- (イ) 浸透流解析
- (ウ) 模型実験による方法
- (エ) 類似事例の参照による方法
- (オ) その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測地域は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 地盤沈下又は地盤の変形の状況に加え、必要があれば地下水の水位及び流況についても予

測事項とする。

なお、地下水の水位については、地下構造物等の設置に伴う変動を含むものとする。

- (2) 地盤の変形の範囲及び変形の程度は、地盤の亀裂、地表面の沈下等の地盤の変形並びに周辺の建築物等の変位の範囲及び程度とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、次に掲げるとおりとする。

ア 地盤沈下

揚水を伴う場合は、揚水作業を伴う期間及び揚水作業終了後3か月程度の期間を対象時点とし、リチャージ等についても、揚水作業に含める。

揚水を伴わない場合は、地下水の流況に変化を及ぼすと予想される期間とする。

イ 地盤の変形

揚水等による地盤の変形への影響が最も大きい時点又は土地の改変を伴う工事工程の終了後、一定期間をおいた時点とする。

- (2) 対象事業に係る工事の完了後の代表的な時点とは、地盤の安定的な状況を把握するため、しゅん竣工後少なくとも1年間程度の期間を対象時点とする。

3 予測地域

予測地域の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測地域は、「2 現況調査 (2) 調査地域」に準じる。
- (2) 予測地点は、「2 現況調査 (3) 調査方法」に準じるが、地下水の分布状況等を考慮し、地盤沈下、地盤の変形、地下水位又は流動状況等を適切に把握できる地点とする。この場合、地下水の分布によっては影響が事業計画地から離れたところで起こることもある点に留意する。
- (3) 測定点の設定に当たっては、地盤沈下の調査は一般に長期に及ぶので、周辺の工事等により観測不可能とならないよう、慎重に選定する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴う地盤沈下、地盤の変形、地下水位の変化等を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 地下水の揚水量、排出量等の低減を図る事業計画等の検討
- (2) 事業計画地周辺の地下水位の低下を防ぐための工法の採用
- (3) 地下水流動阻害の改善のための地下水流動保全工法の採用
- (4) 地盤改良工法の採用
- (5) 地盤の安定性を確保するための工法の採用
- (6) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 雨水等の地下浸透対策
- (2) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 地盤沈下及び地盤の変形を進行させないこと。

イ 地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。

ウ 地盤沈下又は地盤の変形に係るその他の科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施に伴う地盤沈下又は地盤の変形について明らかにする。

【解説】

評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価方法

対象事業の実施が地盤沈下及び地盤の変形を生じる要因とならないことを基本とし、評価指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第7 地形・地質

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う土地の改変、地下水の排水等により斜面等の安定性及び特異な地形・地質に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う切土、盛土、埋立、掘削、地下水の排水や流動阻害、土砂の流出等による斜面、崖地等の安定性（以下「斜面等の安定性」という。）に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

また、事業計画地及びその周辺が、天然記念物に指定される等地域的に保全の対象となる地域又は学術的に貴重な地域である場合等、学術上又は景観上特に配慮しなければならない特異な地形・地質の場合は、その消滅又は改変の程度を対象とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、地形・地質を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 切土、盛土、掘削、地下水の排水、建築物の設置等の工事により、法面又は事業計画地に隣接する斜面等の安定性に影響が予想される場合
- (2) 事業の実施により、特異な地形・地質に影響が予想される場合
- (3) その他、地形・地質への影響が予想される場合

なお、事業の実施に伴い、地下水の水位や流況等に変化が生じると予想される場合は、「第6 地盤」、「第8 水循環」も、予測・評価項目として選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が斜面等の安定性及び特異な地形・地質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 地形・地質の状況

地形・地質の種類及び区分並びに土層の工学的特性を調査する。

なお、特異な地形・地質が存在する場合は、その分布及び特異な地形・地質とする理由についても調査する。

イ 地盤等の状況

地盤、斜面、水系及び土砂の変動、雨水の流出（雨水浸透能、地表の不浸透域の状況等を含む。）、漂砂・堆砂の状況、圧密沈下等の工学的特性を調査する。

ウ 地下水の状況

地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況を調査する。

エ 植生の状況

植物相及び植物群落の状況を調査する。

オ 気象の状況

確率降雨量、降雨強度、連続降雨強度等を調査する。

カ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

キ 法令による基準等

別表 11 調査事項の項に掲げる法令等その他斜面等の安定性及び特異な地形・地質に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 地形・地質の状況」

地形・地質の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、地形・地質の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 地形の状況

地形の種類、区分、成因及び地形面による土地の分類と分布状況、傾斜分布、人工改変地の状況等

(2) 地質の状況

土及び岩の種類と性状、地質の時代区分、地質層序（層相分布を含む。以下同じ。）、堆積構造、地質構造とその規模及び分布、風化土層の厚さ、地盤構成層（堆積物）の安定性等

(3) 土層の工学的特性

層厚、土層の強さ、圧縮性、透水性等

2 「イ 地盤等の状況」

地盤等の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、地盤の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 地盤の状況

地形分布、地盤高、地盤の種類、表層地質分布、軟弱層・腐植土の分布及び厚さ、圧密沈下等の状況等

(2) 斜面等の状況

斜面形状、傾斜分布、斜面長、比高、微地形、斜面保護工法、表土層の厚さ、風化の程度、崩壊地の状況、構成する岩相の分布、地質構造の分布と規模、土質等

(3) 水系の状況

斜面等の安定性に関係する流域区分、流路長、河川構造、流況等

(4) 漂砂・堆砂の状況

海岸地形、海底地形、底質の分布状況、潮流・海流の流向・流速、波浪の特性等

3 「ウ 地下水の状況」

地下水の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、地下水の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 地下水の被圧性の有無等の性状、規模、流向、流速、自然水位、揚水水位及び水位の経年変化並びに帯水層の分布及び規模

(2) 井戸の分布、構造、用途、揚水量等

(3) 湧水地点の分布、湧水量等

4 「エ 植生の状況」

植生の状況の調査は、傾斜地を中心に植物の生育状況、植物群落の種類、種組成、構造、分布状況等を調査する。

5 「キ 法令による基準等」

法令による基準等は、国、地方公共団体等が定める斜面等の安定性及び特異な地形・地質に係る基準及び指定状況等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が斜面等の安定性及び特異な地形・地質に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い斜面等の安定性又は特異な地形・地質に影響を及ぼすことが予想される範囲とし、地形・地質の分布、地層構造、帯水層の分布、揚水井の分布及び地盤の工学的特性を考慮して設定する。

なお、斜面等の安定性は地下水位の低下と密接に関連することから、地下水位が低下すると予想される範囲についても、調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、地形・地質の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地形・地質の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、現地調査、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査、別表 11 調査方法の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。

イ 地盤等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、地盤等の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地盤等の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、地形・地質の状況の調査方法に準拠する。

【解説】

1 「ア 地形・地質の状況」

地形・地質の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表4 地形・地質に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用し、次に掲げる事項のうち必要なものを選択し、調査する。

- ア 地形の状況
- イ 地質及び地質構造等の状況
- ウ 軟弱地盤地帯の分布等の状況
- エ 地表面の被覆及び雨水浸透機能の状況
- オ 土層の工学的特性
- カ 特異な地形・地質の分布状況及び位置

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。その際、次に掲げる事項に留意する。

- ア 現地調査は、学術的に認められた方法等によることとし、現地踏査、空中写真、測量、ボーリング調査、地質調査、物理探査、物理検層等の方法を組み合わせて行う。
- イ 雨水浸透機能の状況及び地盤の工学的特性については、ボーリング等により採取した試料の室内試験又は原位置試験の方法による。
- ウ 地形・地質の調査結果は、地形（分類）図、地質図、地質断面図等に整理する。

2 「イ 地盤等の状況」

地盤等の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表4 地形・地質に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用し、次に掲げる事項のうち必要なものを選択し、調査する。

- ア 斜面等の状況
- イ 斜面等の安定性
- ウ 軟弱層・腐植土の分布状況
- エ 地盤沈下等の状況

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。その際、次に掲げる事項に留意する。

- ア 現地調査は、調査事項により現地踏査、物理探査、弾性波試験、岩盤試験等の方法を組み合わせて行う。
- イ 地盤等の状況の調査結果は、地形（分類）図、地質図、地質断面図等に整理する。

ウ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通した地下水の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、年間を通した地下水の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、観測井又は既存の井戸を用いる方法による。

エ 植生の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 法令による基準等

別表 11 調査事項の項に掲げる法令等その他斜面等の安定性及び特異な地形・地質に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】**1 「ウ 地下水の状況」**

地下水の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表 4 地形・地質に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために、次に掲げる事項のうち必要なものを選択し、実施する。

ア 地下水の存在及び規模、帯水層ごとの地下水の流動**(ア) 調査期間**

調査期間は、地下水の季節的変動を考慮し、年間を通した地下水の状況を適切に把握できる期間とする。その際、調査期間には多雨期及び寡雨期を含むよう設定する。

(イ) 調査地点

調査地点の設定は、調査地域内にできる限り均等に分布するように設定する。また、地下水の揚水試験を行う地点の近傍では、必要に応じ調査地点を密にすることが望ましい。

(ウ) 調査方法

調査方法は、地下水の存在及び規模については、当該地域の地下水の存在状況を把握できる程度の調査とし、既存井戸の分布、深さ、ストレーナーの位置等の聞き取り調査及び観測孔（観測井）等における揚水試験等による。また、帯水層ごとの地下水の流動

については、現地測定又は地下水図面を作成して推定する方法等による。

イ 地下水位及び地下水の揚水量

(ア) 調査期間

調査期間は、地下水の季節的変動を考慮し、年間を通した地下水の状況を適切に把握できる期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点の設定は、既存井戸のある地点又は地下水位の状況を適切に把握できる地点とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、地下水位については、観測孔（観測井）又は既存井戸による測定調査により行い、地下水位図（経年変化を含む。）及び地下水面等高線図（各年）に整理する。
また、地下水の揚水量については、既存井戸の揚水量の実績調査により行い、用途別揚水量、揚水期間、日数及びストレーナーの位置（自然水位及び揚水水位）を図表に整理する。

2 「オ 気象の状況」

気象の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

3 「カ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 斜面等の安定性の変化の程度

イ 特異な地形・地質の消滅の有無及び改変の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後一定期間をおいた時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 工事施行計画を基に、地形・地質の改変の程度を把握して予測する方法

イ 数値解析

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測地域は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

斜面等の安定性の変化の程度は、切土・盛土の法面の安定性、事業計画地に隣接する斜面等の安定性の変化の程度とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、揚水等による斜面等の安定性への影響が最も大きい時点又は土地の改変を伴う工事工程の終了後、一定期間をおいた時点とする。
- (2) 対象事業に係る工事の完了後の代表的な時点とは、斜面等の安定性を把握するため、竣工後少なくとも1年間程度の期間を対象時点とする。

3 予測地域

予測地域は、「2 現況調査 (2) 調査地域」に準じる。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が斜面等の安定性又は特異な地形・地質に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減する措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 地下水の揚水量、排出量等の低減を図る事業計画等の検討
- (2) 計画地周辺の地下水位の低下を防ぐための工法の採用
- (3) 地下水流動阻害の改善のための地下水流動保全工法の採用
- (4) 地盤改良工法の採用
- (5) 斜面等の安定性を確保するための工法の採用
- (6) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 雨水等の地下浸透対策
- (2) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 斜面等の安定性が確保されること。
- イ 周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
- ウ 特異な地形・地質の保全に支障が生じないこと。
- エ 地形・地質に係るその他の科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が斜面等の安定性及び特異な地形・地質に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価方法

- (1) 対象事業の実施が斜面等の安定性及び特異な地形・地質に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。
- (2) 特異な地形・地質についてはそれぞれの学術的価値等を考慮して評価を行うとともに、学術的価値等の根拠について明らかにする。

第8 水循環

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施が水循環に影響を及ぼすと予想される地下水、湧水、地表面流出水、河川、湖沼、海域等(以下「地下水等」という。)の水域並びにそれらに対する影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う雨水の流出状況(雨水の排除を含む。以下同じ。)等の変化、湖沼又は海面の埋立て及び切土、盛土、地下構築物の設置等による地下水等の流況変化又は流動阻害等が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、水循環を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 事業の実施に伴う土地の改変、水路の設置又は変更、取水又は排水施設の設置、護岸又は堤の設置、埋立等により地下水等の流況に影響が予想される場合
- (2) 事業の実施に伴う地下構築物の設置、地下水の揚水等により、湧水及び地下水の存在、流況、流動等に影響が予想される場合
- (3) 事業の実施に伴う地表構築物の設置等により、集中豪雨等において、雨水の流出抑制を考慮する必要があると予想される場合
- (4) 対象事業が工場の設置、終末処理場の設置等であって、放流水に伴う水質変化又は温度変化等により放流先の地下水等の水域に影響が予想される場合
- (5) その他水循環への影響が予想される場合

なお、事業の実施に伴い、地下水の水質、水位、流況等に変化が生じると予想される場合は、「第4 水質汚濁」、「第6 地盤」及び「第7 地形・地質」を、水生生物の生態系への影響が予想される場合は、「第9 生物・生態系」を予測・評価項目として選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が水循環に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 水域の状況

次に掲げる事項のうちから水循環の予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

(ア) 地下水、湧水、地表面流出水等の状況

- a 地下水の存在、規模、水位、流動及び利用の状況
- b 湧水の位置、湧出水量及び利用の状況
- c 地表面流出水の形態

- (イ) 河川、水路等の状況
 - a 流域、流量、流速、水位、流下能力、流出入水量、雨水流出等の状況
 - b 河川、水路等の形態
- (ウ) 湖沼、池、湿地等の状況
 - a 流域、水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、雨水流出、湖沼水の成層・循環、拡散等の状況
 - b 湖沼、池、湿地等の形態
- (エ) 海域の状況
 - a 河川からの流出入水量の状況
 - b 潮位、潮流・恒流等の状況及び海水の成層・循環、滞留時間、拡散等の状況
 - c 海域の形態

【解説】

1 「ア 水域の状況」

水域の状況の調査は、次に掲げる事項のうち、水域の解析に必要な項目を選択し、調査する。

(1) 地下水、湧水、地表面流出水等の状況

ア 地下水

帯水層（不圧及び被圧を含む。）の分布状況、規模、地下水の用途、利用形態、揚水水位、自然水位、流向、流速等

イ 湧水

湧水地点の分布、湧出水量、用途、利用形態等

ウ 地表面流出水

形態、地下浸透量等雨水の流出に関する事項、解説別表 5 水循環に係る法令等に掲げる東京都、区市町村等が定める方針等に基づく雨水の地下浸透を推進する地域の有無

(2) 河川、水路等の状況

ア 流量

最大流量、最小流量、高水流量、平水流量、低水流量、渇水流量等

イ 雨水流出の状況

流域面積、流出係数、流達時間等

ウ 河川の形態

河岸構造、川岸の植生、親水機能等

(3) 湖沼、池、湿地等の状況

湖岸線の形状、湖底の状況、湖岸の植生、親水機能等

(4) 海域の状況

ア 潮流・恒流等の状況

流向、流速、主要分潮流の調和定数や潮流楕円要素等

イ 海域の形態

海岸線の形状、海底の状況、海岸の植生及び親水機能等

イ 気象の状況

降水量、降雨強度及び連続降雨強度の状況等を調査する。

ウ 地形・地質、土質等の状況

次に掲げる事項のうちから水循環の予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

(ア) 地表傾斜、斜面形状等の状況

(イ) 地表面の被覆、表層地質、地層構造等の状況

(ウ) 土壌断面、保水力、体積含水率等の状況

(エ) 土層の浸透能、蒸発散等の状況

エ 水利用の状況

流量、水位等に影響がある水道用水、工業用水、水産用水等水利用の状況、主要な工場・事業場等の分布及び取水・排水の状況を調査する。

なお、将来の利水計画についても調査する。

オ 植生の状況

植物相及び植物群落の状況を調査する。

カ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

キ 法令による基準等

別表 12 調査事項の部に掲げる法令等その他水循環に係る関係法令の規制の内容等を調査する。

【解説】

1 「イ 気象の状況」

気象の状況の調査は、風向、風速、気温、湿度、降水量、蒸発散量等の必要な項目を選択し、調査する。

2 「カ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、鉄道、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用の状況を調査する。また、事業計画地及び水域の流域周辺における公共下水道の整備状況についても調査する。

3 「キ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める水循環に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が水循環に影響を及ぼすと予想される地下水等の水域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い地下水等の流況変化、流動阻害等が生じると予想される範

囲及び雨水の流出抑制を考慮する必要があると予想される範囲とし、地形・地質の分布、地層構造、帯水層（不圧及び被圧を含む。）の分布及び水文学的特性を考慮して設定する。

また、影響を受ける水域の範囲は、上流部と下流部とは異なることに留意する。

(3) 調査方法

ア 水域の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通した水域の状況を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、河川の形態及び流況の特性を考慮し、水循環の解析及び予測に必要な年間を通した水域の状況を適切に把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、別表 12 調査方法の部水域の状況の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

【解説】

水域の状況の調査方法は、次に掲げるとおりとする。

1 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、解説別表5水循環に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 調査期間

調査期間は、年間を通した水域の状況を把握できる期間とする。

(2) 調査内容

地下水の状況については、「第6 地盤 2 現況調査」及び「第7 地形・地質 2 現況調査」に準じる。

2 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。その際、次に掲げる事項に留意する。

(1) 地下水及び湧水

ア 調査期間

調査期間は、年間を通した地下水及び湧水の状況を把握できる期間とする。

イ 調査地点

調査地点の設定は、湧水、井戸、帯水層（不圧及び被圧を含む。）等の分布状況等を考慮し、地下水及び湧水の状況等を総合的に把握できるように設定する。

(2) 河川及び水路

ア 調査期間

(ア) 調査期間は、年間を通した河川及び水路の状況を把握できる期間とする。また、測定は、各月1日以上行うことを原則とし、日間変動の大きい地点にあつては連続調査を行

う。

- (イ) 水域の特性並びに対象事業の種類及び規模から判断して流況の変化が少ないことが明らかな場合には、年間の季節変動を把握できる頻度の調査とすることができる。

イ 調査地点

調査地点の設定は、利水地点、排水地点、本川、主要な支川及び沢の合流前及び合流後の地点並びに流水の分流地点を考慮して設定する。

ウ 調査方法

- (ア) 調査方法は、地下水質調査方法又は国が定めた方法等に準拠する。
- (イ) 調査結果は、調査地点における水位－流量グラフとして整理する。

(3) 湖沼

ア 調査期間

- (ア) 調査期間は、年間を通した湖沼の状況を把握できる期間とする。また、測定は、毎月1日以上行うことを原則とし、日間変動の大きい地点にあつては連続調査を行う。
- (イ) 水域の特性並びに対象事業の種類及び規模から判断して流況の変化が少ないことが明らかな場合には、年間の季節変動を把握できる頻度の調査とすることができる。

イ 調査地点

調査地点の設定は、湖沼の地形、利水状況、排水状況、主要な河川の流入状況等を考慮し、湖沼の流況を総合的に把握できるように設定する。

ウ 調査方法

- (ア) 調査方法は、国等が定める方法等に準拠する。
- (イ) 調査結果は、調査地点における水位変動グラフとして整理する。

(4) 海域

ア 調査期間

- (ア) 調査期間は、年間を通した海域の状況を把握できる期間とする。
なお、成層期と循環期とでは、水質は著しく異なることに留意する。
- (イ) 潮流の調査期間は、原則として15日間、少なくとも25時間の連続測定とする。
- (ウ) 事業の実施に伴い海水の交換性の変化が予想される場合は、必要に応じ、浮標追跡を行うものとし、その調査期間は1潮汐時間とする。

イ 調査地点

調査地点の設定は、海域の地形、潮流、利水状況、排水状況、主要な河川の流入状況等を考慮し、海域の流況を総合的に把握できるように設定する。

ウ 調査方法

調査方法は、水質調査方法又は国等が定めた方法等に準拠する。

イ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通した気象の状況を適切に把握し得る期間とする。

- (イ) 調査地点
調査地点は、年間を通じた気象の状況を適切に把握し得る地点とする。
- (ウ) 観測方法
観測方法は、別表 12 調査方法の部気象の状況の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。
- ウ 地形・地質、土質等の状況
地形・地質、土質等の状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。
 - (ア) 調査地点
調査地点は、地形・地質、土質等の状況を適切に把握し得る地点とする。
 - (イ) 調査方法
調査方法は、現地調査、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査、別表 12 調査方法の部地形・地質、土質等の状況の項に掲げる法令等に定める方法等に準拠する。
- エ 水利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- オ 植生の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- カ 土地利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- キ 法令による基準等
別表 12 調査事項の部に掲げる法令等その他水循環に係る関係法令の規制の内容等を整理する方法による。

【解説】

- 1 「イ 気象の状況」
気象の状況の調査は、「第1 大気汚染 2 現況調査」に準じる。
- 2 「エ 水利用の状況」
水利用の状況の調査は、解説別表 5 水循環に係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表している測定結果等を活用する。
なお、既存資料により所要の調査事項が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

- 予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。
- ア 地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度
 - イ 地下水涵養能^{かん}の変化の程度
 - ウ 地下水の流動阻害の変化の程度
 - エ 表面流出量の変化の程度
 - オ 河川及び湖沼の流域等の変化の程度
 - カ 河川の流量及び流速の変化の程度

キ 湖沼等の水位の変化の程度

ク 湖沼及び海域の流向及び流速の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 工事施行計画を基に、水循環に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法

イ 数理モデルを用いた予測式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例の参照による方法

オ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げる事項に留意する。

1 予測事項

(1) 地下構造物の設置に伴い地下水の流況に影響が予想される場合は、地下水の流動阻害の変化の程度についても予測事項とする。

(2) 地表構造物の設置等に伴い雨水の流出等に影響が予測される場合は、表面流出量の変化の程度についても予測事項とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の選定に当たっては、次の点に留意する。

(1) 地下水については、対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点として、少なくとも揚水作業を行う期間を含めた時点とする。

(2) 対象事業に係る工事の完了後の代表的な時点とは、工事が完了した時点又は施設の稼働が定常の状態に達した以降、流況、水位、水質及び利水への影響が適切に把握できる時点とする。

3 予測方法

流況の予測方法には次に掲げるものがあり、適用条件を検討して選択する。

(1) 河川の低水流量及び洪水流量

タンクモデル、合理式、貯留関数、多次元浸透流モデル等

(2) 湖沼・海域の流況

密度流モデル、模型実験等

(3) 地下水の流動

解析解（揚水公式等）、数値モデル等

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が水循環に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 洪水調整池・調節池、流量調整池・調節池等の設置
- (2) 排水路等の整備
- (3) 地下水流動阻害の改善のための地下水流動保全工法の採用
- (4) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 雨水等の地下浸透対策
- (2) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している水環境に関する目標
- ウ 雨水の地下浸透能力、親水機能等
- エ 水循環に係るその他の科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が水循環に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価は、河川の流況及び湧水の現況に及ぼす影響を可能な限り少なくすることを基本とし、解説別表5水循環に係る法令等に掲げる計画、要綱等において当該地域における水環境の目標を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

2 評価方法

対象事業の実施が地下水等の状況に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第9 生物・生態系

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施が陸上植物、陸上動物、水生生物及び生態系(以下「生物・生態系」という。)に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴い、生物・生態系に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 生物・生態系の分類

生物・生態系とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 生物

ア 陸上植物

主として陸上に生息（育）する植物とし、菌類を含めるものとする。

イ 陸上動物

主として陸上及び土壤中に生息する動物で、脊椎動物のうち哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類並びに無脊椎動物のうち昆虫類、クモ類等とする。

ウ 水生生物

主として海洋や河川、湖沼、沼沢、湿原等に生息（育）する生物で、水生植物等の大型植物、付着藻類及び植物プランクトン等の小型植物並びに魚類等の遊泳動物、付着動物、動物プランクトン等の浮遊動物、底生動物等の水生動物とする。

エ 生息（育）環境

陸上植物、陸上動物及び水生生物が、生息し、又は生育する環境をいう。

オ 緑の量

事業計画地において緑被が占める割合を示す緑被率及び立体的な緑の量を示す緑の体積とする。

(2) 生態系

ア 陸域生態系

陸域において、地形・地質、土壌、水等の基盤環境と、そこに生息（育）する植物と動物の生物群集とが相互に関わり合って、動的に維持されている多様な系（システム）をいう。

イ 海域生態系

海洋及び海岸の海域において、地形及び海底の基質並びに海流、水質等の基盤環境と、海藻や植物・動物プランクトン及び海生生物の生物群集とが相互に関わり合って、動的に維持している系（システム）をいう。

ウ 陸水域生態系

陸域内の河川、湖沼、湿原等の陸水域及び移行帯の地域において、生物の生産・生活と、それを支配する諸要因とで構成されている系（システム）をいう。

エ 都市域生態系

市街地等の都市域において、公園、緑地、河川等の基盤環境と、そこに生息（育）する植物及び動物の生物群集とが相互に関わり合って、動的に維持されている多様な系（シス

テム)をいう。

3 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、生物・生態系を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 事業の実施により、事業計画地及びその周辺地域における山地や丘陵地等の自然地の生物・生態系に影響が予想される場合
- (2) 事業の実施により、事業計画地及びその周辺地域における都市公園等の市街地緑地の生物・生態系に影響が予想される場合
- (3) 事業の実施により、生態系に配慮すべき緑地等を整備する場合
- (4) 事業計画地が市街化された地域にあり、事業計画地内に既存緑地等はないものの、対象事業の実施により緑地や水辺空間等を新たに整備する場合
- (5) 河道切り回し等により、水生生物等の生息（育）環境に著しく影響が予想される場合
- (6) 対象事業の種類が埋立又は干拓であり、生物・生態系への影響が予想される場合
- (7) 事業計画地及びその周辺地域に、国、東京都又は区市町村が規定する注目種の生息又は生育が確認される場合
- (8) 事業計画地及びその周辺地域に、注目される種及び群集を含む生物・生態系が確認される場合
- (9) その他生物・生態系への影響が予想される場合

なお、水生生物の予測・評価を行う場合には、生息（育）環境としての水質の状況の把握が必要なため、「第4 水質汚濁」も予測・評価項目として選定することを検討する。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が生物・生態系に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 生物

(ア) 陸上植物の状況

陸上植物の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

a 植物種

- (a) 植物相
- (b) 注目される植物種及び注目される理由
- (c) 樹木の活力度

b 植物群落

- (a) 植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況、植物群落が有する環境保全の機能並びに植物群落と立地条件との関係

なお、必要に応じ潜在自然植生についても検討する。

- (b) 注目される植物群落の種類及び注目される理由

(イ) 陸上動物の状況

陸上動物の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- a 哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類
 - (a) 哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類の動物相
 - (b) 主な種の生息密度及び繁殖状況
 - (c) 注目される種並びに注目される理由、生息場所、食性及び行動様式
- b 昆虫類
 - (a) 昆虫類の動物相
 - (b) 主な種の生息密度及び繁殖状況
 - (c) 注目される種並びに注目される理由、生息場所、食性及び行動様式
- c クモ類及び土壌動物
 - 主な種及び生息密度

(ロ) 水生生物の状況

水生生物の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- a 大型水生植物
 - (a) 植物種
 - ① 植物相
 - ② 注目される植物種及び注目される理由
 - (b) 植物群落
 - ① 植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況、植物群落が有する環境保全の機能並びに植物群落と立地条件との関係
 - ② 注目される植物群落の種類及び注目される理由
- b 付着生物及びプランクトン
 - 付着生物及びプランクトンの種組成、現存量及び分布状況並びにプランクトンの出現時期
- c 水生動物
 - (a) 水生動物の種、現存量及び分布状況
 - (b) 注目される水生動物の種並びに注目される理由、現存量及び分布状況
- d 漁獲対象動植物
 - 漁獲対象動植物の種組成、個体数、密度及び分布並びに種類別漁獲量とその推移

(エ) 生息(育)環境

生物とその生息(育)環境との関連性を考察するため、次に掲げる事項のうちから必要なものを選択し、調査する。

- a 地形、地質、土壌、地下水等の状況
- b 気温、風向、風速、日照時間又は日射量、降水量等の気象の状況
- c 大気汚染等の状況
- d 微気候及び植物群落の構造的特徴

- e 底質の状況及び水環境
- f 干潟、藻場、漁礁及び沿岸部の水辺植物群落等の種類及び分布状況
- g 地域社会とのつながり
- (オ) 緑の量
緑の量は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。
 - a 緑被率
 - b 緑の体積
- (カ) 法令による基準等
別表 13 調査事項の項に掲げる法令等その他生物・生態系に係る関係法令の規制の内容等を調査する。

【解説】

1 「ア 生物」

(1) 陸上植物の状況

ア 植物種の調査

- (ア) 植物種の調査は、種のレベルでの現況把握を目的とする。
- (イ) 植物相とは、ある範囲の地域に生育する全植物種のリストとする。
- (ウ) 注目される陸上植物種とは、解説別表 6 生物・生態系に係る法令等に掲げる国、東京都又は区市町村の定める基準等に基づき選定される種とする。

イ 植物群落の調査

- (ア) 植物群落の調査は、群落レベルでの現況把握を目的とし、調査地域にどのような群落が分布するかを典型的に捉えて植生図に表し、当該地域の総合的な自然環境の特性を把握する。
- (イ) 植物群落の調査に当たっては、植物群落が、水源涵養、遮音効果、景観維持等の環境保全の機能を果たしていると考えられるときは、その内容についても調査する。
- (ウ) 注目される植物群落とは、学術性、希少性、自然度の高さ、地域における重要度等の観点からみて、注目される群落をいう。
なお、注目される動物の生息が認められる植物群落についても、注目される植物群落に含めるものとする。

(2) 陸上動物の状況

ア 哺乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類の調査

- (ア) 哺乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類の調査は、生息しているこれら各分類群の動物相を把握し、地域の陸上動物の現況及びその特性等を明らかにすることを目的とする。
- (イ) 調査事項は、当該地域における動物群集の特性、生態的地位の把握が適切に行われるよう考慮して選択する。
- (ウ) 動物相とは、ある範囲の地域に生息する全動物種のリストとする。
- (エ) 注目される陸上動物種とは、解説別表 6 生物・生態系に係る法令等に掲げる国、東京都又は区市町村の定める基準等に基づき選定される種とする。

- (オ) 注目される陸上動物種は、現況調査の調査結果を基に、生物の生活場所や生態的地位、学術性、希少性等を考慮し、環境保全上特に配慮することが必要と思われる種を選択し、注目される理由、現存量及び分布状況を明らかにする。

イ クモ類及び土壌動物の調査

- (ア) クモ類及び土壌動物の調査は、主な種を把握することを目的とする。
- (イ) 調査地域の環境指標種として用いることができる種が生息しているときは、その種類、生息密度及び対象となる環境指標を明らかにする。

(3) 水生生物の状況

- ア 水生生物の調査は、調査対象とする水系における生物相を把握し、その水系の現況、その特性等を明らかにすることを目的とする。
- イ 調査事項の選定に当たっては、地域概況の調査の結果を生かし、生物の生活場所、生態的地位及び水系の特性を考慮して、当該水系の水生生物の特性の把握が適切に行われるよう考慮する。
- ウ 大型水生植物の調査事項は、「(1) 陸上植物の状況」に準じる。
- エ 付着生物及びプランクトンの調査事項は種組成とするが、種類数が多い場合は、優占種の確認を主体とし、現存量及びその分布状況を明らかにする。
- オ 赤潮の発生等、特定種の異常増殖が確認されている場合には、その出現時期及び分布状況を明らかにする。
- カ 水生動物の調査対象は、魚類、甲殻類、昆虫類、貝類等の肉眼及び実体顕微鏡で確認し得る動物を中心とする。また、調査結果は各々の動物の動物相として表す。
- キ 注目される水生生物種とは、解説別表6 生物・生態系に係る法令等に掲げる国、東京都又は区市町村の定める基準等に基づき選定される種とする。
- ク 注目される水生生物種は、現況調査の調査結果を基に、生物の生活場所、生態的地位、学術性、希少性等を考慮し、環境保全上特に配慮することが必要と思われる種を選択し、注目される理由、現存量及び分布状況を明らかにする。
- ケ 漁獲対象動植物は、魚類、甲殻類、貝類及び海藻類等のうち、当該水域において水産物として扱われる動植物とする。
- コ 漁獲対象動植物の調査に当たっては、当該水域を稚魚等幼生時に利用している漁獲対象動植物についても、調査を行う。
- サ 漁獲量の推移について調査する場合には、必要に応じ、当該水域の水質汚濁等の推移状況を併せて把握する。

(4) 生息（育）環境

- ア 陸上動物は、繁殖、採餌、休息、避難、越冬等の観点から調査する。
- イ 水生動物は、産卵、採餌、避難、休息等の観点から調査する。
- ウ 調査に当たっては、生物の成長の段階により、要求する環境が異なる場合があることを十分考慮する。
- エ 干潟、藻場、漁礁等漁業の操業場所として利用されている場合は、これらの位置、役割及びその利用形態について調査する。
- オ 生物の生息（育）環境に関連する事項の調査は、次に掲げる事項のうち、必要な項目を

選択し、調査する。

(ア) 地形要因

山地、丘陵地、台地、低地、微地形、河川、湖沼、海岸、海底、三角洲、干潟、湿原等の形態若しくはその集水域、護岸又は底質の形状

(イ) 地質・土壌要因

表層地質、土壌、土壌生産力又は地下水位

(ウ) 気候要因

気温、湿度、風向、風速、日照時間若しくは日照量又は降水量

(エ) 水環境要因

流量、流速、全水深、水位、貯水量、流出入水量、成層、循環、水質、底質又は水温

(オ) 生物的要因

植物群落の垂直的階層構造、生物相互作用、捕食関係又は生態的地位

(カ) 人為的要因

動植物の採取、資源の採取、土地利用、レクリエーション、大気汚染、水質汚濁等

(5) 緑の量

ア 緑の量は、緑地等を整備する際の現況把握等に用いるためのもので、緑被率及び緑の体積で表す。

イ 緑被率は、樹木、樹林、草、芝生、作物等の植物で覆われた土地の合計面積（以下「緑被面積」という。）が計画地面積に占める割合を百分率で示したものとする。

ウ 緑の体積は、緑被面積に群落ごとの最上層を形成する植物の平均高を乗じて求めた量とする。

(6) 法令による規制等

法令による規制等の調査は、国、地方公共団体等が定める生物・生態系に関する規制等について調査する。

イ 生態系

(ア) 陸域生態系の状況

陸域生態系の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

a 生態系の機能及び構造

b 注目される種及び群集

(イ) 海域生態系の状況

海域生態系の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

a 生態系の機能及び構造

b 注目される種及び群集

(ウ) 陸水域生態系の状況

陸水域生態系の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

a 生態系の機能及び構造 b 注目される種及び群集 (エ) 都市域生態系の状況 都市域生態系の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。 a 生態系の機能及び構造 b 注目される種及び群集 (オ) 法令による基準等 別表 13 調査事項の項に掲げる法令等その他生物・生態系に係る関係法令の規制の内容等を調査する。
--

【解説】

1 「イ 生態系」

(1) 生態系の状況

ア 生態系は、陸域、海域、陸水域及び都市域の4つに区分しているが、それぞれの生態系について別々に調査を行うものではなく、例えば、陸域と陸水域にまたがるダム事業、陸水域及び海域に当たる河口域での事業等では、複数の視点からの調査を行うことが必要である。

イ 生態系の機能・構造は、陸域、海域、陸水域及び都市域のそれぞれにおいて、生態系の類型区分の検討・選定を行った後、類型内の生物と環境との関係、生物間との関係、類型間との関係等の生態系の構造及び機能について調査する。

ウ 注目される種及び群集は、陸域、海域、陸水域及び都市域のそれぞれにおいて、生態系の機能・構造について調査を行った後、上位性、典型性及び特殊性の視点から、注目される種及び群集を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息（育）環境の状態を調査する。

なお、上位性、典型性及び特殊性については、「2 現況調査 (3) 調査方法 イ 生態系」に準じる。

(2) 法令による規制等

法令による規制等の調査は、国、地方公共団体等が定める生物・生態系に関する規制等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境及び生態系に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

対象事業の事業計画の実施に伴い改変される土地の場所、面積及び規模並びにその施行方法、工期、実施時期等を検討し、陸上植物、陸上動物又は水生生物に影響を与え、また、それらの生息（育）環境及び生態系への影響が予想される地域を調査地域として設定する。

水生生物及び生息（育）環境等への影響が予想される場合は、「第4 水質汚濁」における調

査地域を参考にして設定する。

(3) 調査方法

ア 生物

(ア) 陸上植物の状況

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、陸上植物の生育状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とする。

b 調査方法

(a) 植物種については、現地調査及び聞き取り調査を行い、植物種のリスト及び分布図を作成する方法による。

(b) 植物群落については、植物社会学的な調査の方法による。

(c) 樹木の活力度については、現地調査による。

(イ) 陸上動物の状況

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、陸上動物の生息状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とする。

b 調査方法

(a) 聞き取り調査又はアンケート調査による。

(b) 現地での確認調査による。

(ウ) 水生生物の状況

a 大型水生植物

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(a) 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、大型水生植物の生育状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とする。

(b) 調査方法

① 植物種については、現地調査を行い植物種のリスト及び分布図を作成する方法による。

② 植物群落については、植物社会学的な調査の方法による。

b 付着生物及びプランクトン

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(a) 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、大型水生植物の調査時期及び調査期間に準じる。

(b) 調査方法

それぞれの生物種に応じた定量調査の方法による。

c 水生動物

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(a) 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、大型水生植物の調査時期及び調査期間に準じる。

(b) 調査方法

調査は、聞き取り調査等に基づき水生動物の種のリスト及び分布図を作成する方法又はそれぞれの生物種に応じた定量調査の方法による。

d 漁獲対象動植物

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(a) 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、大型水生植物の調査時期及び調査期間に準じる。

(b) 調査方法

調査は、聞き取り調査、アンケート調査又はそれぞれの生物に応じた定量調査の方法による。

(エ) 生息(育)環境

調査は、既存資料の整理・解析、関連する他の予測・評価項目の調査結果の整理又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、陸上植物、陸上動物又は水生生物の状況の調査時期及び調査期間に準じる。

b 調査方法

(a) 土壌調査は、土壌断面調査の方法による。

(b) 水生生物に係る底質等の調査は、別表13 調査方法の項に掲げる法令等に定める方法により調査し、調査水域の水深図、地形図、底質図等を作成する方法による。

(c) 地形、地質、気象、微気候、水環境等の調査は、関連する他の予測・評価項目の調査方法を参考にした方法による。

(オ) 緑の量

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査時期及び調査期間

調査時期は、植物が繁茂する春から秋までにかけての時期とし、調査期間は、緑の量を適切に把握し得る期間とする。

b 調査方法

既存資料を現地踏査により補正する方法又は航空写真により計測する方法によ

る。

(カ) 法令による基準等

別表 13 調査事項の項に掲げる法令等その他生物・生態系に係る関係法令の規制の内容等を整理する方法による。

【解説】

生物の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 陸上植物の状況

陸上植物の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間

(ア) 調査時期は、調査地域の陸上植物の生育期を中心に、その生育状況の把握や種の同定に適した時期とする。

(イ) 調査期間及び回数は、年間を通した陸上植物の状況を把握できる期間及び回数とする。

イ 調査方法

(ア) 植物相の調査は、調査地域の植物種を把握できるよう踏査ルートを定めて行う。

また、注目される植物種については、必要に応じ、聞き取りによる調査を行う。

調査結果は、系統分類の科ごとにまとめて示すとともに、得られたリストの中から注目される種を選定し、それらの数量等の生育状況を明らかにする。

(イ) 植物群落の調査は、植物社会学的な調査の方法による。

調査結果は植生図としてまとめた上でその解説を行うとともに、注目される群落がある場合は、その状況を明らかにする。

植物社会学的な調査の方法による調査が困難な場合は、群落の優占種をそのまま群落名として表示する。

(ウ) 注目される植物種、群落の選定に当たっては、国、東京都又は区市町村で定める重要性のみならず、その地域における重要性、貴重性についても十分考慮する。

(エ) 樹木の活力度は、都市部の街路樹等の樹勢を、大気汚染の地域的・経年的変化の判断資料として利用する場合に実施する。

なお、活力度の調査方法は、解説別表 6 生物・生態系に係る法令等に掲げる国の定める基準等に準拠する。

2 陸上動物の状況

陸上動物の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間

- (ア) 調査時期は、調査地域の陸上動物の種類並びにその日周期活動及び年周期活動を考慮し、陸上動物の生息状況の把握及び種の同定に適した時期とする。
- (イ) 調査期間及び回数は、年間を通した陸上動物の状況を把握できる期間及び回数とする。
- (ウ) 鳥類の調査に当たっては、調査時期に繁殖期を含めるようにするほか、干潟等で旅鳥の確認されている場所、フクロウ類の確認されている場所等では、調査日、調査時間等に留意し、鳥類相及びそれらの群集の把握に努める。

イ 調査方法

調査は、次に掲げる動物の分類別に、学術的に認められた方法により、実施する。

- (ア) 哺乳類
- (イ) 鳥類
- (ウ) は虫類及び両生類
- (エ) 昆虫類
- (オ) クモ類
- (カ) 土壌動物

3 水生生物の状況

水生生物の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 大型水生植物

(ア) 調査期間

調査時期、調査期間及び調査回数は、生育状況、地域の特性、気候要因、水生植物の種類等による変動が大きいことを考慮して設定する。

(イ) 調査方法

調査方法は、「1 陸上植物の状況」に準じる。

イ 付着生物及びプランクトン

(ア) 調査期間

調査時期は、「ア 大型水生植物」に準じるが、水質汚濁の影響を比較できる時期を考慮し、設定する。

(イ) 調査方法

調査は、次に掲げる種類別に、学術的に認められた方法により、実施する。

a 付着生物

b プランクトン

(ウ) 調査結果

植物プランクトンの現存量は、単位容積当たりの個体数又はクロロフィル量で示し、動物プランクトンの現存量は、単位容積当たりの個体数で示す。

ウ 水生動物

(ア) 調査期間

a 遊泳動物は、年間を通じた調査とし、原則として、季（期）ごとに実施する。

b 底生動物は、水生昆虫が羽化しておらず、かつ、幼虫がある程度成長している時期とするが、年間を通じた変動を把握する必要があるときは、季（期）ごとに実施する。

c 調査回数は、調査地域の気候要因、水象要因及び遊泳動物の特性等を考慮し設定する。

(イ) 調査方法

調査は、次に掲げる種類別に、学術的に認められた方法により、実施する。

a 遊泳動物

b 底生動物

(ウ) 調査結果

水生生物種の現存量は、湿重量で示す。

エ 漁獲対象動植物

(ア) 調査期間

調査時期は、「ア 大型水生植物」に準じるが、海草類のような漁獲対象植物は、1年生藻類が多いことから、生育状況の季節変動を考慮して設定する。

(イ) 調査方法

調査は、次に掲げる種類別に、学術的に認められた方法により、実施する。

a 漁獲対象動物

b 漁獲対象植物

4 生息（育）環境

生息（育）環境の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査時期

調査時期は、調査対象とする生物に応じ、「1 陸上植物」、「2 陸上動物」又は「3 水生生物」に準じる。

イ 調査方法

(ア) 調査方法は、関連する他の予測・評価項目の調査方法を参考にして決定する。

(イ) 林野土壌の調査は、植物群落と土壌との関連を把握するため、群落調査地点のうち代

表的な地点を選定し、土壌断面調査を行う。

なお、調査は国の定める方法等に準拠する。

ウ 調査結果

- (ア) 注目される植物種又は植物群落が認められる場合は、それらの植物種又は植物群落と生育環境との相互関係を明らかにし、必要に応じ、断面模式図を作成する。
- (イ) 断面模式図は、地形に対応した群落配分図、対象植物の階層構造を示した群落断面図及び土壌断面図を併せて作成する。また、当該部分が土地の造成等により改変される場合は、造成の計画線を併せて作成する。
- (ウ) 注目される動物種が認められる場合は、それらの動物種の食性、生活史等を考慮し、生息域を代表する地点を選び、動物と生息環境との相互関係を明らかにし、必要に応じ、断面及び平面の模式図を作成する。
- (エ) 断面模式図は、地形及び群落の階層構造等に対応した動物個体群分布図、具体的な対象動物の群集断面図及び土壌断面図を併せて作成する。
この場合、動物の生活史、生息場所、食性、繁殖方法及び移動の状況について十分考慮し、動物の生息に関連する事項を明らかにする。
- (オ) 水生生物の調査結果は、予測・評価に利用できるよう調査水域の水深図、地形図及び底質図を併せて整理する。

5 緑の量

緑の量の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

なお、既存資料の発行年月に注意を払い、現状と著しく異なる場合は、現地調査を行う。

(2) 現地調査

ア 緑被率は、航空写真、植生図等の既存資料を現地調査によって補正することにより、調査地域における植生の被覆の割合を求める。

イ 緑の体積は、既存資料の整理・解析又は現地調査により求めた群落ごとの緑被面積に、各々の群落の最上層を形成する植物の平均高を乗じた値を合算する方法による。

なお、乗じる高さについては、三～四層をなす樹林の場合は平均高でよいが、高木層のみで構成される樹林の場合は、樹冠のほぼ中間の高さを乗じる等、状況に合わせて算出する。

イ 生態系

(ア) 生態系の状況

調査は、陸域生態系、海域生態系、陸水域生態系及び都市域生態系の現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

また、移行帯が存在する場合は、移行帯についても調査を行う。

a 調査時期及び調査期間

調査時期及び調査期間は、生態系の状況を適切に把握し得る時期及び期間とする。

b 調査方法

(a) 生態系の機能及び構造

対象地域の生態系における共生・循環等の概要を把握する。

(b) 注目される種及び群集

上位性、典型性及び特殊性の視点から、生態系を特徴付ける生物種・群集に着目し、事業による環境の変化が注目される種及び群集へ及ぼす影響を調査する。

(イ) 法令による基準等

別表 13 調査事項の項に掲げる法令等その他生物・生態系に係る関係法令の規制の内容等を調査する。

【解説】

生態系の調査は、次に掲げるとおりとする。

1 生態系の状況

生態系の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生態系の調査に当たっては、陸域、海域及び陸水域のそれぞれにおいて、陸上植物、陸上動物、水生生物及び生息（育）環境の調査結果を用いるとともに、他の予測・評価項目の調査結果を利用できる場合は、それらを整理、解析する方法を用いてもよい。
- (2) 調査結果は、必要に応じ、植物群落とそこを生息環境とする動物相と土壌要因等との関係を示した模式図を作成し、添付する。
- (3) 移行帯とは、二つの生態系が存在する場合に、二つの生態系の機能及び構造が、一方の生態系から他方の生態系に徐々に変化していく中間的な部分である。移行帯は、いずれか一方の生態系に明確に所属させることはできないが、生物の多様性や生息（育）密度が高く、両方の生態系をつなぐ重要な区域であることから、必要に応じ、調査を実施する。
- (4) 共生・循環等の調査に当たっては、類型区分で示された対象地域内のそれぞれの生態系及び生態系相互間における生物相互間の共生関係、捕食・被食等の食物連鎖、生物群集及び非生物的環境における物質循環及びエネルギーの流れについて、対象地域の特性を踏まえ、調査し、整理する。
- (5) 調査結果は、植物種や動物種の種名、生活型、分布域及び生息（育）環境を示す生態的特性表、類型区分に対応した生物種・群集を示した生息環境－生物種・群集表、食物網の模式図、地形・地質断面図に対応した生物群集の模式図等、地域の特性を踏まえ、その特徴をよく表す表現方法を用いる。
- (6) 注目される種及び群集の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

なお、選定を行った場合は、それぞれ選定した理由を明らかにする。

ア 上位性

対象地域において生態系を形成する生物集団の中で、ある種及び群集が栄養段階の上位に位置することをいう。

イ 典型性

ある種及び群集が、対象地域の生態系の中で重要な機能的役割を持つ又は生物多様性を特徴付ける等、当該生態系の特徴を顕著に表すことをいう。

ウ 特殊性

ある種及び群集が、対象地域における占有面積は比較的小規模であっても、特殊な環境に生息（育）すること又は特殊な環境の指標となることをいう。

(7) 陸域・海域・陸水域・都市域生態系の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

ア 陸域生態系の状況

- (ア) 陸域生態系の状況の調査に当たっては、既存資料及び生物（陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境及び緑の量）関連の調査結果等を活用し、大気・水循環、地形・地質、土壌等の無機的環境と植物・動物からなる生物群集を調査する。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、聞き取り調査又は現地調査を実施する。

- (イ) 陸域生態系は、対象地域内の複数の生態系がそれぞれ基盤環境の影響を受け、また生態系間の関わり、個々の生態系内での環境の変化、生物間の相互作用等の影響を受けているため、生態系の全てについて調査することは難しい。

このため、地域の自然を維持するために重要と考えられる主要な生態系に重点を置き、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される種及び群集を選定し、注目される種及び群集を中心とした調査を行う。

イ 海域生態系の状況

- (ア) 海域生態系の状況の調査に当たっては、当該海域の地形・地質、気象・海象・水質等の物理的・化学的環境条件及び生育（息）する生物の情報等の既存資料を活用する。

- (イ) 地形（海岸線、水深及び河口）並びに海岸及び海底の基質（藻場・サンゴ礁等の生物的な基質を含む。）の分布は、海域の生物相を大きく左右するため、詳しい情報が重要であることから、必要に応じ、聞き取り調査又は現地調査を行う。

- (ウ) 干潟や藻場を有する浅い海域は、生物の生息（育）の場になるとともに、生産性及び水質浄化の機能も高いことから、生物の生活史モデル及び基礎生産や水質浄化機能に関する物質循環モデル等を活用し、調査する。

ウ 陸水域生態系の状況

- (ア) 陸水域生態系の状況の調査は、陸水域が水の作用によって変動する場であり、この変動が機能や構造の多様性をもたらすことから、水及びその作用（洪水、浸食と堆積、水量・水位の変化、水質等）並びにそれに密接する底質・地形等の基盤環境について調査する。

- (イ) 陸水域生態系は、水域、移行帯及び陸域の三つを含めて成立する生態系であり、河川、湖沼、湿原等様々な形態、開放的・閉鎖的な系又は不安定・安定な系等の面を有し、それぞれが個性的な機能や構造をもつことから、陸域生態系とは異なった生物種及び群集が存在する点に留意する。

- (ウ) 河畔・湖畔等の陸域及び河口部（汽水域）においては、陸水域生態系の視点からの調査も行う。

エ 都市域生態系の状況

- (ア) 都市域生態系の状況の調査は、都市域が人間活動の影響を大きく受けながら成立していることを考慮した上で、事業計画地周辺の都市域における生態系の機能や基盤環境等

について把握する。

- (イ) 事業計画地に現在緑地等がなく、事業の実施に伴い新たに緑地や水辺空間等を整備する場合、過去及び現在の事業計画地及びその周辺における自然環境の状況を把握する。
- (ウ) 都市域における生物の生息（育）空間としてのつながりを持たせるため、事業計画地周辺の公園・緑地等の状況について把握するとともに、緑のネットワークについて明らかにする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 生物

- (ア) 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度
- (イ) 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度
- (ウ) 水生生物相の変化の内容及びその程度
- (エ) 生息（育）環境の変化の内容及びその程度
- (オ) 緑の量の変化の内容及びその程度

【解説】

予測事項は、次に掲げるとおりとする。

1 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度

生息（育）環境の変化を基に、次に掲げる事項の消滅又は変化の程度について、量的及び質的な側面から予測する。

- (1) 現存する植物種及び植物群落の多様性
- (2) 注目される種及び群落
- (3) 歴史的及び郷土的景観を構成する植生群
- (4) 地域住民の生活と密接な関係がある山菜、野草及び特用樹木等の生育地

2 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度

生息（育）環境の変化を基に、次に掲げる事項の消滅又は変化の程度について、量的及び質的な側面から予測する。

- (1) 生息する動物種及び動物群集の多様性
- (2) 注目される種及び群集

なお、予測に当たっては、生活史の中で、卵、幼体、成体等が、採餌、休息、繁殖等のために要求する生活環境が異なる場合は、必要に応じ、それぞれの段階において予測する。

3 水生生物相の変化の内容及びその程度

生息（育）環境の変化を基に、次に掲げる事項の消滅又は変化の程度について、量的及び質的な側面から予測する。

- (1) 現存する水生生物の繁殖、種組成及び現存量等
- (2) 大型水生植物のうち注目される種及び注目される群落
- (3) 魚類・貝類等のうち注目される種及び注目される群集

なお、予測に当たっては、生活史の中で、卵、幼体、成体等が、採餌、休息、繁殖等のために

に要求する生活環境が異なる場合は、必要に応じ、それぞれの段階において予測する。

4 生息（育）環境の変化の内容及びその程度

対象事業の実施に伴い、地形及び地表の植物群落、河川の流路等が改変されることによる生息（育）環境の変化の内容及びその程度を予測する。

5 緑の量の変化の内容及びその程度

対象事業の実施に伴い、地形及び地表の植物群落、河川の流路等が改変されることによる緑の量の変化の内容及びその程度を予測する。また、必要に応じ、緑の質の変化についても予測する。

イ 生態系

(ア) 陸域生態系の変化の内容及びその程度

(イ) 海域生態系の変化の内容及びその程度

(ウ) 陸水域生態系の変化の内容及びその程度

(エ) 都市域生態系の変化の内容及びその程度

【解説】

生態系の予測事項は、次に掲げるとおりとする。

1 共通事項

- (1) 生態系の予測に当たっては、陸域、海域、陸水域及び都市域のそれぞれの生態系において、地域の自然を維持するために重要と考えられる生態系の中の注目される種及び群集を通して、対象事業がそれらの生態系に与える変化の内容及びその程度を予測する。
- (2) 予測は、地形、水量及び水質等基盤環境の変化等直接的な影響による変化と、人為的な影響の拡大による基盤環境の変化、植物に徐々に現れる変化等間接的な影響による変化とを、別々に行う。

2 陸域生態系の変化の内容及びその程度

- (1) 当該陸域生態系の中の注目される種及び群集に対する環境の変化の内容及びその程度について予測する。
- (2) 必要に応じ、生態系の多様性、食物連鎖等各事象の変化の内容及びその程度についても予測する。

3 海域生態系の変化の内容及びその程度

- (1) 当該海域生態系の中の注目される種及び群集に対する環境の変化の内容及びその程度について予測する。
- (2) 必要に応じ、基礎生産量、浄化力等の変化の内容及びその程度についても予測する。

4 陸水域生態系の変化の内容及びその程度

- (1) 当該陸水域生態系の中の注目される種及び群集に対する環境の変化の内容及びその程度について予測する。
- (2) 必要に応じ、生態系の構造、機能等の変化の内容及びその程度についても予測する。

5 都市域生態系の変化の内容及びその程度

- (1) 当該都市域生態系の生物種及び群集に対する環境の変化の内容及びその程度について予測する。

- (2) 現在、事業計画地に緑地等がなく、事業の実施に伴い新たに緑地や水辺空間等を整備する場合は、過去及び現在の事業計画地及びその周辺地域における自然環境を踏まえ、当該都市域生態系の生物種及び群集に対する環境の変化の内容及びその程度について予測する。
- (3) 地域間における生態系のつながりに配慮した整備をする場合は、新たに創出した緑地と既存の周辺緑地等をつなぐエコロジカル・ネットワークの形成に対する環境の変化の内容及びその程度についても予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後一定期間をおいた時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

【解説】

予測の対象時点及び予測地域は、次に掲げるとおりとする。

1 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点とは、改変される土地の場所、面積、規模、施行方法、工事期間、地域の特性等から判断して、生物・生態系に著しい影響を及ぼすことが予想される時点とする。

なお、工事が長期にわたる場合、工区がいくつかに分割され影響がそれぞれ異なる場合等は、それぞれにおいて生物・生態系に影響を及ぼす時点を対象時点として設定する。

- (2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、生物・生態系への影響が、対象とする陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境、緑の量及び生態系によって異なることを考慮して、工事完了後一定期間を経過した後、環境保全のための措置の効果等が確認できる時点とする。

2 予測地域

予測地域は、「2 現地調査 (2) 調査地域」に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、生物・生態系の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 生物

(ア) 事業計画を基に、陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境及び緑の量の変化の程度を把握して予測する方法

(イ) 類似事例の参照による方法

(ウ) その他適切な方法

イ 生態系

(ア) 事業計画を基に、陸域生態系、海域生態系、陸水域生態系及び都市域生態系の変化

の程度を把握して予測する方法

- (イ) 類似事例の参照による方法
- (ウ) その他適切な方法

【解説】

1 予測方法

予測方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事施工計画等の事業計画と現地調査結果とを重ね合わせる方法により予測することを基本とするが、樹林地等自然地へ大きな影響が及ぶおそれのある場合は、できる限り定量的な予測方法を用いて予測する。
- (2) 生態系の予測は、陸上植物、陸上動物、水生生物及び生息（育）環境の予測結果及び他の予測・評価項目の予測結果等を利用して予測する。
- (3) 生息（育）環境の変化に伴う植物・動物の生息（育）状況の変化及び生態系の変化の予測は、既存の類似事例、当該事項に関する学術論文、調査報告等の科学的知見等を参考に予測する。
- (4) 類似事例の参照による方法を選択した場合は、取り上げた類似事例の概要及び類似事例として適用することの妥当性について明らかにする。
- (5) 予測結果には、予測時点における植物相、植物群落、動物相等の関係を表した模式図を作成し添付する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が生物・生態系に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 注目される猛禽類^{きん}の営巣木が近傍に確認された場合における繁殖時期の休工又は工事期間の短縮化
- (2) 夜間工事における照明等の低光源対策
- (3) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 植栽による動植物の新たな生息（育）環境の創出
- (2) 注目される動物種が確認された場合における生息環境の保全又は創出
- (3) 注目される植物種が確認された場合における移植等の保全措置
- (4) 注目される猛禽類^{きん}の営巣木及びその周辺に階層構造の発達した樹林が常に存在するような配置
- (5) 注目される水生動物の生息環境への影響を緩和するための調整池の設置、濁水流出防止措置等
- (6) その他の環境保全措置

なお、新たな緑地の整備に当たっては、分断された生息域をつないで多様な生物の生息（育）

環境を確保していくため、郷土種等の樹種の活用に留意するとともに、良好な生息（育）環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法等についても留意する。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 13 評価の指標の項に掲げる法令等に定める基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標又は生物・生態系についての目標若しくは計画

ウ 文献、学術雑誌、学術論文等の文献資料等のうち、客観性を有するもの

エ 類似事例のうち、対象事業との類似性について客観的根拠のあるもの

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が生物・生態系に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価事項及び評価の指標は、次に掲げるとおりとする。

1 評価事項

注目される種及び群集のみに着目するのではなく、その種及び群集によって代表される生態系の全体がどれだけ保全されるのかについての知見も加え、総合的に評価を行う。

2 評価の指標

(1) 法令による基準等のほか、解説別表 6 生物・生態系に係る法令等に掲げる計画又は要綱等において当該地域における生物・生態系の目標を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

(2) 評価の指標に学術雑誌、学術論文等の文献、資料を用いる場合は、内容について客観的な根拠を有し、通常入手可能でかつ最新のものをを用いる。

(3) 類似事例の結果を用いる場合は、取り上げた類似事例の概要及び類似事例として適用することの妥当性について明らかにする。

第10 日影

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う、建築物、高架道路及び高架鉄道等の工作物（第 10 において「建築物等」という。）の設置により日影が生じると予測される地域並びに日影の程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う、建築物、高架道路及び高架鉄道等の工作物の設置により日影が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、日影を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の事業計画において、中高層建築物の建築計画があり、日影が生じることによる影響が予想される場合
- (2) 対象事業の事業計画において、高架道路、高架鉄道、塔、擁壁等高架の構造物の建設計画があり、事業計画地周辺の土地利用状況からみて日影が生じることによる影響が予想される場合
- (3) その他日影が生じることによる影響が予想される場合

なお、対象事業の実施により生じる日影が、事業計画地内又はその周辺の道路、鉄道の敷地内若しくは河川等の水面内（ただし、その水面が文化財保護法等による指定文化財又は都市計画公園である場合を除く。）に限定される場合は、関連する時刻別日影図及び等時間日影図を示すことにより、日影を予測・評価項目としないことができる。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施により日影が生じることによる影響を適切に把握し得るよう十分配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 日影の状況

対象事業の実施により日影が生じると予測される地域の主要な地点における日影の時刻、時間数等について調査する。

なお、事業計画地に対象事業の実施前に設置された建築物等（第 10 において「既存建築物等」という。）が存在する場合は、既存建築物等による日影の範囲、時間数等を調査する。

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

学校、病院、住宅、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等日影が生じることによる影響を受けやすい施設の状況について調査する。

ウ 既存建築物等の状況

計画地周辺の既存建築物等のうち、高層ビル等日影を生じるおそれのある既存建築物

等の位置、階数等を調査する。

エ 地形の状況

土地の高低、土地の傾斜等地形の状況を調査する。

オ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における住宅地、商業地、緑地その他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

カ 法令による基準等

別表 14 調査事項の項に掲げる法令等その他日影に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 日影の状況」

日影の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査の対象となる主要な地点は、対象事業の実施により日影が生じると予想される地域で次に掲げる地点を参考に設定する。

ア 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設及びその周辺

イ 事業の実施により、日影時間が現状に比べ特に長くなることが予想される地点

- (2) 日影の状況は、主要な地点における主として冬至日における日影時間等とする。

- (3) 事業計画地に既存建築物等が存在し、その日影が計画地の周辺に及ぶ場合は、既存建築物等による主として冬至日における時刻別日影、等時間日影等を調査する。

2 「イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況の調査は、日影が生じることによる影響が予想される地域における学校、病院、住宅、指定文化財のほか、幼稚園、保育園等の児童関連施設、養護施設等の福祉関連施設等、日照の確保を特に必要とする用途の建物及び公園、緑地等の位置並びに分布状況を調査する。

なお、事業計画地の南側等、通常日影による影響がないと考えられる地域については調査を要しない。

3 「ウ 既存建築物等の状況」

既存建築物等の状況の調査は、事業計画地の周辺にある比較的大規模な既存建築物等について位置、形状及び高さを調査する。

なお、事業計画地の近傍に存在する既存建築物等が、計画建築物等（P.129参照）と複合して一体的に日影を生じることが予想される場合は、当該既存建築物等による日影の範囲、等時間日影等についても調査する。

4 「エ 地形の状況」

地形の状況の調査は、標高、土地の傾斜、谷地、崖地、台地等の位置、規模等について調査する。

5 「オ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を調査する。

6 「カ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める日影に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施により日影が生じると予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の建設完了時において、東京における冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影が生じると予想される地域とする。

なお、高架道路、高架鉄道等の建設の場合には、事業計画地周辺の土地利用状況を考慮し、調査地域を設定する。

(3) 調査方法

ア 日影の状況

調査は、主要な地点における天空図の作成又は天空写真を撮影する方法による。

なお、既存建築物等による日影の調査は、地形及び建築物等の調査結果から時刻別日影図、等時間日影図等を作成する方法による。

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 既存建築物等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 法令による基準等

別表 14 調査事項の項に掲げる法令等その他日影に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 日影の状況」

日影の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天空写真の撮影点の高さは、地上1.5m程度とする。

(2) 天空写真には、原則として冬至日、春分、夏至日及び秋分の太陽軌道を表示する。その際、表示する太陽軌道は規制時間に関係なく、日の出から日没までの太陽軌道の状況が分かるように表示する。また、写真撮影は、撮影日、天候、使用カメラ、使用レンズ、撮影高さ、場所等の撮影条件を明らかにする。

(3) 時刻別日影図及び等時間日影図は、事業計画地の平均地盤面を基に法令、条例等による規制値の高さの水平面における日影について作成する。

なお、必要に応じ、平均地盤面における日影図も作成する。

(4) 時刻別日影図の作成時間は、東京における冬至日の真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの 1 時間ごとを標準とするが、地域の状況により、必要に応じ、その前後の時間についても作成する。

(5) 調査結果は、予測結果と併せて比較できるよう表示する。

2 「イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」

日影が生じることによる影響に配慮すべき施設等の状況の調査は、東京都土地利用現況図等既存資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 「オ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、東京都土地利用計画図、東京都市計画図等の資料を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

なお、既存既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 冬至日(必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。)における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、対象事業の実施に伴い設置する建築物等(第 10 において「計画建築物等」という。)の建設工事が完了した時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

【解説】

予測事項及び予測の対象時点は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 冬至日における日影の範囲

東京における冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までに生じる時刻別日影及び等時間日影とする。また、周辺の土地利用の状況等により、特に必要がある場合には、午前 8 時以前又は午後 4 時以降の時刻についても予測を行う。

(2) 冬至日以外の日の日影の範囲

次に掲げる事項に該当する場合、冬至日以外の日の日影についても予測事項とする。

ア 事業計画地の周辺地域が密集した住宅地である場合

イ 事業計画地に近接して学校、病院、指定文化財等が存在する場合

ウ 事業計画地の周辺地域に既存建築物等が多数存在し、これらと複合して著しい日影を生じるおそれがある場合

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測の対象時点は、計画建築物等の主要構造物の工事が完了し、最終的な日影の状況が明らかになった時点とする。
- (2) 工事を段階的に実施するものについては、必要に応じ、それぞれの段階の完了時点を予測時点とする。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、計画建築物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 天空図又は天空写真の作成による方法
- イ 時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法
- ウ その他適切な方法

【解説】

予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 天空図又は天空写真の作成による方法

- ア 現況天空図又は現況天空写真と計画建築物等の射影とを合成した天空図又は天空写真を作成し、冬至、春分、夏至、秋分等の日の太陽軌道を書き加える。
- イ 予測結果は、現況天空図と予測図とが比較できるよう、並べて表示する。
- ウ 主要地点での天空図には、日影時間帯バーチャート図を作成する。また、日影時間帯バーチャートは、原則として冬至日の日影となる時間帯を、現況及び予測時点について横棒グラフで表現する。

(2) 時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法

- ア 予測は、全て真太陽時により行う。
- イ 日影図の作成は、太陽高度により決定される真北を基準とする。
- ウ 予測測定面は、事業計画地又は周辺地域の平均地盤面の高さを基にした法令、条例等による規制値の高さとする。また、必要に応じ、平均地盤面における日影についても予測する。

なお、周辺の地形が北下がり斜面である場合等、特に著しい影響を与えるおそれがある場合は、実情に合わせた測定面を設定する。

- エ 時刻別日影図は、日影曲線による方法、日ざし曲線による方法、コンピューターによる方法等により、冬至日の午前8時から午後4時までの1時間又は30分ごとの日影図を作成し、その日影範囲を地図上に表現する。
- オ 等時間日影図は、時刻別日影図による方法、太陽位置図による方法、日ざし曲線による方法、コンピューターによる方法等により、1時間日影から5時間日影までを1時間又は

0.5 時間ごとの等時間日影図として作成し、その日影範囲について土地利用状況を主とした現況調査図上に表現する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴う日影を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 仮囲いにおける透過性パネルの採用
- (2) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 計画建築物等の配置の変更
- (2) 計画建築物等の高さ及び形状の変更
- (3) 太陽光集光装置の設置
- (4) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 14 評価の指標の項に掲げる法令等による基準

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標又は日影についての目標若しくは計画

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施により日影が生ずる範囲及び程度について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

法令による基準等のほか、東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等において当該地域における日照等に関する目標等を設定している場合は、併せて評価の指標とする。

2 評価方法

対象事業の実施が日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等に対し、著しく影響を与える要因とならないことを基本とし、評価指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第11 電波障害

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う、建築物、架空送電線路、高架道路及び高架鉄道等の工作物(第 11 において「建築物等」という。)の設置、列車の走行又は航空機の飛行によりテレビ電波の受信障害が生じると予想される地域及びその障害の程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う、建築物、架空送電線路、高架道路及び高架鉄道等の工作物の設置、列車の走行及び航空機の飛行によりテレビ電波の受信障害が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

ここで対象とするテレビ電波は、地上デジタル放送、衛星放送(BS)、通信衛星放送(CS)等の全てのテレビの放送波とする。

また、対象とする受信障害は遮蔽障害を基本とするが、必要に応じ、反射障害、フラッター障害及びパルスノイズ障害についても対象とする。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、電波障害を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が、道路、工場、高層建築物等の建設であり、事業の規模及び事業計画地の周辺の土地利用状況からみて、電波障害の影響が予想される場合
- (2) 対象事業の種類が、飛行場の設置又は変更等であり、事業計画地の周辺及び航空機の予定飛行コース沿いの地域の土地利用状況、地形等からみて、電波障害の影響が予想される場合
- (3) その他電波障害の影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施がテレビ電波の受信に及ぼす影響を適切に把握し得るように十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア テレビ電波の受信状況

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) テレビの受信画質の状況
- (イ) テレビ電波の強度の状況
- (ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態
- (エ) 隣接県域テレビ放送の視聴実態

イ テレビ電波の送信状況

東京都内に送信所があり、東京都内が放送区域となる放送局及び必要があれば隣接県等に送信所がある放送局について、チャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力及び対象事業の計画地と送信アンテナとの距離等の送信状況について調査する。

ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況

高層建築物及び住宅等の分布等について調査する。

エ 地形の状況

土地の起伏、台地、崖地等地形の状況について調査する。

【解説】

1 「ア テレビ電波の受信状況」

テレビ電波の受信状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テレビ電波の受信状況は、端子電圧、受信信号のビット誤り率（BER）、等価C/N比等の受信特性及び受信画質を調査する。
- (2) 共同アンテナの設置状況は、調査地域における既存の共同受信設備の設置の有無、主な共同受信設備のアンテナ設置場所、アンテナの高さ、受信放送局等を調査する。

2 「イ テレビ電波の送信状況」

テレビ電波の送信状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テレビ電波の送信状況は、東京都内で通常受信可能な地上波の放送局について調査し、東京スカイツリー等から送信している放送局のほか、必要に応じ、調査地域の実情に合わせ、中継所又は都外の放送局についても調査する。
- (2) 事業計画に高層建築物、高架構造物等の建設があり、周辺の状況から判断して衛星放送及び通信衛星放送の受信状況に影響を及ぼすおそれがある場合は、これらの送信状況についても調査する。

3 「ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況」

高層建築物及び住宅等の分布状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高層建築物等の分布状況は、テレビ電波に影響を及ぼすおそれのある既存の高層建築物の位置、高さ及び大きさを調査する。
- (2) 住宅等の分布状況は、電波障害を受けることが予想される地域の住宅の分布状況を調査する。

4 「エ 地形の状況」

地形の状況の調査は、標高、傾斜のほか、テレビ電波の送信状況に影響することが考えられる谷地、台地、丘陵、崖地等の位置について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が電波障害を及ぼすと推定される地域及びその周辺地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い電波障害の影響が予想される地域とし、次に掲げる例を参考にして設定する。

1 高層建築物、高架構造物等の建設

- (1) 理論式による計算結果から電波障害の及ぶ範囲を予測し、調査地域を設定する。
- (2) 類似事例の調査結果等を参照する方法により、調査地域を設定する。

2 飛行場の設置

予定される航空機の飛行コースを基に電波障害の影響範囲を考慮し、調査地域を設定する。

(3) 調査方法

ア テレビ電波の受信状況

調査は、現地調査とし、原則として次に掲げる方法により行う。

(ア) 調査地点

調査地点は、調査地域内にほぼ均一になるように設定する。

なお、障害を及ぼすと推定される地域の境界部分等においては、必要に応じ調査地点を追加する。

(イ) 調査方法

a 受信画質及び電波の強度の調査は、別表 15 調査方法の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

b 受信形態の調査は、聞き取り調査等により行う。

イ テレビ電波の送信状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

【解説】

1 「ア テレビ電波の受信状況」

テレビ電波の受信状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調査地点

調査地点の設定については、関係団体が定める建造物による受信障害調査の要領等に基づき設定する。

なお、対象事業が高層建築物の新築等で電波障害が遠方まで及ぶ場合は、当該電波障害が発生する地域を横断する線上に適切な間隔で調査地点を選定する。

(2) 調査方法

調査方法は、関係団体が定める建造物による受信障害調査の要領等に準拠する。

なお、上記の調査方法に基づいた電波測定車等による路上調査を原則とするが、電波測定車の測定用受信アンテナの高さ（10m程度）が調査地点周辺の建物に比べて低い等、調査条件が適切でないと判断される場合には、ビルの屋上等で調査してもよい。

また、調査結果は、測定地点ごとに、全チャンネルについて調査結果表として整理する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 遮蔽障害

イ 反射障害

ウ フラッター障害

エ パルスノイズ障害

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点とする。

- ア 計画建築物等（対象事業の実施に伴い設置する建築物等をいう。）の設置によるものについては、建設工事が完了した時点
- イ 列車の走行又は航空機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画からみて適切な時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 建造物による電波障害予測計算式
- イ 類似事例の参照による方法
- ウ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

フラッター障害及びパルスノイズ障害については、1 日における発生回数及び発生回数の多い時間帯について予測する。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測の対象時点は、事業の完了時点ではなく、計画建築物等の主要構造物の工事が完了し、電波障害の状況が明らかになった時点とする。
- (2) 工事を段階的に実施するものについては、必要に応じ、それぞれの段階の完了時点を予測時点とする。
- (3) 工事が長期間に及び、かつ工事期間中に電波障害が発生することが予想される場合は、工事の施行中についても予測時点とする。

3 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 建造物による電波障害の予測については、解説別表 7 電波障害に係る法令等に掲げる予測方法等を参考とする。
- (2) 予測結果は、事業予定地域、計画建築物等の配置、テレビ電波の到来方向、遮蔽障害地域等を明示した電波障害範囲予測図を作成し、図表上に表示する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴う電波障害を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

(1) 未使用時の高所タワークレーン配置等による電波障害低減措置

高所に設置するタワークレーンは、未使用時には電波到来方向を考慮し、障害の起こりにくい方向にブームを配置する。

(2) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

(1) 受信設備等による電波障害対策

事業地周辺の状況、障害の程度及び範囲等を考慮し、CATV、個別アンテナ等による対策を行う。

(2) 受信障害に対する個別相談窓口の設置

住民等からの問合せ窓口を明確にし、申出があった場合は適切に対応する。

(3) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

イ 電波障害に関する科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施に伴うテレビの受信障害について明らかにする。

【解説】

対象事業の実施が電波障害を引き起こす要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第12 風環境

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う、建築物、高架道路及び高架鉄道等の工作物(第 12 において「建築物等」という。)の設置が風環境に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う、建築物、高架道路及び高架鉄道等の工作物の設置により風環境の変化が生じると予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

風環境の変化とは、歩行障害、器物及び家屋の損傷、商店等の営業障害等を引き起こすような「強風現象の出現」、「通風の阻害」等を指すが、環境影響評価の風環境における予測・評価としては「強風現象の出現」を対象とし、「通風の阻害」は対象としない。

ただし、「通風の阻害」による影響が生じるおそれが明らかな場合は、風の強弱の予測は可能であることから、事業計画の中で「通風の阻害」に対する具体的な対策の内容を明記する。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、風環境を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業において、高さが60mを超える建築物が建設され、事業計画地の周辺の土地利用状況及び建物状況により風環境への影響が予想される場合
- (2) 対象事業において、周辺の建築物の平均的高さより 5～6 倍以上高い建築物が建設され、事業計画地の周辺の土地利用状況及び建物状況により風環境への影響が予想される場合
- (3) 対象事業の種類が道路又は鉄道の建設であり、計画施設が高架構造物であって、橋脚部分等の下部構造の形状等から判断して突風の発生が予想され、かつ事業計画地の周辺の土地利用状況からみて、風環境への影響が予想される場合
- (4) その他風環境への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が風環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 地域の風の状況

地域の風の状況は、次に掲げるもののうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) 上空風の風向・風速の状況及び最大風速等の突風の状況
- (イ) 地表付近の風の風向・風速の状況及び最大風速等の突風の状況
- (ウ) 強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況

イ 風の影響に特に配慮すべき施設の状況

学校、病院、住宅、店舗、横断歩道及びこれらに類する施設等の状況を調査する。

ウ 風環境について考慮すべき建築物等の状況

地域の特性を勘案して、大規模建築物等の位置、形状、規模及び分布状況を調査する。

エ 地形の状況

土地の高低、台地、崖地等の地形の状況を調査する。

オ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における住宅地、商業地、緑地等の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

【解説】**1 「ア 地域の風の状況」**

地域の風の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上空風の状況

上空風とは、地上の建物の直接的影響を受けていない風を指すことから、上空風の調査に当たっては、観測地点周辺の地形・地物の状況を考慮した上で調査する。

なお、対象事業地が河川、湾岸部等に隣接していて特異な風環境があると予想される地域の上空風の調査に当たっては、観測地点周辺の気象観測データ等を考慮した上で調査する。

(2) 地域の風の状況

調査地域又はその周辺における年間の風向、風速、最大風速等を調査し、必要に応じ、季(期)別又は月別の風向、風速、最大風速等についても調査する。

(3) 地表付近の風の状況

調査地域における地表付近(地上1.5～3 m程度の高さ)の風向、風速、最大風速等を調査し、必要に応じ、地上10m程度の高さにおける風向、風速、最大風速等についても調査する。

(4) 強風の状況

調査地域において過去に発生した強風の発生場所、発生時期、風向、風速、発生頻度等を調査する。

2 「イ 風の影響に特に配慮すべき施設の状況」

風の影響に特に配慮すべき施設の状況の調査は、調査地域に存在する風の影響に特に配慮すべき施設の種類、位置、利用状況等を調査する。

風の影響に特に配慮すべき施設の種類としては、学校、病院、住宅、店舗及び横断歩道のほか、幼稚園、保育園等の児童関連施設、養護施設等の福祉関連施設、陸橋、ペデストリアンデッキ、駅のホーム等不特定多数の人が利用する施設、公園、緑地、文化財保護法等による指定文化財等がある。

3 「ウ 風環境について考慮すべき建築物等の状況」

風環境について考慮すべき建築物等の状況の調査は、事業計画地周辺に存在する、対象事業の実施前に設置された建築物等(以下「既存建築物等」という。)について、種類、位置、規模、形状、高さ等を調査する。

また、計画建築物等(P.141参照)と既存建築物等との間で、風環境について相互作用が生じると予想される場合は、既存建築物等の規模に関係なく、その位置、形状、高さ等必要な事

項を調査する。

4 「オ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、鉄道、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用の状況を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が風環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い風環境に影響が生じると予想される範囲とし、計画建築物等の外縁から測って当該建築物等の高さの少なくとも 2 倍程度の水平距離の範囲を含める。

予測に際し風洞を用いる場合には、風洞の大きさによる制限はあるが、調査地域の周辺の範囲についても、可能な限り広く設定することが望ましい。

(3) 調査方法

ア 地域の風の状況

(ア) 上空風の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 観測期間

観測期間は、年間を通した地域の上空風の状況を適切に把握し得る期間とする。

b 観測地点

観測地点は、年間を通した地域の代表的な上空風の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、別表 16 調査方法の項に掲げる法令等に定める方法に準拠する。

(イ) 地表付近の風の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地観測の方法による。現地観測を行う場合は、上空風の調査に準じるものとする。

なお、上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法による。

(ウ) 強風の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 風の影響に特に配慮すべき施設の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 風環境について考慮すべき建築物等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

【解説】

1 「ア 地域の風の状況」

地域の風の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上空風の状況

ア 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、最寄りの気象観測地点の観測資料等を活用し、次に掲げる事項に留意する。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通して調査対象地及びその周辺の代表的な風の状況が把握できる期間とし、少なくとも1～3年間程度とする。

(イ) 調査地点

調査地点の設定は、原則として調査地域内に観測地点を設定する。

その際、事業計画地と観測地点との距離、事業計画地と観測地点との間に存する高層建築物等に留意し、観測地点の風の状況が調査地域の上空の風を代表するよう調査地点を設定する。

観測地点は、観測機器の設置高さに注意し、周辺の建物によるビル風の影響を受けない地点を選択する。

なお、調査地域内に調査地点を設定できない場合は、上空風の代表性が十分確保できる観測地点を調査地点とする。

イ 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

(ア) 調査期間

調査期間は、年間を通して調査対象地及びその周辺の代表的な風の状況が把握できる期間とし、少なくとも1～3年間程度とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、国が定めた指針等に準拠する。

(2) 地表付近の風の状況

ア 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析は、「(1) 上空風の状況」に準じる。

イ 現地調査

現地調査は、「(1) 上空風の状況」に準じる。

なお、観測機器は、周辺の構造物、地形等の影響を受けない場所及び高さに設置する。ビルの屋上に設置する場合は、当該ビル自身による微気象の影響を受けない場所に設置する。

ウ 風環境の予測を風洞実験又は流体数値シミュレーションで行う場合

現況調査についても、風洞実験又は流体数値シミュレーションにより行うこととし、そ

の際の条件として、設定する上空風は、次に掲げる事項に留意し、少なくとも 6～8 風向程度を選定する。

- (ア) 発生頻度の高い風向
 - (イ) 強風の発生が予想される風向
 - (ウ) 風の影響に特に配慮すべき施設への影響が予想される風向
- (3) 強風の状況の調査は、「(1) 上空風の状況」に準じる。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地観測及び上空風を基にした風洞実験等を実施する。

2 「エ 地形の状況」

地形の状況の調査は、地形図、土地利用現況図、建物用途別現況図、住宅詳細地図、航空写真等の既存資料等を整理・解析し、その結果を図表等により示す。

また、地形が複雑である場合又は周辺地域に高層建築物が多数存在する等の場合には、現地調査により既存資料調査を補完する。

3 「オ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、農地、森林、河川、道路、学校、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を調査する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度
- イ 年間における強風の出現頻度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、対象事業の実施に伴い設置する建築物等（第 12 において「計画建築物等」という。）の建設工事の完了した時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、計画建築物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 風洞実験による方法
- イ 流体数値シミュレーションによる方法
- ウ その他適切な方法

【解説】

予測事項及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 地表付近の予測地点の高さは、地上 1.5～3 m 程度とする。

- (2) 事業計画地周辺の低層住宅等に影響が予想される場合の予測地点の高さは、地上10m程度とする。
- (3) 事業計画地周辺の中高層住宅等に影響が予想される場合は、バルコニー及び外廊下周辺を考慮する。
- (4) 事業計画地周辺に歩道橋、ペデストリアンデッキ等がある場合は、その高さを考慮する。
- (5) 最大風速等の突風（日最大瞬間風速等）の出現が予想される場合は、評価の指標と関連して選定する。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測の対象時点は、事業の完了時点ではなく、計画建築物等の主要構造物の工事が完了し、風環境の状況が明らかになった時点又は予測条件として採用した植栽等が想定した程度の繁茂状態となった時点とする。
- (2) 工事を段階的に実施するものについては、必要に応じ、それぞれの段階の完了時点を予測時点とする。

3 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 風洞実験による方法

計画建築物等及びその周辺を模型に再現し、風洞装置を用いて上空の風向別に地上の風向及び風速を求めることにより予測する。

その際、風洞内で実物の風の状況をできるだけ正確に再現するため、模型の寸法・形状、風洞気流の性状、測定方法等に十分注意する。また、予測結果が予測地点の風の性状を十分表現できるよう風向及び測定点の選定に配慮する。

予測条件に防風植栽を組み込む場合は、実際の植栽計画を反映したものとし、植栽範囲、樹種、高さ、植栽間隔等を明らかにする。

風洞実験による場合は、次に掲げる事項を記載する。

- ア 風洞装置の形式、測定断面積、測定部長さ等
- イ 模型の縮尺率、再現範囲、閉塞率、外観写真等
- ウ 気流条件（平均風速の垂直分布、乱れの垂直分布等）
- エ 測定方法（測定機器の名称、形式等の概要、記録方式及び解析方法の概要等）
- オ 風洞実験における防風植栽等の設定状況の写真

(2) 流体数値シミュレーションによる方法

流体力学の基礎方程式をコンピューターを用いて数值的に解析することにより予測する。

数値解析結果の信頼性は、採用する乱流モデル及び境界条件の物理的妥当性並びに離散化に伴う誤差の程度により決定される。

したがって、既往の実験及び実測データを参照し、目的に応じて、要求される精度及び必要とされる計算時間等の計算条件を設定し、適切な計算方法を用いる。

また、解析領域は、流出境界等外周の境界条件のモデル化が妥当性をもちうる程度に十分広く設定する。

なお、風洞実験の代替として流体数値シミュレーションを用いる場合は、細かいメッシュ

分割に基づいた精密な予測でなければならない。

流体数値シミュレーションによる場合は、学術的に推奨される計算条件等を参考とし、次に掲げる事項を記載する。

- ア 計算条件（使用コンピュータ、使用プログラム等）
- イ 乱流モデル・方法
- ウ 解析メッシュ（総メッシュ数、最小メッシュ幅等）
- エ 境界条件等

(3) 年間における強風の出現頻度の予測

予測地点の風速と気象観測点の風速との比を求め、気象観測点での風速の超過確率（強風の出現頻度）を参考にして、予測地点における強風の出現の頻度を算定する方法による。

(4) 予測結果

予測結果は、次に掲げる方法により整理する。

- ア 風向は、各測定点の風向を水平面に投影された形（水平面内風向）で図面上に表示する。
- イ 風速は、代表性のある点に対する割合（比率）として表し、風向の資料を用いてベクトルを図に表示する。また、必要に応じ、建設後の平均風速の建設前の平均風速に対する比を示す。

なお、代表点の高さは、風向等風の測定高さ、計画建築物等の棟高等とする。

- ウ 強風の出現頻度は、各点の風速超過確率分布により示す。
- エ 流体数値シミュレーションを用いた場合、限られた評価点だけでなく、調査地域内の評価高さにおける全ての計算セルについてランクを図示する。
- オ 強風が予測される地点については、予測地点ごとの風速比を、現況、建設後（防風対策前）、建設後（防風対策後）の変化が比較できるよう、レーダーチャート等を用い分かりやすく図示する。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が風環境に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の完了後

- (1) 計画建築物等の形状、配置等に対する配慮
- (2) 防風植栽、防風ネット、防風フェンス等の設置
防風植栽は、植栽する樹木の高さ、樹種、密度（高木と中低木との組み合わせ）、植栽間隔、本数、風向に対する角度等を十分に検討する。
- (3) 屋根付き防風施設、アーケード等の設置
都市空間では夏季の採涼はもとより、冷暖房施設や駐車場排気塔の排気等もあり、空気清浄の観点からいえば適度の風が吹くことが望ましい。したがって、建築計画の策定段階で通風阻害を引き起こさないよう配慮する。
- (4) その他の環境保全措置

なお、実施に当たっては、日影、電波障害、景観等都市環境についての他の要素と十分調和した対策となるよう留意する。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 16 評価の指標の項に掲げる法令等に定める基準

イ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、事業の実施に伴う風環境の変化の程度について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標は、強風の発生頻度を考慮した風環境評価尺度を用いることとし、ビューフォートの風力階級等強風の発生頻度が考慮されていない指標を用いてはならない。

なお、これらの評価の指標は、基本的に地表付近の風環境の評価に用いられるものであることに留意する。

2 評価方法

対象事業の実施が風環境に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第13 景観

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う地形の改変、施設の設置等が景観に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度とする。この場合において、施設の設置等が景観に及ぼす影響については、地域が一体として有している地域景観の特性に対する影響を含むものとする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う地形の改変、施設の設置等が景観に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とし、施設の設置による圧迫感の変化についても対象とする。

圧迫感とは、建造物等と向い合って立った場合、視覚を通して建造物等の外壁面等の大きさから受ける不快感をいい、具体的には、建造物等に「迫られる」又は「覆われる」という感覚である。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、景観を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 主要な景観構成要素の改変及びその改変に伴い、地域景観の特性の変化が予想される場合
- (2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化が予想される場合
- (3) 施設の設置により圧迫感の変化が予想される場合
- (4) 貴重な景勝地の消滅又は変化が予想される場合
- (5) 文化的景観の消滅又は変化が予想される場合
- (6) その他景観への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 地域景観の特性

地域景観の特性は、建築物、道路、橋りょう、緑地、海浜、河川、山、指定文化財等の主要な景観構成要素を調査し、これらの構成要素が一体として有している特性を把握する。

イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況

代表的な眺望地点及び眺望の状況は、次に掲げるものを調査する。

(ア) 代表的な眺望地点の位置及び特性

- (イ) 代表的な眺望地点からの景観の現況及び展望領域並びにその景観が景勝地である場合には、その種類

ウ 圧迫感の状況

建築物等による圧迫感の状況について調査する。

エ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況について調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

オ 都市の景観の保全に関する方針等

別表 17 調査事項の部都市の景観の保全に関する方針等の項に掲げる法令等その他景観に係る関係法令の都市の景観の保全に関する方針等について調査する。

カ 法令による基準等

別表 17 調査事項の部法令による基準等の項に掲げる法令等その他景観に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 地域景観の特性」

地域景観の特性とは、いわゆる「地域らしさ」を景観の面から表現したもので、個性豊かな景観を形成していくためには、地域の景観特性を都市づくりの中に生かし、魅力の向上へとつなげることが重要である。

地域の景観の特性の調査は、地域の主要な景観構成要素の位置、分布状況及びそれらの景観構成要素が一体となって創出する特徴的な地域景観等を調査する。

2 「イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況」

代表的な眺望地点及び眺望の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表的な眺望地点とは、事業計画地又は事業計画において建設を予定している建造物等（以下「計画建築物等」という。）が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用頻度及び滞在度が高い場所、事業計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等の地点をいい、一般的に自由に人が立ち入ることが困難な建物屋上等は、代表的な眺望地点ではない。
- (2) 代表的な眺望地点及び眺望の状況の調査は、当該眺望地点の状況、一般的な眺望の状況、事業計画地からの距離、当該眺望地点から見える事業計画地及びその周辺地域の状況等を調査する。
- (3) 代表的な眺望地点が景勝地である場合は、その種類について調査する。

3 「ウ 圧迫感の状況」

圧迫感の状況の調査は、事業計画地周辺における既存建築物による圧迫感の状況について調査する。

4 「エ 土地利用の状況」

土地利用の状況の調査は、都市計画法に基づく用途地域の指定状況及び農地、森林、河川、道路、鉄道、学校、工場・事業場、住宅地等の土地利用の状況を調査する。

5 「オ 景観の保全に関する方針等」

東京都又は区市町村が定めた景観に関する条例、計画等のほか、指針・ガイドライン等を調査する。

6 「カ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める景観に関する基準及び指定状況等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が景観に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

- 1 調査地域は、事業計画地が近景域又は中景域となる範囲とし、次に掲げる事項を参考にして設定する。
 - (1) 近景域とは、対象とする建造物等の細部及び色彩がよく分かる範囲とし、中景域とは、対象とする建造物等の全体及び大きさがよく分かる範囲とする。
 - (2) 特に重要な眺望地点が中景域の範囲を超えて存在する場合は、その地点についても調査地域とする。
 - (3) 圧迫感については、圧迫感の影響が問題となる隣地境界付近、事業計画地に接する道路の反対側境界線付近等を含む地点を調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 地域景観の特性

調査は、既存資料の整理・解析又は写真撮影等の現地調査の方法による。

イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況

調査は、既存資料の整理・解析及び写真撮影等の現地調査の方法による。

ウ 圧迫感の状況

調査は、現地調査等の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 都市の景観の保全に関する方針等

既存資料を整理・解析する方法による。

カ 法令による基準等

別表 17 調査事項の部に掲げる法令等その他景観に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

- 1 「ア 地域景観の特性」

地域景観の特性の調査は、次に掲げるとおりとする。

 - (1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。
 - (2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間

調査期間は、調査地域内及び周辺の地域景観の特性の状況を代表する季節であって、かつ晴天の日とする。

イ 調査方法

(ア) 現地調査は、主として、現地写真撮影の方法による。

(イ) 写真撮影は、撮影日、天候、使用カメラ、使用レンズ、撮影高さ、場所等の撮影条件を明らかにし、実際の人間の視野角と同等の画角のレンズを使用する。

2 「イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況」

代表的な眺望地点及び眺望の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

「ア 地域景観の特性」に準じる。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査期間及び調査方法

(ア) 調査期間及び調査方法は、「ア 地域景観の特性」に準じる。

(イ) 撮影地点及び撮影条件は、予測の際にも活用するので、工事の完了後に撮影不可能とならないよう、撮影地点の選定は慎重に行う。

(ウ) 調査結果は、眺望地点の状況及びそこからの眺望を、地図に明示した上で整理する。

3 「ウ 圧迫感の状況」

圧迫感の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。

ア 調査地点

調査地点は、圧迫感の影響が問題となる隣地境界線付近、事業計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む地点とする。

イ 調査方法

(ア) 現地調査を基に形態率を算定する方法等による。

(イ) 形態率は、建築物の水平面立体角投射率で表され、具体的には魚眼レンズ（正射影）で天空写真を撮影したときの写真内に占める面積比で表される。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

ウ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度

エ 圧迫感の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、対象事業に係る建設工事の完了後の適切な時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地域景観の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 完成予想図の作成による方法

イ 可視領域図の作成による方法

ウ 形態率の算定

エ 天空図の作成による方法

オ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 貴重な景勝地とは、観光、学術的価値等を有する景勝地又は地域にとって貴重で優れた景勝地とする。
- (2) 圧迫感の変化の程度についての予測事項は、建造物等の出現により生じる圧迫感の増加の程度とする。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測の対象時点は、景観は計画建築物等の形だけでなく、色彩、植栽樹木の生育の度合い等により異なるため、工事の完了後の適切な時点とする。
- (2) 工事を段階的に実施するものについては、必要に応じ、それぞれの段階の完了時点を予測時点とする。

3 予測方法

予測方法の選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 眺望の変化の予測は、可視領域図の作成による方法を用いることを基本とする。
- (2) 圧迫感の変化の予測は、形態率の算定による方法を用いることを基本とする。
- (3) 完成予想図を作成する方法は、計画建築物等の完成後の景観を想定した完成予想図を作成し、現況の景観と比較する方法とする。
- (4) 可視領域図を作成する方法は、計画建築物等が出現した場合の代表的な眺望地点からの可視・不可視領域図を作成する方法とする。

この場合、現況からの眺望の変化が容易に把握できるよう、現況の調査結果に計画建築物等を重ね合わせるフォトモンタージュの方法を用いる。

- (5) 現況が大きく変化する等フォトモンタージュの作成が困難な場合は、コンピュータグラフィックス等他の方法を用いる。
- (6) 予測・評価対象時点において、他の計画による眺望の変化が予想される場合は、それらを

含めた可視領域図を作成する。

- (7) 正射影以外の天空写真を用いて形態率を算出する場合は、その算出過程を明らかにする。
- (8) 天空図を作成する方法は、ある観測地点の天空写真に完成後の計画建築物等の立体角投射図を書写する方法とする。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が景観に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 仮囲いのセットバックやデザイン
- (2) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 計画建築物等の形状、配置、色彩等への配慮
- (2) 樹木の植栽

植栽する樹木の高さ、樹種、密度（高木と中低木との組み合わせ）、植栽間隔、本数等を十分に検討する。

- (3) その他の環境保全措置

なお、環境保全のための措置の検討に当たっては、地域の景観特性、周辺の土地利用状況等を考慮するとともに、具体的な内容や効果を分かりやすくするため、環境保全措置の内容をモニター写真等に反映する方法等を採用する。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 東京都又は区市町村が定めた景観に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している景観に関する目標等

イ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が景観に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価は、定性的な判断が中心となるが、東京都又は区市町村が定めた景観に係る計画、要綱等の適合状態を明らかにした上で、できる限り客観性が確保できるよう評価の指標を設定する。

なお、圧迫感については、解説別表8 景観に係る法令等に掲げる論文等を参考に評価を行う。

2 評価方法

対象事業の実施が景観に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第14 史跡・文化財

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う土地の改変、建築物その他の構造物の建設等が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する文化財のうち、土地に密接な関係を有する有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群並びにこれらと同等の価値を有するもの（以下「文化財」という。）並びに同法に規定する埋蔵文化財を包蔵する土地（以下「埋蔵文化財包蔵地」という。）（以下これらを「文化財等」と総称する。）に影響を及ぼすと予想される地域並びに内容及び程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う掘削、盛土等の土地の改変及び建築物その他の構造物の建設等が文化財等に影響を及ぼすと予想される範囲並びに影響の内容及び程度とする。

文化財等に対する影響とは、対象事業の実施に伴う文化財等の消滅の有無及び損傷の程度並びに文化財等の周辺の環境の改変による現存する文化財等に対する影響とする。

なお、文化的景観の眺望に影響を及ぼすと予想される場合は、「第13 景観」を予測・評価項目として選定することを検討する。

2 対象とする文化財等の区分

対象とする文化財等は、その状態により次に掲げるとおり区分する。

- (1) 現存する有形文化財、史跡名勝記念物、文化的景観及び伝統的建造物群
- (2) (1)と同等程度の価値を有する文化財
- (3) 周知されている埋蔵文化財包蔵地
- (4) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

なお、有形文化財、史跡名勝記念物、文化的景観及び伝統的建造物群とは、文化財保護に係る関係法令等により指定、登録又は選定されている文化財とする。

また、埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財をいい、土地には、河川、湖沼及び海域も含む。

3 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、史跡・文化財を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業に係る工事の施行中において、工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い文化財等への影響が予想される場合
- (2) 対象事業に係る工事の完了後において、関連車両の走行、設備機器の稼働等に伴い文化財等に対する影響が予想される場合
- (3) 対象事業の実施に伴う樹木の伐採、地下水の揚水又は分断等により、文化財等に対する影響が予想される場合
- (4) 事業計画地及びその周辺地域に埋蔵文化財が存在する場合又は埋蔵文化財包蔵地の存在の可能性が予想される場合
- (5) その他文化財等への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 文化財の状況

文化財の状況は、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) 文化財保護法等に基づき指定され、登録され、又は選定された文化財の種類、位置又は範囲、指定区域等
- (イ) 文化財保護法等に基づいて、現在、指定され、登録され、又は選定されていないが、当該指定され、登録され、又は選定されたものと同等程度の価値を有すると東京都又は区市町村の教育委員会が認めたものの種類、位置又は範囲及びその概要
- (ウ) 文化財の周囲の地形、地質、植生、建物、景観その他必要な環境の概略

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地の状況は、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、範囲、内容及び分布状況
- (イ) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地の有無

ウ 法令による基準等

別表 18 調査事項の部に掲げる法令等その他文化財保護に係る関係法令による指定基準、保存管理計画、地域又は地区の指定状況等を調査する。

【解説】

1 「ア 文化財の状況」

文化財の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定、登録又は選定された文化財の状況の調査は、種類、位置又は範囲、指定区域のほか、指定区分、概要等を調査する。
 - ア 種類は、建造物、彫刻、史跡、名勝、天然記念物等の別を調査する。
 - イ 指定区分は、国、東京都又は区市町村による指定の状況を調査する。
 - ウ 概要は、対象の時代区分、規模、内容（保存の構成要素）、保存の状況等について調査する。
- (2) 指定されていない文化財とは、文化財保護法等で規定する指定基準等に合致すると考えられる指定文化財と同等程度の価値を有する文化財とし、調査は(1)に準じる。
- (3) 調査に際しては、調査地域を所管する教育委員会、所有者、管理者等の意見を参考にする。
- (4) 文化財の周囲の状況の調査は、次に掲げる事項から必要なものを選択し、調査する。
 - ア 地形、地下水、植生、樹林等の自然の状況
 - イ 道路、鉄道、高層建築物、工場等の状況
 - ウ 文化財の利用の状況
 - エ 神木、参道等、当該文化財と一体となっていると考えられる周辺環境がある場合、その

概略を調査する。

2 「イ 埋蔵文化財包蔵地の状況」

埋蔵文化財包蔵地の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埋蔵文化財包蔵地の状況の調査は、所在位置、範囲、分布状況、種類、時代区分、内容、保存状態並びに包蔵地の地形及び土地利用の状況を調査する。
- (2) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地とは、埋蔵文化財の存在は確認されていないが、存在の可能性が高いと判断される土地をいい、この場合は、埋蔵文化財の存在の可能性のある土地の範囲、地形及び土地利用の状況を調査する。
- (3) 調査に際しては、調査地域を所管する教育委員会、所有者、管理者等の意見を参考にする。

3 「ウ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める史跡・文化財に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

ア 文化財の状況

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに文化財の状況を勘案し、対象事業の実施が文化財に損傷等の影響を及ぼすと予想される地域とする。

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

調査地域は、事業計画地とする。

なお、埋蔵文化財包蔵地が事業計画地の外まで連続している場合は、事業計画地の外も含めるものとする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴う掘削、盛土等の土地の改変及び建築物その他の構造物の建設等が文化財に影響を及ぼすと予想される地域とする。また、埋蔵文化財包蔵地が存在する場合、埋蔵されている地域に限らず、例えば貝塚のように地表に層位の一部が露呈している場合等は、地上部分についても調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 文化財の状況

(ア) 文化財の種類、位置又は範囲、指定区域等の調査は、別表 18 調査方法の部文化財の状況の項に掲げる法令等及び東京都又は区市町村の教育委員会等が有する既存資料の整理、確認又は現地調査の方法による。

(イ) 文化財の周囲の環境調査は、現地調査又は関連する他の予測・評価項目の調査結果及び既存資料の整理・解析の方法による。

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

(ア) 周知の埋蔵文化財包蔵地の調査は、別表 18 調査方法の部埋蔵文化財包蔵地の状況の項に掲げる法令等及び東京都又は区市町村の教育委員会等が作成した既存資料の整理・確認の方法による。

(イ) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地の調査は、東京都又は区市町村の教育委員会の

意見により、事業区域に関連する既存資料を参考に、地表上における遺跡並びに遺物の有無の確認及び試掘等の現地調査の方法による。

なお、試掘調査を行う場合は、文化財保護法等の規定に基づき実施するものとする。

ウ 法令による基準等

別表 18 調査事項の部に掲げる法令等その他文化財保護に係る関係法令の指定基準、保存管理計画等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 文化財の状況」

文化財の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体、教育委員会等が公表している文化財目録、復元地図、遺跡地図等の資料を活用する。その際、次に掲げる事項に留意する。

なお、既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は、調査地域を所管する教育委員会、所有者、管理者等の意見及び指示の下、現地調査を実施する。

ア 指定されていない文化財の調査は、調査地域を所管する教育委員会、所有者、管理者等の意見及び指示並びに事業計画地に関連する資料を参考に、現地調査を実施する。

イ 文化財の周囲の環境調査は、予測・評価項目の現地調査の結果及び地形図、土地利用現況図等の既存資料の整理・確認の方法による。

2 「イ 埋蔵文化財包蔵地の状況」

埋蔵文化財包蔵地の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体、教育委員会等が公表している遺跡地図、遺跡台帳等の資料を活用する。また、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の調査は、調査地域を所管する教育委員会、地域の学識経験者等の意見を参考に、次に掲げる方法により行う。

ア 表面的調査による方法

イ 遺物を地表面から採集する方法

ウ 聞き取り調査による方法

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度

イ 文化財の周辺の環境の変化の程度

ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の適切な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、文化財等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 事業計画を基に、文化財等の改変の程度を把握して予測する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 文化財に係る予測事項は、次に掲げる事項のうち、必要なものを選択する。

ア 切土・盛土、掘削等土地の改変による文化財の保存に及ぼす影響の有無

イ 工事用車両又は建設機械による振動、地下水の揚水及び分断、トンネル工事等に伴う地形の変形による文化財の保存に及ぼす影響の程度

ウ 土地の改変、樹木の伐採等による文化財の周辺の環境（景観、地形・地質、植生等）の改変の程度

エ 建築物の設置に伴う日影、風の影響による文化財の保存に及ぼす影響の程度

オ 施設の供用及び稼働に伴う振動等による文化財の保存に及ぼす影響の程度

(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る予測事項は、土地の改変による埋蔵文化財包蔵地の消滅の有無、影響の程度及び改変する区域とする。

2 予測の対象時点

予測の対象の時点の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 対象事業に係る工事の施行中の予測の対象時点とは、文化財等の保存に及ぼす影響の程度を、適切に予測し得る時点とする。

(2) 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、施設等が通常稼働状態に達し、文化財等の保存に及ぼす影響の程度を、適切に予測し得る時点とする。

3 予測方法

予測方法の選定に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 予測は、文化財の分布図、埋蔵文化財包蔵地の分布図等による現況調査の結果と対象事業の計画の内容とを重ね合わせ、事業実施による改変の範囲や程度を明らかにした上で、影響の程度を把握する。

(2) 類似事例の参照による場合は、類似例の概要、予測結果等を参考とし、類似事例として適用できる範囲、理由等を明らかにする。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中及び工事の完了後

- (1) 現地による保存
- (2) 移転及び移築による保存
- (3) 記録による保存
- (4) 文化財等の保存に及ぼす影響が少ない工法の採用
- (5) その他の環境保全措置

なお、実施に当たっては、事業計画地が存する地域の教育委員会、文化財等の所有者又は管理者等の指示の下、実施する。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 18 評価の指標の部に掲げる法令等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定並びに保存及び管理に関する規定

イ 文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと。

ウ 東京都又は区市町村が定めた要綱、計画等の中で設定している文化財等の保存及び管理に関する目標及び方針

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標は、文化財等に損傷等の変化が及ぶと復元が困難である点を考慮し、文化財等の保存に支障が生じないよう次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 現存する文化財の保存に著しい影響を及ぼさないこと。
- (2) 文化財の周囲の環境の改変により現存する文化財の価値を低下させないこと。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地の破壊及び著しい改変をおこさないこと。

2 評価方法

対象事業の実施が、史跡・文化財に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程

度を明らかにする。

なお、評価に際しては、文化財等の価値、特殊性、希少性及び地域との関わり並びにその保護及び保存に関する教育委員会、文化財等の所有者及び管理者の見解、方針等を聴取する。

第15 自然との触れ合い活動の場

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う地形の改変、建築物の設置等が主要な人と自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。この場合において、当該触れ合い活動の場が持つ機能への影響については、当該触れ合い活動の場が存在する地域が一体として有している自然との触れ合いの機能に対する影響を含むものとする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴い、自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度とする。

ここでいう自然との触れ合い活動の場とは、不特定多数の地域住民等が日常的に自然との触れ合い活動を行う機能を持つ場とし、自然の観察、体験、学習、研修等を目的とする公共公益施設を含む。

自然との触れ合い活動の場が持つ機能への影響とは、主要な自然との触れ合い活動の場が存在する地域と一体的に形成される自然との触れ合い機能に対する影響を含む。

2 自然との触れ合い活動の場の分類

自然との触れ合い活動の場の機能の分類とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然の観察、体験、学習、研修等の機能を持つ場

ア 自然公園、都民の森、林業体験林、歴史文化の森等の良好な自然環境

イ 法令、条例、要綱等に基づき指定され、又は設置されている緑地保全を目的とする地区

ウ 崖線、社寺林、市民農園等

(2) 散策等の機能を持つ場

国営の公園、東京都立又は区市町村立の公園、東京都又は区市町村が設置する歴史と文化の散歩道等、良好な並木道、うるおいのある水辺、親水堤防等

(3) 野外レクリエーションの機能を持つ場

キャンプ場、ハイキングコース、溪流、海浜、磯、主要な展望場所、釣り場、マリーナ等

(4) 自然の回復に係る活動、緑化等のボランティア活動の機能を持つ場

里山、植林地、公園、緑地等

3 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、自然との触れ合い活動の場を環境影響評価の予測・評価項目として選定することを検討する。

(1) 事業計画地内に、主要な自然との触れ合い活動の場が存在する場合

(2) 事業計画地に近接して、主要な自然との触れ合い活動の場が存在する場合

(3) 事業計画地周辺に存在する主要な自然との触れ合い活動の場の機能が、対象事業の実施により影響を受けるおそれがあると予想される場合

(4) 事業計画地内に自然との触れ合い活動の場となる緑地等を整備する場合

(5) その他自然との触れ合い活動の場への影響が予想される場合

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施が主要な自然との触れ合い活動の場と当該触れ合い活動の場が持つ機能に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) 自然との触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況
- (イ) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況
- (ウ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

イ 地形等の状況

地形の状況、自然環境、水循環等の状況を調査する。

ウ 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺における市街地、緑地、農地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

自然との触れ合い活動の場に係る計画等に基づく保全に関する方針、目標等について調査する。

オ 法令による基準等

別表 19 調査事項の項に掲げる法令等その他自然との触れ合い活動の場に係る関係法令による指定地域、基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況」

主要な自然との触れ合い活動の場の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然との触れ合い活動の場の状況は、名称、位置、目的、区域面積や長さ等の規模、分布状況、施設の設置状況等を調査する。
- (2) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、活動の種類、利用状況等を調査する。
- (3) 自然との触れ合い活動の場への経路は、自然との触れ合い活動の場までの交通機関の種類、最寄り駅、最寄り駅からの距離、経路及び手段（徒歩、バス等の区分）を調査する。

2 「イ 地形等の状況」

地形等の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地形の状況は、事業計画地周辺の標高、起伏の状況及び傾斜並びに谷地、崖地、台地等の位置を調査する。
- (2) 自然環境及び水循環は、事業計画地周辺の植生、動物相、河川や湖沼等の水域の分布等を調査する。

3 「エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等」

自然との触れ合い活動の場に係る計画等の調査は、次に掲げる事項のうち、必要な項目を選択し、調査する。

- (1) レクリエーションに関して国、東京都又は区市町村が制定した計画、整備方針等
- (2) 自然の保護・保全及び緑化に関して国、東京都又は区市町村が制定した計画、整備方針等
- (3) まちづくり等に係る国、東京都又は区市町村の要綱、計画、目標等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が主要な自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に影響を及ぼすと予想される地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴い、自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とする。

また、自然との触れ合い活動の場の全部又は一部が事業計画地に含まれる場合は、当該触れ合い活動の場の全ての範囲を調査地域とする。この場合、散策道のように自然との触れ合い活動の場が線状に長く続く場合は、当該事業に伴い影響を及ぼすと予想される範囲を調査地域とする。

事業計画地が自然との触れ合い活動の場への動線を分断すること等から、代替動線を設置する必要がある場合は、それらの代替動線を設置する範囲も調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

調査は、既存資料の整理・解析、利用状況の調査又は写真撮影等の現地調査の方法による。

イ 地形等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

調査は、既存資料を整理・解析する方法による。

オ 法令による基準等

別表 19 調査事項の項に掲げる法令等その他自然との触れ合い活動の場に係る関係法令の規制の内容等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況」

主要な自然との触れ合い活動の場の状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存資料の整理・解析

既存資料の整理・解析に当たっては、国、地方公共団体等が公表している資料等を活用する。

(2) 現地調査

現地調査は、地域特性を把握するとともに、既存資料との関係を整理・解析し、予測結果との比較・検討を行うために実施する。その際、次に掲げる事項に留意する。

ア 自然との触れ合い活動の場の機能の調査は、利用者数の概要、利用目的等とし、期（季）別又は月別に調査する。

イ 写真撮影は、撮影日、天候、使用カメラ、使用レンズ、場所、撮影方向等の撮影条件を明らかにする。

ウ 自然との触れ合い活動の場が広域にわたる場合は、主要な地点を複数箇所選定し、その地点を調査する。ただし、この場合、それぞれ選定した理由を明らかにする。

2 「イ 地形等の状況」

地形等の状況の調査は、「第 7 地形・地質 2 現況調査」に準じる。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

イ 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

ウ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中の代表的な時点

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、地域の特性、自然との触れ合い活動の場の状況と当該触れ合い活動の場が持つ機能等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と対象事業の計画とを重ね合わせる方法

イ 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と地形・地質、水循環、生物・生態系、景観等に関する他の項目の予測結果とを重ね合わせる方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無及び改変の程度は、消滅し、又は改変される区域の面積、長さ等の規模及び改変の内容について予測する。

- (2) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度は、対象事業による影響の内容及び程度並びに影響を受ける期間について予測するとともに、自然との触れ合い活動の場における自然環境が受ける影響についても予測する。
- (3) 事業計画地内に自然との触れ合い活動の場となる緑地等を整備する場合、必要に応じ、事業計画地周辺に存在する公園、緑地等の他の自然との触れ合い活動の場とのネットワークの形成について予測する。
- (4) 自然との触れ合い活動の場までの経路に与える影響の程度は、経路の改变、変更及び分断の内容並びにそれによる当該触れ合い活動の場に関する利便性の変化の程度について予測する。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 予測の対象時点は、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後において、主要な自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
- (2) 工事が長期間に及ぶことから一時的な利用経路を設定した場合は、その間の代表的な時点についても対象時点とする。

3 予測方法

予測方法選択に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 事業計画の内容と、現況調査の結果及び主要な自然との触れ合い活動の場の分布図等とを重ね合わせて推定する方法による。
- (2) 周辺の緑地等とのネットワークの形成に関する予測は、当該地域に関連する水と緑のネットワークに係る計画等の内容を基に、緑地、公園等とのつながり、機能の向上等について図等を用い予測する。
- (3) 類似事例の参照による方法を選択した場合は、取り上げた類似事例の概要及び類似事例として適用することの妥当性について明らかにする。この場合、対象事業と類似事例が存在する地域との相違についても明らかにする。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施が主要な自然との触れ合い活動の場と当該触れ合い活動の場の持つ機能とに及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 工事の施行に伴い利用経路を分断する場合の一時的な代替利用経路の設定
- (2) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能が減少する場合の代償措置
- (2) ビオトープ等の創出、出入口の位置の変更、遮音壁等の設置、その他場が持つ機能に与える影響を軽減するための措置

- (3) 利用経路の新設、迂回路の設置等利便性の向上を図る措置
- (4) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で設定している人と自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等
- イ 類似事例のうち、対象事業との類似性について客観的根拠を有するもの
- ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施が主要な自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に及ぼす影響について明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

- (1) 評価の指標は、事業計画地域に係る東京都又は区市町村が定めた環境上の目標及び方針等を基本とする。
- (2) 類似事例を評価の指標とした場合は、取り上げた類似事例の概要及び類似事例として適用することの妥当性について明らかにする。

2 評価方法

- (1) 対象事業の実施が自然との触れ合い活動の場に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。
- (2) 評価に当たっては、自然との触れ合い活動の場の評価は、人と自然との関係性を評価するものであることから、単に自然が保全される状態を最良とする評価ではないことに留意する。

第16 廃棄物

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量及びその種類並びに再利用計画等による排出の抑制の程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う建造物等の撤去、建設等により発生する廃棄物及び建設発生土、施設の供用後の事業の実施により発生する廃棄物等について、それらの発生量及び排出の抑制に関する事業者の対策の内容及び程度とする。

2 廃棄物及び建設発生土の分類

ここでいう廃棄物及び建設発生土とは、解説別表 9 廃棄物に係る法令等に掲げる関係法令に定めるものとし、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物

ア 工事の施行中

- (ア) 既存の建築物又は工作物の解体・撤去に伴う廃棄物（フロン類を含む。）
- (イ) 建設工事又は造成工事に伴う廃棄物（建設汚泥を含む。）
- (ウ) 森林等の伐採に伴う樹木

イ 施設の供用後

- (ア) 家庭から排出される一般廃棄物
- (イ) 事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物

(2) 建設発生土

- ア 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- イ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂（以下「しゅんせつ土」という。）
- ウ その他これらに類するもの

3 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、廃棄物及び建設発生土を予測・評価項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の実施に伴い、多量の廃棄物又は建設発生土が発生すると予想される場合
- (2) 施設供用後の事業活動に伴い、多量の廃棄物が発生すると予想される場合
- (3) その他多量の廃棄物又は建設発生土が発生すると予想される場合

なお、事業の実施に伴い、飛散性アスベスト廃石綿、廃PCB、感染性廃棄物等の特別管理廃棄物又は非飛散性アスベスト廃棄物が発生すると予想される場合は、それらの発生量、処分方法等にかかわらず、廃棄物を予測・評価項目として選定することを検討する。

また、上記に該当しない等の理由により、廃棄物を予測・評価項目として選定しない場合についても、事業計画又は施工計画において、おおよその廃棄物及び建設発生土の発生量を明らかにするとともに、できる限り、廃棄物及び建設発生土の削減及び再利用の対策を講じるものとする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量等を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

次に掲げるもののうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

(ア) 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物の種類等

(イ) 伐採対象となる樹林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項

イ 建設発生土の状況

土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂（河川、港湾等のしゅんせつを行う場合には、しゅんせつ土砂を含む。）の性状等を調査する。

ウ 特別管理廃棄物の状況

撤去建造物内の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）の存在を調査し、特別管理廃棄物が存在する場合は、種類、数量、存在場所、保管状況等を把握する。

エ 廃棄物の処理の状況

事業計画地及びその周辺における廃棄物の分別、収集、処理及び処分の状況を調査する。

オ 法令による基準等

別表 20 調査事項の項に掲げる法令等その他廃棄物及び建設発生土に係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況」

(1) 撤去建造物の状況の調査は、対象事業の実施に伴い解体撤去する既存建造物の規模、用途、使用期間及び構造、撤去に伴い発生することが予想される主な廃棄物の種類、形態及び量等について調査する。

(2) 伐採樹木等の状況の調査は、森林、樹林地、緑地等の樹木の伐採が予定される場合、対象事業の実施に伴い伐採する森林、樹林地、緑地等の面積、伐採樹木の太さ及び樹高、伐採に伴い発生することが予想される木材廃棄物の種類、形態及び量等について調査する。

2 「イ 建設発生土の状況」

(1) 建設発生土の状況の調査は、対象事業の実施に伴い掘削、切土、整地等により発生することが予想される土砂の性状、量等について調査する。

(2) しゅんせつ土、河川工事に伴い発生する土砂、泥土等についても (1) の調査に準じる。

3 「ウ 特別管理廃棄物の状況」

特別管理廃棄物の状況の調査は、対象事業の実施に伴い解体撤去する既存建造物に存在する飛散性アスベスト廃棄物、廃 PCB、感染性廃棄物等の特別管理廃棄物及び非飛散性アスベスト廃棄物の数量、存在場所、保管状況等について調査する。

4 「エ 廃棄物の処理の状況」

廃棄物の処理の状況の調査は、施設の供用後に発生する廃棄物の区分ごとに、種類、収集方法、分別及びリサイクルの状況、保管方法、処分先等について調査する。

また、事業計画に工場等の建替が含まれる場合、新設する施設の廃棄物処理計画との比較ができるよう、既存施設における廃棄物の処理状況についても調査する。

5 「オ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める廃棄物及び建設発生土に関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域とする。

【解説】

調査地域は、対象事業の実施に伴う廃棄物及び建設発生土が発生すると予想される範囲及びその周辺とする。

(3) 調査方法

ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 建設発生土の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 特別管理廃棄物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 廃棄物の処理の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 法令による基準等

別表 20 調査事項の項に掲げる法令等その他廃棄物及び建設発生土に係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況」

(1) 撤去建造物及び伐採樹木等の状況の調査は、既存の資料を基に実施する。既存資料により所要の調査事項に関する情報が得られない場合は現地調査を実施する。

(2) 調査結果は、発生する廃棄物の種類ごとに分かりやすく表示する。

2 「イ 建設発生土の状況」

(1) 建設発生土の状況の調査は、解説別表 9 廃棄物に係る法令等に掲げる基準又は要領等に示されている方法等に基づき、性状、量等について調査する。

(2) しゅんせつ土、河川工事に伴い発生する土砂、泥土等についても (1) の調査に準じる。

3 「ウ 特別管理廃棄物の状況」

特別管理廃棄物の状況の調査は、既存資料を基に実施する。なお、既存資料により所用の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査、聞き取り調査等を実施する。

4 「エ 廃棄物の処理の状況」

廃棄物の処理の状況の調査は、廃棄物の区分ごとに、既存資料を基に実施する。なお、既存資料により所用の調査事項に関する情報が得られない場合は、現地調査や聞き取り調査等を実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、対象事業の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法等とし、環境保全のための措置を考慮して、廃棄物及び建設発生土の種類ごとに予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点のうち必要な時点とする。

ア 対象事業に係る工事の施行中については、廃棄物及び建設発生土が排出される時点又は排出される期間

イ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は、対象事業区域とする。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 排出原単位から推定する方法

イ 工事施行計画等から推定する方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

【解説】

予測事項、予測の対象時点及び予測方法は、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 工事の施行中

ア 工事の施行中における予測事項は、当該対象事業の実施により排出される廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、発生抑制量・再利用率・再資源化量、中間処理量及び最終処分量及び各工程の方法等（以下「排出量等」という。）とする。

イ 工程等の関係から廃棄物及び建設発生土の排出が一時的に集中する場合は、1日当たりの最大排出時点における排出量も併せて予測する。

ウ 飛散性アスベスト廃棄物、廃PCB、感染性廃棄物等の特別管理廃棄物及び非飛散性アスベスト廃棄物については、排出量にかかわらず予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載する。

エ オゾン層破壊効果及び温室効果の高いクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）等のフロン類を使用した製品を廃棄する場合は、それ

らの製品の排出量及び処理・処分方法について記載する。

(2) 工事の完了後

ア 一般廃棄物については、事業計画地が存する区市町村が指定した廃棄物の分別区分に応じて、対象事業区域から排出される廃棄物の種類ごとの年間の排出量等とする。

イ 産業廃棄物については、事業者自らの事業活動によるものに限定せず、対象事業区域内に併設される施設から排出される廃棄物を含んだ廃棄物の種類ごとの年間の排出量等を、できる限り予測する。

ウ 特別管理廃棄物及び非飛散性アスベスト廃棄物については、排出量にかかわらず予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載する。

2 予測の対象時点

予測の対象時点の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 工事の施行中

ア 対象事業に係る工事の施行中の予測の対象時点とは、予測対象の廃棄物及び建設発生土が排出される時点又は期間とする。

イ 立木の伐採のように、1日当たりの排出量が最大となる時点が予測できる場合は、施工計画に基づき排出される量の合計が最大となる時点も予測の対象時点として設定する。

ウ 道路、鉄道の建設等事業期間が長期に及ぶ場合は、工事の進捗ごとの排出量等が把握できるよう、できる限り、工事期間の中間的な時点についても予測の対象時点として設定する。

(2) 工事の完了後

ア 対象事業に係る工事の完了後の予測の対象時点とは、工事の完了後、事業活動が通常の状態に達した時点とする。

イ 団地の建替等、施設の設置、供用等が段階的に行われるものについては、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

ウ 廃棄物の最終処分場の建設等、工事の施行と供用とが同時に行われるものについても、供用の実態に応じ、予測時点を設定することを検討する。

3 予測方法

(1) 排出原単位から推定する方法

ア 現況調査、事業計画等を基に、廃棄物の種類別の排出原単位から、当該事業により排出される廃棄物及び建設発生土の排出量等を推計する。

イ 排出原単位は、解説別表9廃棄物に係る法令等に掲げる既存資料等を用いる。このとき、工事により発生する廃棄物に係る排出原単位については、建築物の構造又は用途により異なること、住宅団地等から発生する一般廃棄物に係る排出原単位については、予測地域内の区市町村等の実績を踏まえたものとするに留意する。

(2) 施工計画等から推定する方法

現況調査及び工事の施工計画を基に、現況図、設計図等から、当該事業により排出される廃棄物及び建設発生土の排出量等を推計する。ただし、この場合、推計した排出量等の算出根拠について明らかにする。

(3) 類似事例の参照による方法

事業計画において、施設等から発生する廃棄物及び建設発生土の種類及び排出量が明確でない場合は、既存の類似事例を参考に排出量等を推計する。ただし、この場合、類似事例の適用の妥当性について明らかにする。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴い排出される廃棄物及び建設発生土の再利用、排出の抑制等について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 工法及び工事工程の検討
- (2) 工事の施行中における産業廃棄物の 3 R（発生抑制、再利用、再生利用）の徹底及び適正処理
- (3) 工事の施行中における建設発生土の発生抑制の徹底及び有効利用の促進
- (4) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 入居者又は従事者等への啓発活動
- (2) 家庭から排出される一般廃棄物の 3 R（発生抑制、再利用、再生利用）の促進
- (3) 事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の 3 R（発生抑制、再利用、再生利用）の徹底及び適正処理
- (4) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 20 評価の指標の項に掲げる法令等に定める事業者の責務

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で設定している廃棄物に係る目標、計画等

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、対象事業の実施に伴い排出される廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等の妥当性を明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標として、法令による基準等のほか、解説別表 9 廃棄物に係る東京都又は区市町村

が定めた計画、要綱等の目標値等が挙げられるが、類似事例等を参照し、自主的にこれらの目標値以上の排出削減目標等を設定している場合には、併せて評価の対象とする。

2 評価方法

対象事業の実施が廃棄物及び建設発生土の発生及び排出を著しく生じさせる要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

第17 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの抑制の程度を対象とする。

【解説】

1 環境影響評価の対象

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴い発生する温室効果ガスについて、それらの環境中への排出量の抑制に関する事業者の対策の内容及び程度とする。

評価の対象とする温室効果ガスは、事業者による管理、抑制等の措置が可能な事業において排出されるものを対象とする。したがって、事業者の管理する燃焼施設から排出される二酸化炭素等は評価の対象となるが、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素等は対象とならない。

なお、ここでいう温室効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に定める温室効果ガスとし、二酸化炭素については、木材、^{かい}厨芥類等のバイオマス起源のものを含む。

また、エネルギー使用量の抑制が間接的に二酸化炭素の排出量を抑制することとなるため、二酸化炭素の排出量に代えてエネルギー使用量を環境影響評価の対象とすることができる。

2 予測・評価項目としての選定

次に掲げるいずれかに該当する場合は、温室効果ガスを環境影響評価の項目として選定することを検討する。

- (1) 対象事業の種類が高層建築物（業務用建築物）、発電所、工場、終末処理場、廃棄物処理施設等の建設であり、事業の実施に伴い多量の温室効果ガスを排出し、又はエネルギーを使用すると予想される場合
- (2) 大規模な事業で工事期間が長く、工事の施行中において工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い多量の温室効果ガスを排出し、又はエネルギーを使用すると予想される場合
- (3) 供用後の事業活動に伴い、多量の温室効果ガスを排出し、又はエネルギーを使用すると予想される場合
- (4) ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）又は六フッ化硫黄（SF₆）の保持量が多い設備の撤去又は設置をする場合
- (5) その他多量の温室効果ガスを排出し、又はエネルギーを使用すると予想される場合

なお、住宅団地の新設については、温室効果ガスを予測・評価項目として選定しない場合でも、建築物の熱負荷の低減、再生可能エネルギー利用等の環境配慮の方法等について明らかにする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 原単位の把握

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位を調査する。

イ 対策の実施状況

温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策について、対象事業と同種又は類似の事業を対象に、対策の内容、効果等を調査する。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺に存する地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。

エ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況

(ア) 事業の実施に伴い温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合、機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類及び量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等を調査する。

(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性について調査する。

オ 法令による基準等

別表 21 調査事項の項に掲げる法令等その他温室効果ガスに係る関係法令の基準等を調査する。

【解説】

1 「ア 原単位の把握」

温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位は、対象事業の特性を考慮し、対象事業と類似する事業の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、規模、生産量、処理量等を用いて算定する。

2 「イ 対策の実施状況」

対策の実施状況の調査は、建築物の熱負荷低減対策、導入設備（低炭素型建設機械、省エネルギー機器等）、運用対策等を調査する。

3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」

地域内のエネルギー資源の状況の調査は、事業計画地周辺における地域冷暖房の普及状況のほか、焼却排熱、下水熱等の利用可能エネルギー資源の状況について、その導入の可能性等を含めて調査する。

4 「エ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況」

温室効果ガスを使用する設備機器（HFC、PFC等を使う空調機器、SF₆を使う受電設備等）の状況の調査は、これらの設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類、量及び廃棄の方法等を調査する。

また、既存の設備機器を引き続き使用する場合は、使用する場所、維持管理の体制等についても調査する。

5 「オ 法令による基準等」

法令による基準等の調査は、国、地方公共団体等が定める温室効果ガスに関する基準等について調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー供給の状況等、地域特性を有する事項については、事業計画地の周辺を調査地域とする。

【解説】

地域冷暖房事業等熱エネルギー供給区域等が事業計画地と一致し、又は近接し、計画事業においてこれらのエネルギーを導入できる可能性がある場合には、熱エネルギー供給区域等とその周辺を調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 原単位の把握

調査は、既存資料の整理・解析による。

イ 対策の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析による。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析による。

エ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況

調査は、既存資料の整理・解析による。

オ 法令による基準等

別表 21 調査事項の項に掲げる法令等その他温室効果ガスに係る関係法令の基準等を整理する方法による。

【解説】

1 「ア 原単位の把握」

原単位の把握の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原単位の把握の調査は、解説別表10温室効果ガスに係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表しているエネルギー消費に関する指針、便覧、報告書等の資料から、事業計画の内容に応じて必要な情報を収集し、調査する。
- (2) 既存資料により所要の情報が得られない場合は、事業計画に類似した事例を参考に原単位を把握する。この場合、類似事例の適用の妥当性について明らかにする。

2 「イ 対策の実施状況」

対策の実施状況の調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対策の実施状況の調査は、解説別表10温室効果ガスに係る法令等に掲げる国、地方公共団体等が公表しているエネルギー消費に関する指針、便覧、報告書等の資料から、事業計画の内容に応じて必要な情報を収集し、調査する。
- (2) 既存資料により所要の情報が得られない場合は、事業計画に類似した事例を参考に対策の実施状況を把握する。この場合、類似事例の適用の妥当性について明らかにする。

3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」

地域内のエネルギー資源の状況の調査は、解説別表10温室効果ガスに係る法令等に掲げる地方公共団体等が公表している地域冷暖房に関する資料等から、事業計画の内容に応じて必要な情報を収集し、調査する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度とする。

(2) 予測の対象時点又は対象期間

予測の対象時点又は対象期間は、次に掲げる時点又は期間のうち必要な時点とする。

ア 対象事業の工事期間

イ 対象事業の工事完了後で温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量が通常の状態に達した時点

ウ 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換時、移設時又は廃棄時の各時点

(3) 予測方法

予測は、対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 対象事業と同種又は類似の事業の温室効果ガスの排出量の原単位又はエネルギーの使用量の原単位を基に、それらの排出量又は使用量を算出する方法

なお、温室効果ガスの排出量は、必要に応じ、二酸化炭素量に換算して予測を行う。

エネルギーの使用量についても、必要に応じ、熱量、電力、重油使用量等に換算して予測を行う。

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

【解説】

予測事項及び予測方法については、次に掲げるとおりとする。

1 予測事項

予測事項の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

なお、二酸化炭素の排出量に代えてエネルギーの使用量を予測する場合は、「温室効果ガス」を「エネルギー」に、「排出」を「使用」と読み替える。

(1) 工事の施行中は、必要に応じ、低炭素型建設機械の使用、工事用車両の管理等、事業者による管理・抑制が一定程度可能な温室効果ガスの排出量の低減等について予測する。

なお、工事の施行中における予測については、大規模な事業で工事期間が長く、工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い多量の温室効果ガスを排出すると予想される場合に限る。

(2) 工事の完了後は、施設の断熱構造化及び空調・照明の高効率化、関連車両の管理等、事業者による管理・抑制が一定程度可能な温室効果ガスの排出抑制対策について予測する。

2 予測方法

(1) 工事の施行中の温室効果ガスの排出量の予測は、対象事業における環境保全のための措置を反映した場合の排出量について定量的に算出する。削減量については、対策を実施しない

場合の一般的な事業計画に基づき算出した排出量と予測した排出量とを比較し、その削減の程度を予測する。

- (2) 工事の完了後における施設の稼働による温室効果ガスの排出量の予測は、既存の類似事例等を基に算出する。削減量については、排出量原単位から算出した排出量と予測した排出量とを比較し、その削減の程度を予測する。
- (3) 供用後の建築物においては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく一次エネルギー消費量の低減率を、複数の類似事例の実績を踏まえて予測する。
 なお、この場合、環境影響評価以外の温室効果ガス削減に関連する手続との整合に留意する。
- (4) 工事の完了後における関連車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量は (1) に準じる。
- (5) 複数の種類の温室効果ガスをまとめて予測する場合は、「温室効果ガスの排出量×地球温暖化係数」により二酸化炭素の量に換算して排出量を求め、排出量原単位を算出し、予測する。
- (6) 複数の種類のエネルギーを使用する場合は、事業計画の内容を踏まえ、熱量、電力、重油使用量等を適切な単位に換算して予測する。
- (7) 太陽光発電等再生可能エネルギーを利用する施設を設置する場合は、その施設の稼働による発電量等を温室効果ガスの削減量に換算することができる。

4 環境保全のための措置

対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置は、次に掲げるとおりとする。

1 工事の施行中

- (1) 建設資材による低減
 生産段階における温室効果ガス発生の低減に配慮した資材の使用
- (2) 低炭素型建設機械の使用
- (3) 低燃費型車両の活用
- (4) 工法及び工事工程の検討並びに燃料使用量の削減
- (5) その他の環境保全措置

2 工事の完了後

- (1) 建築物の熱負荷の低減
 建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮蔽等の熱負荷の低減
- (2) 設備システムの省エネルギー
 工場等における排熱利用や高効率の設備機器利用、高層建築物等における省エネルギーシステムの導入、地域冷暖房の導入等
- (3) 再生可能エネルギー等の利用

太陽光発電施設、太陽熱又は地中熱利用設備、コージェネレーションシステム、燃料電池等の導入及び焼却排熱、下水熱等の利用

(4) 資源の適正利用

再生骨材等の利用・リサイクル鋼材利用・混合セメントの利用等のエコマテリアルの利用、オゾン層保護に資する空調用冷媒及び断熱材用発泡剤の利用、建築物の長寿命化対策、雑用水の利用並びに廃棄物の発生量の削減

(5) HFC、PFC及びSF₆の排出抑制対策

他の物質への代替又は管理方法の強化等の措置

(6) 自然環境の保全

地上部又は屋上部における緑地の確保

(7) その他の環境保全措置

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令による基準等

別表 21 評価の指標の項に掲げる法令等に定める基本方針及び基準

イ 国、東京都又は区市町村が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量を削減するための環境保全のための措置及び評価の指標を勘案して、その妥当性を明らかにする。

【解説】

評価の指標及び評価方法は、次に掲げるとおりとする。

1 評価の指標

評価の指標は、国、地方公共団体等が定める法令、解説別表10温室効果ガスに係る法令等に掲げる計画等の削減目標及び推進すべき対策の内容を考慮し、設定する。

2 評価方法

(1) 対象事業の実施が著しく温室効果ガスの排出又はエネルギーの使用を生じさせる要因とならないことを基本とし、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。

(2) 温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の削減の程度は、環境保全のための措置の内容別に評価の指標に照らした上で、その妥当性について評価する。この場合、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の削減の程度を評価するだけでなく、建築物の断熱性や再生可能エネルギーの利用等、対象事業で実施するエネルギーの使用の合理化対策の内容についても評価の対象とする。

第 3 章 調査、予測及び評価の方法

第 2 節 広域複合開発計画環境影響評価における調査、予測及び評価の方法

第2節 広域複合開発計画環境影響評価における調査、予測及び評価の方法

第1 現況調査、予測及び評価の方法

広域複合開発計画環境影響評価に係る現況調査、予測及び評価は、次に掲げる方法により実施する。

1 環境影響評価の対象

第1節の環境影響評価の項目ごとに掲げる環境影響評価の対象を踏まえて、広域複合開発計画に基づき実施が予定されている複数の事業の実施により複合的かつ累積的に環境に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。

【解説】

環境影響評価の対象は、第1節第1から第17までに掲げる環境影響評価の項目ごとに定める環境影響評価の対象範囲を踏まえて、広域複合開発計画に基づき予定される複数の事業の実施による複合的かつ累積的な影響の内容及び程度である。

- 1 複合的な影響は、広域複合開発計画に基づき予定される複数の事業の実施により相乗的又は相加的な影響とする。
- 2 累積的な影響は、広域複合開発計画に基づき予定される複数の事業が段階的に建設されることにより、完了時点又は工事期間に時間的な差が発生し、影響が累積し、著しくなっていくおそれがある場合（A事業の完了後の影響及びB事業の工事の施行中による影響が累積する場合等）の影響とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

対象計画の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、次に掲げる環境影響評価の項目ごとにそれぞれ定める事項のうちから、複合的かつ累積的な影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、予測及び評価を行うものを選択し、調査する。

ア 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁及び土壌汚染

第1節の環境影響評価の項目ごとに定める調査事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

【解説】

調査事項は、対象計画の種類及び規模を勘案し、当該対象計画の対象地域及びその周辺地域の概況（別表1地域の概況の調査内容）を十分に考慮して、複合的かつ累積的な影響を適切に把握し得るよう必要なものを選択する。

調査に当たっては、ア以降に掲げる調査事項に係る環境レベル、状況、使用実態、排出実態、経年変化等必要なものの情報を把握する。

1 「ア 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁及び土壌汚染」

「第1節第1 大気汚染」、「第2 悪臭」、「第3 騒音・振動」、「第4 水質汚濁」、「第5 土壌汚染」に定める現況調査の調査事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

なお、別表2から4までに示すように、二酸化窒素等の予測・評価物質等のある大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染については、地域の特性及び広域複合開発計画の案の内容を踏まえて、地域の環境実態を把握する上で代表的な物質等を選択して、その現況を把握する。

イ 地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

調査に当たっては、現状を十分に把握するとともに、経年的な変化状況も調査する。

(ア) 地盤、地形・地質及び水循環

地盤の状況、地形・地質の特性、地下水の流動状況、河川等の流域状況、水循環の概況等

(イ) 生物・生態系

植物相・動物相の状況、現存植生の状況、緑の量の状況、地域の生態系の特性(分類、構造等)等

【解説】

1 「(ア) 地盤、地形・地質、水循環」

(1) 地盤に関しては、地盤の状況（軟弱地盤の分布等地盤的な特徴、低地・台地等の地形の特徴及び地質構造等の概況）、地下水位の状況、地盤沈下の状況等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、必要に応じて、「第1節第6 地盤」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

(2) 地形・地質に関しては、地形・地質の状況（等高線・標高、斜面、土砂の変動状況及び地表の不浸透域等の概況）、地質的な特徴（工学的性質及び地質層序等の概況）、特異な地形・地質の分布等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第7 地形・地質」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについて調査する。

(3) 水循環に関しては、降雨量、河川・海域等の位置及び形態・流域状況の概況、地下水の流動状況（流向及び流動傾向等の概況）、湧水地点の分布及び湧水量の概況、涵養域^{かんよう}の状況（地表面流出水の形態及び土地の被覆状況の概況）、水利用の状況（利水状況の概況、井戸の分布等）、排水の状況（公共下水道の整備状況等）、利水計画等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第8 水循環」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

2 「(イ) 生物・生態系」

生物・生態系に関しては、植物相の状況、現存植生の状況、動物相（哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・昆虫類）の状況、水生生物の状況（種、分布状況及び生息・生育環境の特徴）、注目される植物種又は生物種及び注目される理由、生態系の状況（分類・機能・構造、注目される群集等）、緑の量（緑被率、緑の体積及び緑や水辺の利用実態・利用の難易度等レクリエーション活動等に係る状況）等について調査する。

特に生態系に関しては、地域の生態系を代表する生物種を選定し、その生息空間等の状況についても調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第9 生物・生態系」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

ウ 日影、風環境及び電波障害

日照・日陰の概況、風環境の概況、日照・日陰に配慮すべき学校、病院等の施設の分布、土地利用の現況、高層建築物の分布状況等を調査する。

【解説】

1 「ウ 日影、風環境、電波障害」

日影、風環境及び電波障害の調査事項は、次に示すとおりである。

- (1) 日影に関しては、日照・日陰の状況（対象計画に基づき実施される事業により複合的かつ累積的な日影が生じるおそれがある地域又は地点における日影の時刻・時間数等）、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき学校、病院、住宅、福祉施設及び文化財保護法又は都区市町村により指定されている文化財等の施設の分布、土地利用の状況（業務・商業地、住宅地、農地、樹林地等の区分及び高層市街地又は中低層市街地の区分）、高層建築物の分布状況（対象地域周辺の既存建築物のうち高層ビル等広域に日影を生じている建築物又は工作物の位置、階数等）等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第10 日影」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

- (2) 風環境については、風環境の状況（上空風の風向・風速、地表付近の風の風向・風速、最大風速等、強風の発生場所等）、対象計画に基づき実施される事業により複合的かつ累積的な風環境の変化に特に配慮すべき学校、病院、住宅、福祉施設等の施設の分布、土地利用の状況（商業地、業務地、住宅地、農地、樹林地等の区分及び高層市街地又は中低層市街地区分）、高層建築物の分布状況（対象地域周辺の既存の高層建築物又は高層工作物の位置、階数等）等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第12 風環境」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

- (3) 電波障害については、テレビ電波の受信状況（視聴されているテレビ電波・受信形態、テレビ電波の強度の状況、共同アンテナ等の設置位置・共同受信範囲及び隣接県域テレビ放送の受信実態）、テレビ電波の送信状況（送信位置、高さ、送信出力等）、土地利用の状況（業務・商業地、住宅地等の区分及び高層市街地又は中低層市街地区分）等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第11 電波障害」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

エ 景観及び自然との触れ合い活動の場

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

調査に当たっては、現状を十分に把握する。

(ア) 景観

地域景観の特性、地域における景観の変化を検討する地点の分布及び景観の概況等

(イ) 自然との触れ合い活動の場

広域複合開発計画に基づき予定される事業の実施により、直接的又は間接的に影

響を受けるおそれが予想される自然との触れ合い活動の場の分布及びその利用状況の概況、自然との触れ合い活動の場までの利用経路等

【解説】

1 「ア」 景観

景観については、地域景観の特性（土地利用の状況・建築物群の状況・道路・橋りょう・緑地・河川・海域・山等主要な景観構成要素の位置・配置、これらの景観構成要素により醸し出されている地域の雰囲気の特徴等）、地域の景観の変化を検討するための検討地点（景観ポイント）の分布状況及び景観の概況（文章及び写真・図による）、対象地域周辺における自然景観地又は眺望地点の位置・分布等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第13 景観」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

2 「イ」 自然との触れ合い活動の場

自然との触れ合い活動の場に関しては、自然との触れ合い活動の場の種類・分布及び利用状況（四季、祝祭日等休日、月別・年間、最大利用時の時間帯等）の概況、自然との触れ合い活動の場までの経路（ルート図、最寄り駅の位置及び交通手段）等について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第14 自然との触れ合い活動の場」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

オ 史跡・文化財

広域複合開発計画の対象地域内における文化財保護法等による指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、東京都教育委員会で作成し、公表している江戸復原図による遺構、文化財保護法等に基づいて、現在、指定及び登録に至っていないが、指定文化財と同等程度の価値を有すると東京都又は区市町村の教育委員会が認めたものの分布状況及びその内容の概況等を調査する。

【解説】

史跡・文化財に関しては、文化財保護法により指定されている文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物等）の概要（指定区分、年代、位置、範囲、規模、内容の概要、保存状態及び東京都又は区市町村の指定区分）、周知の埋蔵文化財包蔵地（位置又は範囲、埋蔵物の概要等）、登録文化財の位置・規模・内容の概要、既に公表されている江戸復元図による武家屋敷跡・町屋等の跡の範囲・内容の概要及び指定文化財と同等の価値を持つと東京都又は区市町村の教育委員会が認めているが未指定の文化財の位置・範囲・内容の概要について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第15 史跡・文化財」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

カ 廃棄物及び温室効果ガス

環境への排出実態を把握するために、燃料等の使用に係る原単位又は排出量等の算出に使用する原単位及び排出を抑制し、又は低減するための技術を調査する。

なお、原単位の調査は、既存の資料又は同種の事業における事例の調査等によるものとする。

【解説】

廃棄物に関しては、対象計画に基づき実施が予定されている事業により環境へ排出される廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物、伐採樹木・撤去建造物、建設に伴って発生する廃棄物及び建設発生土）の発生量を算出するための原単位（事業活動の特性を的確に示すものとして、事業者自らが選択する単位量当たりの使用又は排出の量等）、発生概算量、廃棄物発生の抑制・削減又は再利用に係る対策の実態及び処理の実態について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第16 廃棄物」に定める現況調査の調査事項及び建設に伴って発生する廃棄物のうちから必要なものについても調査する。

温室効果ガスに関しては、対象計画に基づき実施が予定されている事業により環境へ排出される温室効果ガスの実態を把握するために、燃料等を使用し、又は排出される量等の算出に使用する原単位及び原単位を抑制し、又は低減するための最新の技術の概要、対策の実施状況、地域内のエネルギー消費量の概要、エネルギー資源の概要及び温室効果ガスを使用する設備機器の状況について調査する。

なお、予測及び評価に際して、「第1節第17 温室効果ガス」に定める現況調査の調査事項のうちから必要なものについても調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める調査地域及び既存の類似事例等を参考に、広域複合開発計画に基づき予定される事業の実施により、環境に複合的かつ累積的な影響を与えるおそれのある地域を設定した地域とする。

なお、生物・生態系等広域の範囲で調査を行う必要がある場合には、対象地域を含めた生態系を考慮して広域の調査地域を設定する。

【解説】

調査地域は、広域複合開発計画の案の内容を十分に勘案して、予測・評価項目別に第1節の環境影響評価の項目ごとに定める現況調査の調査地域及び既存の環境影響評価の事例等を参考にし、環境に複合的かつ累積的な影響を与えるおそれがあると予想される地域を設定する。

広域複合開発計画の内容の熟成度が低く、調査地域の設定が明確にできない場合には、対象地域及びその周辺地域を調査地域として設定することも可能とする。

また、生物・生態系等広域の範囲で予測し、及び評価することが妥当な項目に関しては、上記に示すものにかかわらず、同一の生態系を有すると考えられる地域全体を調査地域とすることも検討する。

(3) 調査方法

調査方法は、既存の資料・文献の収集・解析、同種の事業に係る類似事例による方法を基本とし、必要に応じて住民等からの情報又は専門家からの科学的知見の収集及び解析の方法による。ただし、生物・生態系など地域特性を踏まえ、広域的に現況を把握することが望ましい場合には、現地調査を実施する。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査期間

調査期間は、現況が的確に把握できる、適切かつ効果的な期間とする。

イ 調査地点

調査地点は、調査地域において地域を代表する地点及びその他の情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

ウ 調査方法

調査方法は、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める調査方法のうち、調査の目的に沿った適切な方法による。

【解説】

調査方法は、既存の利用可能な最新の資料・文献の活用及び類似事例の参照により行うことを基本とし、地域の住民又は専門的立場から調査地域内又は調査地域に隣接して、必要な情報に関する定常的な調査等が行われている場合、その情報の利用の妥当性について検討した上で、住民又は専門家等から科学的知見及びその他の情報の収集・整理又は聴取を行う。

調査地域内の情報が十分に得られない場合、特に自然環境、生物・生態系等の状況等については、現地調査を行う。

現地調査を行う場合には、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める現地調査方法を参考にして実施する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるもののうちから、必要なものを選択する。

ア 大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染の項目においては、汚染物質等の排出量又は発生量及びその削減・抑制の程度並びに複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

なお、必要に応じて第1節の環境影響評価の項目ごとに定める予測事項のうちから選択する。

イ 騒音・振動の項目においては、騒音、振動及び低周波音の発生程度並びにその削減・抑制の程度並びに複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

ウ 生物・生態系の項目においては、第1節の生物・生態系の項目に定める予測事項のうちから、予測可能な事項及び緑豊かな生態系の創造等の新たに創出される環境による改善の効果並びに複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

エ 廃棄物の項目においては、廃棄物の発生量、排出量及びその削減・抑制の程度、省資源・資源再利用(リユース・リサイクル)の程度並びに複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

なお、必要に応じて第1節の廃棄物の項目に定める予測事項のうちから、選択する。

オ 温室効果ガスの項目においては、電気・燃料等のエネルギー消費量、使用量等の標準的な原単位を用いた削減又は抑制の程度、環境への負荷物質の排出実態、有害化学物質等の代替品への転換の程度及び複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

なお、必要に応じて第1節の温室効果ガスの項目に定める予測事項のうちから、選

択する。

カ その他の環境影響評価の項目については、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める予測事項のうち予測可能な事項及び複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の程度とする。

【解説】

予測事項は、アからカまでに示すものを基本とするが、対象計画の内容の具体性の程度に応じて、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める予測事項のうちから複合的かつ累積的な影響の予測が可能な範囲で予測事項を選択し予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、広域複合開発計画に基づき実施が予定される全ての事業の工事の完了時及び当該工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点とする。

なお、当該広域複合開発計画に係る個々の事業に関する工事において、著しい環境の変化が生じるおそれがあると予想される場合などには、工事の施行中における適切かつ効果的な時期についても、必要に応じて予測の対象時点として選定する。

【解説】

予測の対象時点は、次に示す考え方で設定する。

- 1 複合的な影響に係る予測時点は、対象計画に基づき実施される全ての事業の工事の完了時及び供用後で事業活動が通常の状態に達した時点とする。また、対象地域周辺の地域特性又は環境特性から、工事の施行中における環境影響評価が必要な場合には、当該工事期間の適切な時点を設定する。
- 2 累積的な影響に係る予測時点は、対象計画に基づき実施が予定されている複数の事業が、段階的に建設されるような場合において、各事業の工事の完了時（工事の完了した事業のほか、他の事業の工事の施行中）をそれぞれ予測時点とする。この場合全ての事業が完了した時点は、複合的な影響となる。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測方法

予測は、複数の広域複合開発計画の案を相互に比較し、又は広域複合開発計画の案が単一の場合であっても、可能な限り客観的な評価ができるように、定量的な予測を行う。ただし、計画の熟度が低いなどの理由から定量的な予測が困難な場合には、定性的な予測を行う。

【解説】

予測は、計画に基づき実施される事業による複合的かつ累積的な影響の程度について、定量的に行う。対象計画の内容の熟成度が低い場合又は対象計画の内容に不確定な部分がある場合には、予測条件を想定し、定量的に予測すること。なお、複合的かつ累積的な影響について定量的に予測することが困難な場合には定性的に予測する。

ア 予測の手順

- (ア) 広域複合開発計画に基づく個々の事業ごとに、環境に及ぼす影響について予測する。
- (イ) (ア)により予測した結果を踏まえて、広域複合開発計画に係る複合的かつ累積的な影響を予測する。

【解説】

予測の手順は、次のように実施する。

- 1 まず、広域複合開発計画に基づき実施が予定されている事業ごとに、個別計画環境影響評価と同様に予測する。
- 2 1で予測した結果から、広域複合開発計画に基づき実施が予定されている全ての事業の実施により相乗的又は相加的に影響を及ぼすおそれのある複合的かつ累積的な影響を予測する。

イ 予測の方法

予測の方法は、次に掲げる方法のうちから、適切なものを選択し、又は組み合わせで行う。

- (ア) 類似事例の参照
- (イ) 理論式、実験式又は経験的回帰式を用いる方法
- (ウ) 現況図及び計画図書等を重ね合わせる方法
- (エ) 排出負荷量又は使用・排出原単位の算出による方法
- (オ) 第1節の環境影響評価の項目ごとに定める予測方法
- (カ) その他客観的で適切な方法

【解説】

予測の方法は、対象計画に基づく複数の事業の実施による複合的かつ累積的な影響を予測する上で、(ア) から(カ) までに示す方法から適切なものを選択又は組み合わせる。

予測に当たっては、複数の広域複合開発計画の案の相互比較が可能な範囲で、予測の方法を簡略化又は類型化して行うこと若しくは計画の熟成度を勘案して定性的に予測することも可能とする。

なお、第1節の環境影響評価の項目に定める予測の方法のうち、複合的かつ累積的な影響の予測が可能な方法がある場合には、その方法を利用することも可能とする。

4 環境保全のための措置

- (1) 対象計画に基づき予定される複数の事業の実施に伴う複合的かつ累積的な影響の回避若しくは低減又は代償を図るために必要な環境保全のための措置について、全ての事業の完了時及び当該工事の完了後にわたり検討を行う。
- (2) 予測の条件とした環境保全のための措置は、必要に応じて工事の施行中についても検討する。

【解説】

環境保全のための措置に関しては、「第2章第1 6 現況調査、予測及び評価の実施」ウの解説を参照すること。

5 評価

評価は、予測・評価項目別を実施し、この結果を踏まえ、複数の対象計画の案を相互に比較検討することにより、広域複合開発計画の案の環境面からみた特性について、評価する。

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価方法

広域複合開発計画の案ごとの予測・評価項目別の評価及び総合評価は、第1節に掲げる個別計画環境影響評価に係る評価方法の例により行う。ただし、評価の指標の設定に当たっては、(3)に示す方法により行い、この評価の指標に照らして、評価する。

【解説】

評価は、予測・評価項目別を実施する。この結果を踏まえて複数の対象計画の案を相互比較して、各案の環境面から見た特性を明らかにする。

評価に当たっては、「第2章第2 6(2)」及び「第3章第1節(4)」の解説を参照して行う。

(3) 評価の指標の設定

評価の指標は、広域複合開発計画の案を相互に比較ができるよう、定量的な指標を設定するものとする。計画の熟度が低い等の理由から定量的な指標を設定することが困難な場合には、定性的な指標を採用するものとする。

評価の指標は、次に掲げるものから、環境配慮目標を踏まえて、適切なものを設定する。

- ア 環境基準、各種法令等に定める排出規制に係る基準等
- イ 第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標
- ウ 広域複合開発計画の案の比較評価が可能な指標
- エ その他客観的で適切な指標

【解説】

評価の指標は、1から4までに掲げるものとする。

- 1 環境基準、各種法令等に定める排出規制に係る基準等は、第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標のうち、法令等による基準に記載しているものとする。
- 2 第1節の環境影響評価の項目ごとに定める評価の指標は、法令等による基準以外の評価の指標のうち、複合的かつ累積的な影響の評価に適していると判断する指標とする。
- 3 広域複合開発計画の案の比較評価が可能な指標は、複数の案を比較評価するに際し、合理的又は科学的な根拠を有する基準等とする。なお、採用に当たっては、その妥当性について明らかにする。
- 4 その他客観的で適切な指標は、東京都又は区市町村が公表している、東京都環境基本計画、基本構想、整備計画の方針・計画内容等の計画、指標又は目標、各種学会等が発表し一般に利用されている基準等とする。

また、良好な環境の創出に係る評価は、次に示す観点から行う。

- (1) 循環型社会づくりの視点に立った環境負荷の低減の程度について、エネルギー使用量等の

標準的な原単位からの削減の程度、廃棄物等の3R（発生抑制、再利用、再生利用）の程度、有害化学物質等の代替品への転換の程度等について行う。

- (2) 新たな環境資源の創出に関しては、新たに創出される資源による環境改善の効果を踏まえて実施する。

- (4) 評価に際しては、必要に応じて社会的な要素及び経済的な要素を考慮して、幅広い視点から、比較検討を行う。

比較検討を行った場合には、その内容を環境配慮書に記載するとともに、環境配慮方針の設定の際の参考とする。

- (5) 評価の結果を踏まえて環境配慮方針を設定する。

この環境配慮方針の検討結果については、環境配慮書において、具体的に明らかにする。

- (6) 単一の広域複合開発計画の案である場合には、事業段階環境影響評価において記載する内容に相当する程度に具体的な環境保全のための措置を前提として、評価する。

第2 広域複合開発計画環境影響評価を実施した場合の事業段階環境影響評価の取扱い

広域複合開発計画に含まれる個別事業に係る事業段階環境影響評価においては、広域複合開発計画環境影響評価で実施した調査等の結果及びデータを活用するとともに、新たに確定した事業計画の具体的内容に基づき、調査等を行う。

別表・別図・別記様式

別表 1 地域の概況の調査内容

区分	調査項目	収集・解析する情報内容（例）
一般項目	人口	人口の動態、人口密度、人口分布等
	産業	工場、事業場の状況等
	交通	道路交通状況(道路網、交通量等)、鉄道等の状況(鉄道路線、駅の位置、利用状況等)その他必要な交通状況
	土地利用	土地利用の状況
	水域利用	河川等の分布及び流域の概況、水路等の状況、水域の利用状況、公共下水道の普及状況(合流式・分流式の区分を含む。)等
	気象 関係法令の指定・規制等	気温、風向、風速、降雨量等 関係法令による指定地域、地区、規制の内容等
	環境保全に関する計画等 その他	環境保全に関する各種計画、方針等の概要 その他地域の状況の特徴付ける事項
環境項目	大気汚染	大気汚染の状況
	悪臭	悪臭の状況
	騒音・振動	騒音の状況、振動の状況及び低周波音の状況
	水質汚濁	水質汚濁の状況
	土壌汚染	土壌汚染の状況
	地盤	地盤の概況、地下水位の概況、地盤沈下の状況等
	地形・地質	地形・地質の概況、斜面等の安定性の概況、特異な地形・地質の分布等
	水循環	河川等の形態・水量等の概況、湧水及び地下水の流動状況の概況
	生物・生態系	植物相、動物相、水生生物相、注目種、植生、生態系、緑の量等の概況
	日照	日照・日陰状況の概況、超高層建築物の状況等
	電波障害	放送波の概況、電波障害対策地域の分布、超高層建築物の状況等
	風環境	風環境の状況、超高層建築物の状況等
	景観	地域景観の特性の概況及び高層建物・景観ポイント等の分布状況の概況
目	史跡・文化財	指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況、江戸期遺構の分布状況等
	自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の分布、機能、利用状況等の概況、自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況等
	廃棄物 温室効果ガス	廃棄物の処理状況等の概況 エネルギー使用状況の概況、各種目標値等

別表2 大気汚染に係る予測・評価物質

区	分	物 質
環境基準等が設定されている物質	常時監視が実施されている大気汚染物質	① 二酸化硫黄 ② 一酸化炭素 ③ 浮遊粒子状物質 ④ 二酸化窒素 ⑤ 光化学オキシダント ⑥ 微小粒子状物質
	定期的な監視が実施されている有害大気汚染物質	① ベンゼン ② トリクロロエチレン ③ テトラクロロエチレン ④ ジクロロメタン ⑤ ダイオキシン類
環境基準等が設定されていない物質	大気汚染防止法施行令（昭和43年法律第329号）に規定する有害物質のうち右に掲げる物質	① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物
	その他の物質	① ばいじん ② 一般粉じん ③ 特定粉じん ④ 揮発性有機化合物 ⑤ その他必要な物質

別表 3 水質汚濁に係る予測・評価物質等

物 質 等	区 分			
	公共用水域 の水質	公共用水域 の底質	地下水の 水質	汚濁負荷量
① 水素イオン濃度 (pH)	○			
② 生物化学的酸素要求量 (BOD)	○			○
③ 化学的酸素要求量 (COD)	○			○
④ 浮遊物質 (SS)	○			
⑤ 溶存酸素量 (DO)	○			
⑥ 大腸菌数	○			
⑦ n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	○			
⑧ 全窒素	○			○
⑨ 全リン	○			○
⑩ カドミウム	○	○	○	
⑪ 全シアン	○	○	○	
⑫ 鉛	○	○	○	
⑬ 六価クロム	○	○	○	
⑭ 砒素	○	○	○	
⑮ 総水銀	○	○	○	
⑯ アルキル水銀	○	○	○	
⑰ ポリ塩化ビフェニル (PCB)	○	○	○	
⑱ ジクロロメタン	○	○	○	
⑲ 四塩化炭素	○	○	○	
⑳ 塩化ビニルモノマー	○	○	○	
㉑ 1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	
㉒ 1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	
㉓ シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	
㉔ 1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	
㉕ 1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	
㉖ トリクロロエチレン	○	○	○	
㉗ テトラクロロエチレン	○	○	○	
㉘ 1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	
㉙ チウラム	○	○	○	
㉚ シマジン	○	○	○	
㉛ チオベンカルブ	○	○	○	
㉜ ベンゼン	○	○	○	
㉝ セレン	○	○	○	
㉞ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○		○	
㉟ ふっ素	○		○	
㊱ ほう素	○		○	
㊲ 1, 4-ジオキサン	○	○	○	
㊳ ダイオキシン類	○	○	○	
㊴ その他必要な物質	○	○	○	
㊵ 温度、外観等の水質等の状態	○	○	○	

別表 4 土壤汚染に係る予測・評価物質

- | | |
|---|---------------------|
| ① | カドミウム及びその化合物 |
| ② | シアン化合物 |
| ③ | 有機りん化合物 |
| ④ | 鉛及びその化合物 |
| ⑤ | 六価クロム化合物 |
| ⑥ | 砒素及びその化合物 |
| ⑦ | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |
| ⑧ | アルキル水銀化合物 |
| ⑨ | ポリ塩化ビフェニル(P C B) |
| ⑩ | トリクロロエチレン |
| ⑪ | テトラクロロエチレン |
| ⑫ | ジクロロメタン |
| ⑬ | 四塩化炭素 |
| ⑭ | 1, 2—ジクロロエタン |
| ⑮ | 1, 1—ジクロロエチレン |
| ⑯ | シス—1, 2—ジクロロエチレン |
| ⑰ | 1, 1, 1—トリクロロエタン |
| ⑱ | 1, 1, 2—トリクロロエタン |
| ⑲ | 1, 3—ジクロロプロペン |
| ⑳ | チウラム |
| ㉑ | シマジン |
| ㉒ | チオベンカルブ |
| ㉓ | ベンゼン |
| ㉔ | セレン及びその化合物 |
| ㉕ | ふっ素及びその化合物 |
| ㉖ | ほう素及びその化合物 |
| ㉗ | ダイオキシン類 |
| ㉘ | 油分その他必要な化合物 |

別表5 大気汚染に係る法令等

区分	項目		法令等
1 調査事項	—	—	(1) 環境基本法（平成5年法律第91号） (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） (3) ダイオキシシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号） (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号） (6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号） (7) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号） (8) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）
2 調査方法	(1) 大気質の状況	ア 環境基準又は大気環境指針(以下この表において「環境基準等」という。)が設定されている物質	(ア) 大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号) (イ) 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号) (ウ) ダイオキシシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号) (エ) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号) (オ) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号) (カ) 有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成23年環境省)
		イ 環境基準等が設定されていない物質	(ア) JIS—Z8814 (イ) 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法(平成元年環境庁告示第93号) (ウ) 建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル(平成21年東京都環境局) (エ) 環境大気中の揮発性有機化合物(VOC)濃度モニタリングに係る測定方法マニュアル(平成20年環境省)
	(2) 気象の状況	—	地上気象観測指針(平成14年気象庁気整第108号)

3 評価の 指標	—	—	(1) 大気の汚染に係る環境基準について (2) 二酸化窒素に係る環境基準について (3) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について (4) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について (5) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について
-------------	---	---	---

別表6 悪臭に係る法令等

区分	項目	法令等
1 調査事項	—	(1) 環境基本法 (2) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号) (3) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (4) 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱(昭和61年6月25日付東京都61清環産第77号) (5) ビルピット臭気対策マニュアル(平成21年東京都環境局)
2 調査方法	(1) 臭気の状態	ア 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号) イ 嗅覚測定法マニュアル(平成24年 公益社団法人におい・かおり環境協会)
	(2) 気象の状態	地上気象観測指針
3 評価の指標	—	(1) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準(昭和48年東京都告示第641号) (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

別表 7 騒音・振動に係る法令等

区分	項目		法令等	予測・評価事項
1 調査事項	—	—	(1) 環境基本法 (2) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号) (3) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号) (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	—
2 調査方法	(1) 環境騒音	—	騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号。以下「騒音に係る環境基準」という。)	—
	(2) 特定騒音	ア 道路交通	騒音に係る環境基準	
		イ 新幹線鉄道	新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号。以下「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」という。)	
		ウ 在来鉄道、軌道又はモレール	在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成 7 年 12 月 20 日付環大一 174 号。以下「在来鉄道の騒音対策指針」という。)	
		エ 航空機	航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号。以下「航空機騒音に係る環境基準」という。)	
		オ 工場・事業場	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号。以下「特定工場等に係る騒音の規制基準」という。)	
		カ 建設作業	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号。以下「特定建設作業に係る騒音の規制基準」という。)	
		キ その他	JIS—Z8731	
	(3) 環境振動	—	JIS—Z8735	
	(4) 特定振動	ア 道路交通	振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく道路交通振動の限度(以下「道路交通振動の限度」という。)	
		イ 鉄道、軌道又はモノ	環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和 51 年 3 月	

		レール	12 日付環境庁環大特 32 号。以下「緊急を要する新幹線鉄道振動対策」という。)	
		ウ 工場・事業場	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和 51 年環境庁告示第 90 号。以下「特定工場等に係る振動の規制基準」という。)	
		エ 建設作業	振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準(以下「特定建設作業に係る振動の規制基準」という。)	
		オ その他	JIS—Z8735	
	(5) 低周波音	—	低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成 12 年環境庁)	
3 予測事項	(1) 騒音	ア 道路交通	騒音に係る環境基準	等価騒音レベル
		イ 新幹線鉄道	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	騒音ピークレベル
		ウ 在来鉄道、軌道又はモノレール	在来鉄道の騒音対策指針	等価騒音レベル
		エ 航空機	航空機騒音に係る環境基準	時間帯補正等価騒音レベル
		オ 工場・事業場	特定工場等に係る騒音の規制基準	騒音レベル
		カ 建設作業	特定建設作業に係る騒音の規制基準	騒音レベル
	(2) 振動	ア 道路交通	道路交通振動の限度	振動レベル
		イ 鉄道、軌道又はモノレール	緊急を要する新幹線鉄道振動対策	
		ウ 工場・事業場	特定工場等に係る振動の規制基準	
		エ 建設作業	特定建設作業に係る振動の規制基準	
4 評価の指標	(1) 騒音	ア 道路交通	(ア) 騒音に係る環境基準 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	—
		イ 新幹線鉄道	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	

		ウ 在来鉄道、軌道又はモノレール	在来鉄道の騒音対策指針	
		エ 航空機	航空機騒音に係る環境基準	
		オ 工場・事業場	(ア) 特定工場等に係る騒音の規制基準 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
		カ 建設作業	(ア) 特定建設作業に係る騒音の規制基準 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 34 号)	
(2) 振動		ア 道路交通	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	—
		イ 鉄道、軌道又はモノレール	(ア) 緊急を要する新幹線鉄道振動対策に定める指針 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
		ウ 工場・事業場	(ア) 特定工場等に係る振動の規制基準 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
		エ 建設作業	(ア) 特定建設作業に係る振動の規制基準 (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	

別表 8 水質汚濁に係る法令等

区分	項目		法令等
1 調査事項	—	—	(1) 環境基本法 (2) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) (3) ダイオキシシン類対策特別措置法 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号) (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
2 調査方法	(1) 水質等の状況	ア 公共用水域の水質	(ア) 調査地点及び採水方法 a 水質調査方法(昭和 46 年 9 月 30 日付環水管 30 号) b 海洋観測指針(平成 21 年気象庁) c 第 3 版水質調査法(平成 7 年 半谷高久・小倉紀夫) (イ) 分析方法 a 水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) b ダイオキシシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について c 海洋観測指針
		イ 公共用水域の底質	(ア) 調査地点 「底質調査方法について」(平成 24 年 8 月 8 日付環水大水発第 120725002 号) (イ) 採泥方法 a 底質調査方法について(昭和 50 年 10 月 23 日付環水管第 120 号) b ダイオキシシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成 21 年環境省) c 海洋観測指針 d 第 3 版水質調査法 (ウ) 分析方法 a 底質調査方法について b 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示第 14 号) c ダイオキシシン類による大気汚染、水質汚

			濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について
		ウ 地下水の水質	(ア) 調査地点及び採水方法 地下水質調査方法(平成元年9月14日付環水管第189号「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」別紙) (イ) 分析方法 a 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号) b ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について
	(2) 水域の状況	—	ア 水質調査方法 イ 海洋観測指針 ウ 第3版水質調査法
	(3) 気象の状況	—	ア 地上気象観測指針 イ 船舶気象観測指針改訂第6版(平成16年気象庁)
3 評価の指標	—	—	(1) 水質汚濁に係る環境基準について (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (3) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第6号) (6) 底質の暫定除去基準について(昭和50年10月28日付環水管第119号)

別表 9 土壌汚染に係る法令等

区分	項目		法令等
1 調査事項	—	—	(1) 環境基本法 (2) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) (3) ダイオキシン類対策特別措置法 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
2 調査方法	(1) 土地利用の履歴等の状況	—	東京都土壌汚染対策指針(平成 22 年東京都告示第 407 号)
	(2) 土壌汚染の状況	ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 34 号)別表第 12 に掲げる物質	(ア) 東京都土壌汚染対策指針 (イ) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)(平成 24 年環境省)
		イ ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成 21 年環境省)
		ウ 油分その他必要な化合物	油汚染対策ガイドライン(平成 18 年環境省)
	(3) 気象の状況	—	地上気象観測指針
3 評価の指標	—	—	(1) 土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号) (2) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について (3) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成 11 年 1 月 29 日付環水企第 29 号・環水土第 11 号) (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

別表 10 地盤に係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 環境基本法 (2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号) (3) 工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号) (4) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号) (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
2 調査方法	(1) 地盤材料試験の方法と解説(平成 21 年 公益社団法人地盤工学会) (2) 〔改訂版〕地盤調査の方法と解説(平成 25 年 公益社団法人地盤工学会)

別表 11 地形・地質に係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号) (2) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号) (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (4) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号) (5) 文化財保護法 (6) 東京における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年東京都条例第 216 号)
2 調査方法	(1) 地盤材料試験の方法と解説 (2) 〔改訂版〕地盤調査の方法と解説

別表 12 水循環に係る法令等

区分	項目	法令等
1 調査事項	—	(1) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) (2) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号) (3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号) (4) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
2 調査方法	(1) 水域の状況	ア 水質調査方法 イ 海洋観測指針 ウ 改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説(平成 9 年公益社団法人日本河川協会) エ 第 3 版水質調査法
	(2) 気象の状況	地上気象観測指針
	(3) 地形・地質、土質等の状況	ア 地盤材料試験の方法と解説 イ 地盤調査の方法と解説

別表 13 生物・生態系に係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号) (2) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) (3) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号) (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) (5) 東京における自然の保護と回復に関する条例 (6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
2 調査方法	海洋観測指針
3 評価の指標	(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (2) 文化財保護法 (3) 東京における自然の保護と回復に関する条例

別表 14 日影に係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 都市計画法 (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) (3) 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和 53 年東京都条例第 63 号)
2 評価の指標	(1) 建築基準法 (2) 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例 (3) 公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について(昭和 51 年 2 月 23 日付建設事務次官通知)

別表 15 電波障害に係る法令等

区分	法令等
調査方法	建造物による受信障害調査要領(地上デジタル放送)改訂版(平成 22 年 一般社団法人 日本CATV技術協会)

別表 16 風環境に係る法令等

区分	法令等
1 調査方法	地上気象観測指針
2 評価の指標	(1) 村上周三氏らの提案による風環境評価基準(居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究(昭和 58 年日本建築学会論文報告集第 325 号)) (2) 風工学研究所の提案による風環境評価基準(市街地の風の性状(昭和 61 年第 9 回風工学シンポジウム論文))

別表 17 景観に係る法令等

区分	項目	法令等
調査事項	(1) 都市の景観の保全に関する方針等	ア 東京都景観計画(2011年4月改定版)(平成23年東京都都市整備局) イ 東京都環境基本計画
	(2) 法令による基準等	ア 都市計画法 イ 景観法(平成16年法律第110号) ウ 文化財保護法 エ 自然公園法 コ 都市緑地法(昭和48年法律第72号) カ 東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号) キ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年東京都条例第30号) ク 東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号)

別表 18 史跡・文化財に係る法令等

区分	法令等	
1 調査事項	—	(1) 文化財保護法 (2) 東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号) (3) 国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) (4) 重要有形民俗文化財指定基準(昭和 29 年文化財保護委員会告示第 58 号) (5) 登録有形文化財登録基準(平成 17 年文部科学省告示第 44 号) (6) 重要文化的景観選定基準(平成 17 年文部科学省告示第 47 号) (7) 東京都文化財指定基準(昭和 52 年東京都教育委員会告示第 2 号)
2 調査方法	(1) 文化財の状況	ア 東京都文化財総合目録(平成 21 年東京都教育委員会) イ 江戸復原図(平成元年東京都教育委員会)
	(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況	東京都遺跡地図(東京都教育委員会)
3 評価の指標	—	(1) 文化財保護法 (2) 東京都文化財保護条例

別表 19 自然との触れ合い活動の場に係る法令等

区分	法令等
調査事項	(1) 自然公園法 (2) 自然環境保全法 (3) 森林法 (4) 都市緑地保全法 (5) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号) (6) 東京における自然の保護と回復に関する条例

別表 20 廃棄物に係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (3) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) (4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 112 号) (5) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号) (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) (7) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号) (8) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号) (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号) (10) 東京都廃棄物条例(平成 4 年東京都条例第 140 号) (11) 区市町村の廃棄物・リサイクルに関する条例 (12) 区市町村等で定める廃棄物及び建設発生土等の処理及びリサイクルに関する方針等
2 評価の指標	(1) 循環型社会形成推進基本法等 (2) 資源の有効な利用の促進に関する基本方針(平成 18 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号) (3) 東京都廃棄物条例 (4) 区市町村の廃棄物・リサイクルに関する条例

別表 21 温室効果ガスに係る法令等

区分	法令等
1 調査事項	(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) (3) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号) (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
2 評価の指標	(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

解説別表 1 大気汚染に係る法令等

区分	項目	法令等
1 調査方法	(1) 大気質の状況	ア 大気汚染常時測定局測定結果報告(東京都環境局) イ 大気汚染状況報告書(環境省) ウ 各区市町村の測定結果
	(2) 気象の状況	ア 気象観測月報(一般財団法人 気象業務支援センター) イ 大気汚染常時測定局測定結果報告 ウ 各区市町村の測定結果
	(3) 自動車交通量等の状況	ア 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)(国土交通省) イ 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 交通量調査報告書(東京都建設局) ウ 首都高速道路交通起終点調査報告書(首都高速道路株式会社) エ 警視庁交通年鑑(警視庁交通部) オ 交通量統計表(警視庁交通部) カ 各区市町村の測定結果
2 予測方法	—	都内自動車排出ガス量等算出調査報告書(東京都環境局)

解説別表 2 水質汚濁に係る法令等

区分	項目	法令等
調査方法	(1) 水質等の状況	(ア) 公共用水域及び地下水の水質測定結果(東京都環境局) (イ) 公共用水域水質測定結果(環境省)
	(2) 水域の状況	(ア) 流量年表(国土交通省河川局編 公益社団法人 日本河川協会) (イ) 公共用水域及び地下水の水質測定結果
	(3) 公共用水域の利用の状況	(ア) 東京都の水道(東京都福祉保健局) (イ) 都内の地下水揚水の実態(東京都環境局) (ウ) 東京都の水産(東京都産業労働局)

解説別表 3 地盤に係る法令等

区分	項目		法令等
調査方法	(1) 地盤の状況	ア 地形の状況	(ア) 地形図(国土交通省国土地理院) (イ) 土地分類図(東京都)(昭和 51 年国土庁) (ウ) 土地利用図(国土交通省国土地理院) (エ) 区市町村の発行する土地利用現況図 (オ) 地質図 (カ) 航空写真
		イ 地質及び地質構造等の状況	(ア) 地盤地質柱状図集(区部)(平成 12 年東京都土木技術研究所) (イ) 地盤地質柱状図集(多摩)(平成 13 年東京都土木技術研究所) (ウ) 総合地盤図(平成 2 年東京都土木技術研究所) (エ) 新版東京港地盤図(平成 13 年東京都港湾局) (オ) 都市地盤調査報告書 第 17 巻 東京湾周辺地域の地盤(昭和 47 年建設省)
		ウ 軟弱地盤地帯の分布等の状況	(ア) 土地分類図(東京都) (イ) 土地条件調査報告書(東京周辺地域)(昭和 47 年建設省国土地理院)
		エ 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況	(ア) 土地利用図 (イ) 区市町村の発行する雨水浸透能に関する調査報告書
		オ 地盤の工学的特性	地盤工学ハンドブック(平成 11 年 公益社団法人地盤工学会)
	(2) 地下水の状況	—	ア 都内の地下水揚水の実態 イ 地盤沈下調査報告書(東京都土木技術支援・人材育成センター) ウ 総合地盤図 エ 東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果(東京都港湾局)
	(3) 地盤沈下又は地盤の変形の状況	—	ア 地盤沈下調査報告書 イ 水準基標測量成果表(東京都土木技術支援・人材育成センター) ウ 水準基標測量成果表(港湾地区)(東京都港湾局) エ 東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果

解説別表 4 地形・地質に係る法令等

区分	項目	法令等
調査方法	(1) 地形・地質の状況	ア 地形の状況 (ア) 地形図 (イ) 土地分類図(東京都) (ウ) 土地利用図 (エ) 区市町村の発行する土地利用現況図等 (オ) 地質図 (カ) 航空写真
		イ 地質及び地質構造等の状況 (ア) 地盤地質柱状図集(区部) (イ) 地盤地質柱状図集(多摩) (ウ) 総合地盤図 (エ) 新版東京港地盤図 (オ) 都市地盤調査報告書 第 17 巻 東京湾周辺地域の地盤
		ウ 軟弱地盤地帯の分布等の状況 (ア) 土地分類図(東京都) (イ) 土地条件調査報告書(東京周辺地域)
		エ 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況 (ア) 土地利用図 (イ) 区市町村の発行する雨水浸透能に関する調査報告書
		オ 土層の工学的特性 地盤工学ハンドブック
	(2) 地盤等の状況	ア 斜面の状況 (ア) 地形図 (イ) 土地分類図(東京都)
		イ 斜面の安定性 (ウ) 地質図 (エ) 地盤図 (オ) 植生図 (カ) 航空写真 (キ) 地下水に関する資料 (ク) 斜面崩壊等に関する資料 (ケ) 風水害に関する記録 (コ) 気象観測資料
		ウ 軟弱層・腐植土の分布 (ア) 土地分類図(東京都) (イ) 土地条件調査報告書(東京周辺地域)
		エ 圧密沈下等の状況 区市町村の発行する圧密沈下等の進行状況に関する報告書

	(3) 地下水の 状況	—	ア 都内の地下水揚水の実態 イ 地盤沈下調査報告書 ウ 総合地盤図 エ 東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果報告書 オ 地形分類図 カ 表層地質図 キ 地盤図 ク 水文地質図 ケ 地下水面図 コ さく井資料 サ 井戸台帳
--	----------------	---	---

解説別表 5 水循環に係る法令等

区分	項目		法令等
1 調査事項	(1) 水域の状況	ア 地表面流出水	(ア) 東京都雨水浸透指針(平成 13 年東京都告示第 981 号) (イ) 区市町村の方針等
2 調査方法	(1) 水域の状況	—	ア 河川便覧 2006(平成 18 年国土開発調査会刊) イ 公共用水域及び地下水の水質測定結果 ウ 都内の地下水揚水の実態 エ 潮位表(気象庁) オ 東京港 24 時間潮位表(東京都港湾局) カ 区市町村の発行する調査報告書等
	(2) 水利用の状況	—	ア 東京都の水道 イ 都内の地下水揚水の実態
3 評価の指標	—	—	(1) 東京都水循環マスタープラン(平成 11 年東京都都市計画局) (2) 東京都湧水等の保護と回復に関する指針(平成 14 年東京都環境局公告) (3) 東京都雨水浸透指針

解説別表 6 生物・生態系に係る法令等

区分	項目		法令等
1 調査事項	生物	(1) 陸上植物の状況	ア レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)(環境省) イ 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物(以下「レッドデータブック」という。)[植物Ⅰ(維管束植物)](環境庁) ウ レッドデータブック[植物Ⅱ(維管束植物以外)] エ 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版(平成22年東京都環境局) オ 東京都の保護上重要な野生生物種(島しょ部)～東京都レッドリスト～2011年版(平成23年東京都環境局)
		(2) 陸上動物の状況	ア レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト) イ レッドデータブック[哺乳類] ウ レッドデータブック[鳥類] エ レッドデータブック[爬虫類・両生類] オ レッドデータブック[昆虫類] カ レッドデータブック[陸・淡水産貝類] キ レッドデータブック[クモ形類・甲殻类等] ク 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版 ケ 東京都の保護上重要な野生生物種(島しょ部)～東京都レッドリスト～2011年版
		(3) 水生生物の状況	ア レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト) イ レッドデータブック[爬虫類・両生類] ウ レッドデータブック[汽水・淡水魚類] エ レッドデータブック[昆虫類] オ レッドデータブック[陸・淡水産貝類] カ レッドデータブック[クモ形類・甲殻类等] キ 日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(平成10年水産庁) ク 東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版 ケ 東京都の保護上重要な野生生物種(島しょ部)

			～東京都レッドリスト～2011 年
2 調査方法	生物	陸上植物の状況	(1) 地上調査に基づく樹木活力指標(昭和 47 年科学技術庁資源調査会) (2) 森林土壌の調べ方とその性質(平成 5 年森林土壌研究会編)
3 評価の指標	—	—	(1) 緑の東京計画(平成 12 年東京都環境局) (2) 希少野生動植物種保存基本方針(平成 4 年総理府告示第 24 号) (3) 自然環境保全基本方針(昭和 48 年総理府告示第 30 号)

解説別表 7 電波障害に係る法令等

区分	法令等
予測方法	(1) 建造物障害予測技術(地上デジタル放送)(平成15年NHK受信技術センター編) (2) 建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)(平成17年 一般社団法人 日本CATV技術協会)

解説別表 8 景観に係る法令等

区分	法令等
評価の指標	(1) 圧迫感の計測に関する研究 1～4(昭和 52 年、昭和 53 年、昭和 56 年日本建築学会論文報告集第 261 号～第 263 号、第 310 号) (2) 周辺建築物の影響を考慮した大規模建築物から受ける圧迫感と許容限度値に関する研究(平成 2 年日本建築学会学術講演梗概集) (3) 圧迫感を緩和する植樹の効果に関する研究(昭和 58 年日本建築学会論文報告集第 332 号)

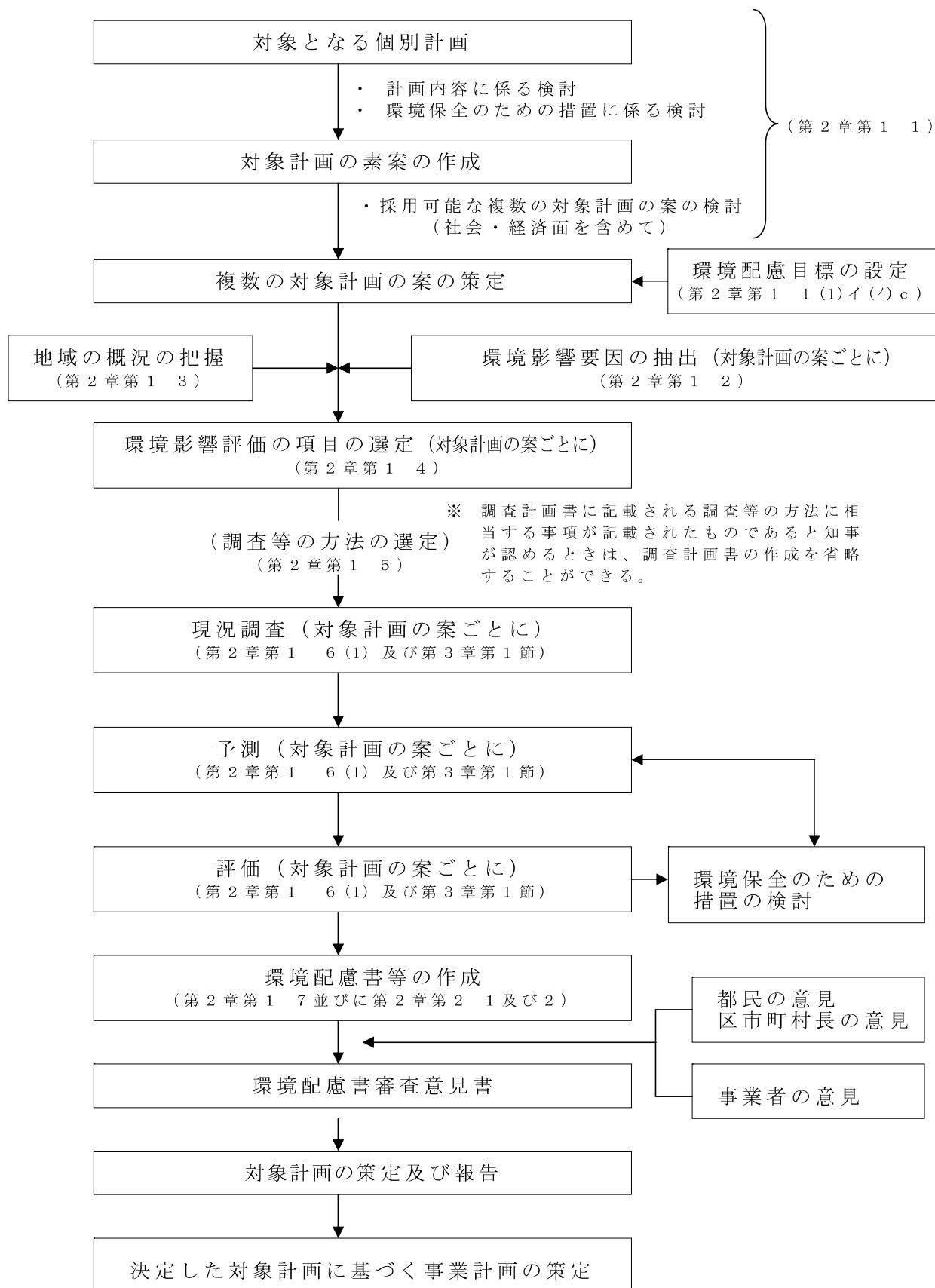
解説別表 9 廃棄物に係る法令等

区分	法令等
1 環境影響評価の対象	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2) 建設副産物適正処理推進要綱(平成 14 年国土交通省)
2 調査方法	(1) 発生土利用基準について(平成 18 年国土交通省) (2) 建設発生土受入要領(東京都港湾局、東京港埠頭株式会社)
3 予測方法	(1) 建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(平成 24 年 一般社団法人 日本建設業連合会) (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル(平成 23 年 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター編)
4 評価の指標	(1) 建設リサイクル推進計画 2008(平成 20 年国土交通省) (2) 建設副産物適正処理推進要綱 (3) 東京都廃棄物処理計画<平成 23 年度－平成 27 年度>(平成 23 年東京都環境局) (4) 東京都建設リサイクル推進計画(平成 20 年東京都都市整備局) (5) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号) (6) 東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成 14 年東京都公告)

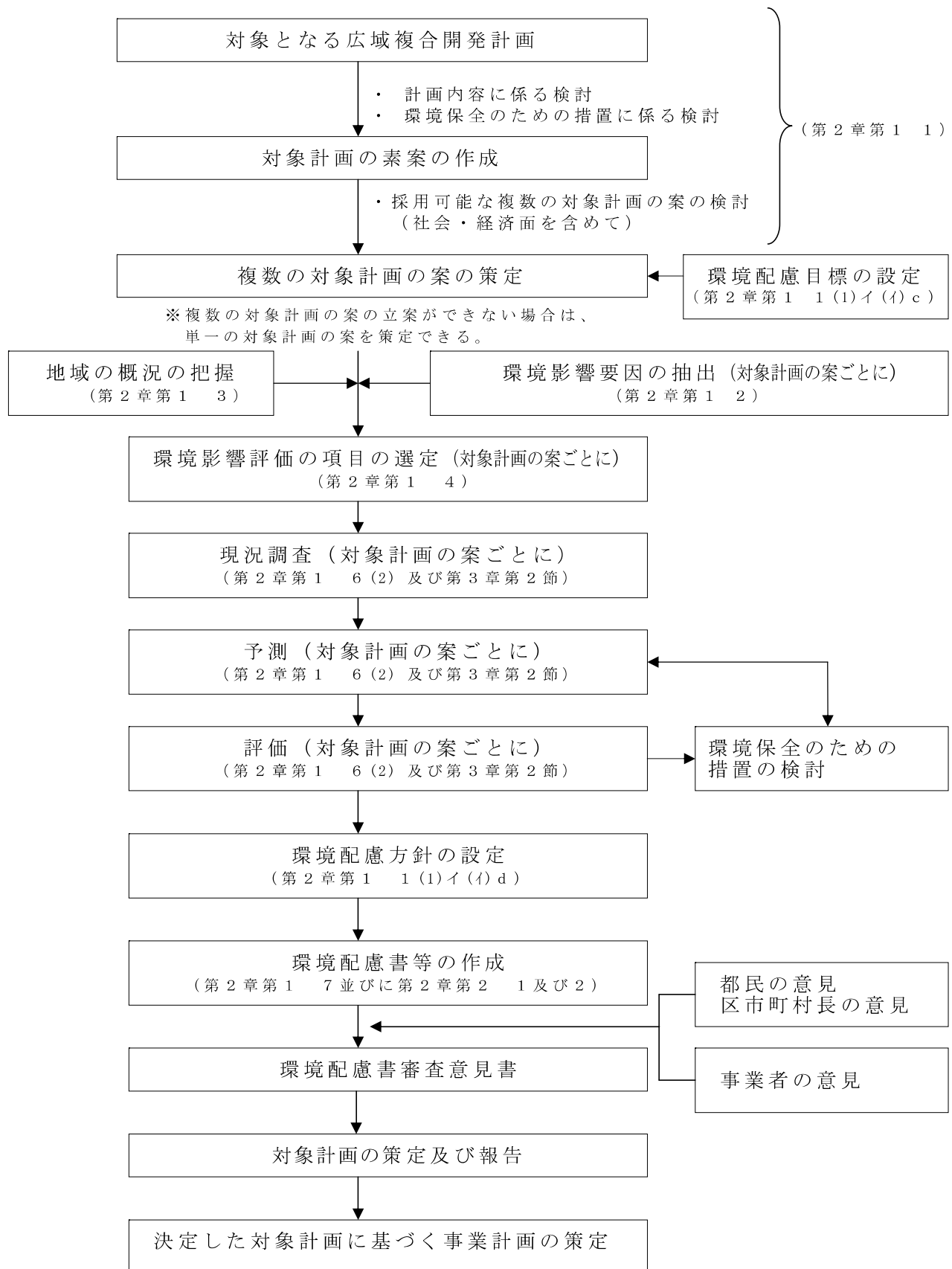
解説別表 10 温室効果ガスに係る法令等

区分	項目	法令等
1 調査方法	(1) 原単位の把握	ア 東京都地球温暖化対策指針(平成 19 年東京都告示第 405 号) イ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成 23 年環境省) ウ 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(平成 25 年東京都環境局) エ エネルギー・経済統計要覧(平成 25 年日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編)
	(2) 対策の実施状況	ア 建築物エネルギー消費量調査報告書(平成 24 年 一般社団法人 日本ビルエネルギー総合管理技術協会) イ 熱供給事業便覧(平成 24 年 一般社団法人 日本熱供給事業協会)
	(3) 地域のエネルギー資源の状況	ア 地域冷暖房区域区市別一覧(東京都環境局) イ 地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度 各地域冷暖房区域の内容(東京都環境局)
2 評価の指標	—	(1) 東京都建築物環境配慮指針(平成 21 年東京都告示第 1336 号) (2) 東京都気候変動対策方針(平成 19 年東京都環境局) (3) 省エネ・エネルギーマネジメント推進方針(平成 24 年東京都環境局) (4) 東京都再生可能エネルギー戦略(平成 18 年東京都環境局)

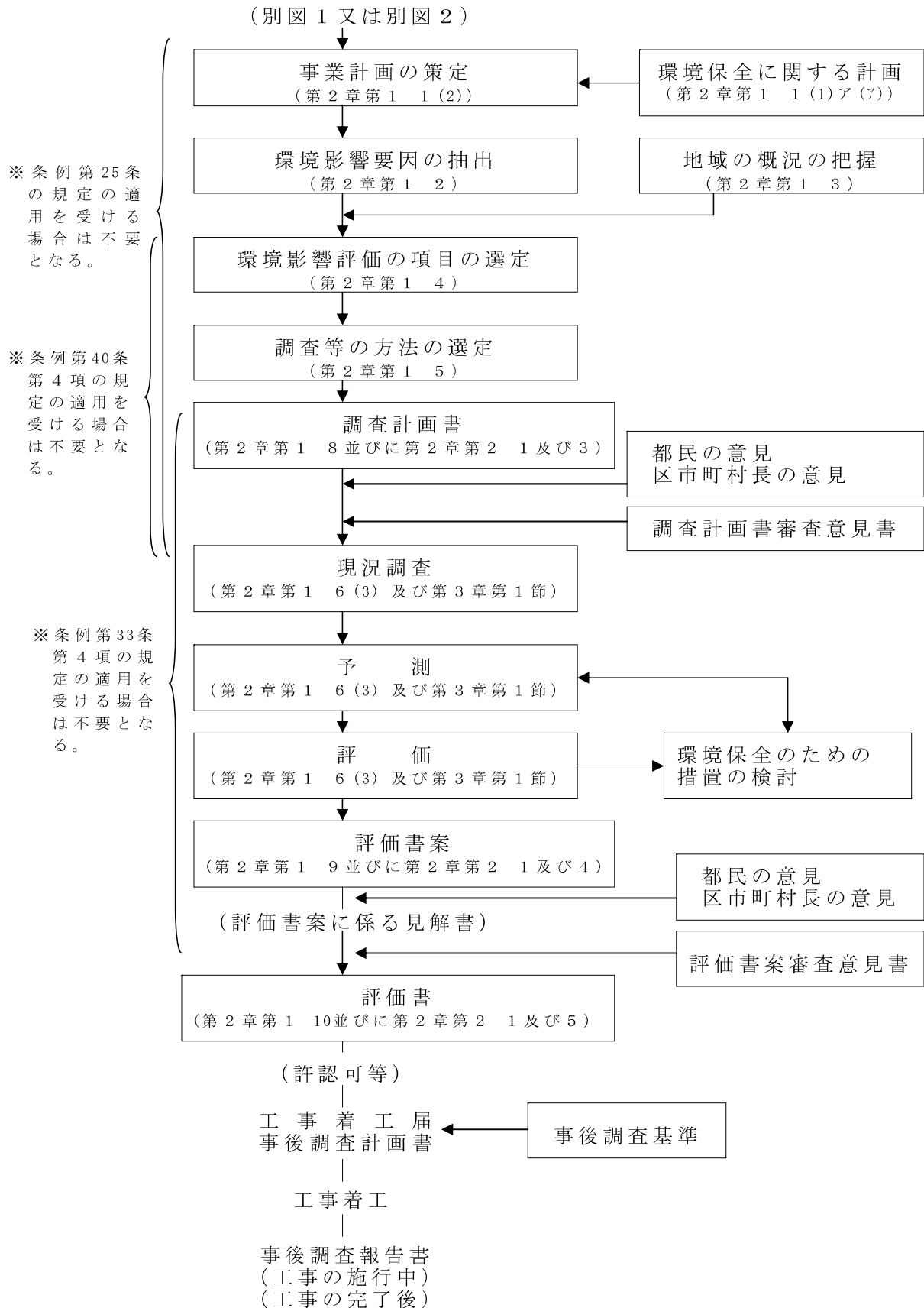
別図 1 個別計画環境影響評価の実施手順



別図 2 広域複合開発計画環境影響評価の実施手順



別図 3 事業段階環境影響評価の実施手順



別記書式 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

(対象計画・対象事業の種類)

環境影響評価の項目	区 分 環境影響 要因 予測する 事項	工事の施行中					工事の完了後				
大気汚染											
悪臭											
騒音・振動											
水質汚濁											
土壌汚染											
地盤											
地形・地質											
水循環											
生物・生態系											
日影											
電波障害											
風環境											
景観											
史跡・文化財											
自然との触れ合い活動の場											
廃棄物											
温室効果ガス											

備考

- 1 工事の施行中及び工事の完了後欄には、環境影響要因に記載した事項ごとに、予測及び評価を行う必要があると認められる環境影響評価の項目に○印を付す。
- 2 予測する事項欄には、予測及び評価を行う予測事項を列挙して記載する。

東京都環境影響評価事後調査基準

	昭和 57 年	6 月 1 日	告示第 598 号
改正	平成 6 年	7 月 29 日	告示第 885 号
改正	平成 11 年	7 月 23 日	告示第 894 号
一部改正	平成 14 年	12 月 6 日	告示第1355号

東京都環境影響評価事後調査基準（以下「事後調査基準」という。）は、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 65 条第 3 項の規定に基づき事後調査計画書の作成方法を定めるものであり、事業者が事後調査を実施するに当たっては、この事後調査基準により行うものとする。

第 1 章 事後調査の計画

事後調査は、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後において、以下に定めるところにより計画する。

1 調査項目

調査項目は、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載した環境影響評価の項目（以下「予測・評価項目」という。）とする。

2 調査事項

調査事項は、評価書に記載した予測事項（以下「予測した事項」という。）の状況、事後調査実施時における予測条件の状況及び環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の実施状況とする。ただし、予測条件の状況は、予測した事項の調査結果を検討するために必要と認められるものについて調査する。また、環境保全措置の実施状況は、必要に応じて、予測・評価項目以外の項目に関するものについても調査する。

3 調査地域

調査地域は、評価書に記載した予測地域とする。

4 調査手法

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法により、次のとおり実施するものとする。

(1) 調査時点

調査時点は、評価書に記載した予測の対象時点とする。ただし、工事の施行中に係る事後調査においては、工種、工期等を考慮し、評価書に記載した予測の対象時点のうちから調査時点を選定することができる。

(2) 調査地点

調査地点は、評価書に記載した予測地点とする。ただし、濃度分布など、環境影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的地点を設定して調査地点とすることができる。

(3) 調査方法

現地調査又は既存資料の整理・解析による調査方法は、評価書の作成に当たって用いた方法とする。ただし、評価書の作成に当たって用いた方法によることが困難な場合は、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

5 事後調査計画書の作成

(1) 事後調査計画書の構成

事後調査計画書は、前項までに定めるところにより、東京都環境影響評価条

例施行規則（昭和 56 年東京都規則第 134 号。以下「規則」という。）別表第 11 の構成基準に基づいて作成する。

(2) 記述に当たっての留意点

事後調査計画書の各構成項目に記述に当たっては、次のことに留意する。

ア 対象事業の目的及び内容

対象事業の目的及び内容は、評価書提出後に具体化した内容を踏まえて簡潔に記述する。

イ 施工計画及び供用の計画

施工計画及び供用の計画は、評価書提出後に具体化した内容を踏まえ、対象事業の内容のうち、環境影響要因及び予測条件に関係する部分を分かりやすく整理して記述する。

ウ 事後調査の計画

(ア) 事後調査の計画は、調査項目ごとに、工事の施行中と工事の完了後に区分し、調査事項、調査地域及び調査手法を整理して記述する。

(イ) 調査地域及び調査地点は、必要に応じてそれらを明示した地図を掲載し、分かりやすく記述する。

(ウ) 予測・評価項目以外の項目に関する環境保全措置の実施状況を調査する場合は、調査内容をその他の調査としてまとめて記述する。

(エ) 各調査項目の調査事項、調査時点及び報告書の作成計画を一覧できるように整理した工程表を作成して記載する。

第 2 章 事後調査の実施及び調査結果の報告

1 事後調査の実施

事後調査は、事後調査計画書に基づき、次のことに留意して実施する。

- (1) 現地調査は、評価書に記載した予測条件及び現地調査の調査条件と類似の条件で行うように努める。
- (2) 既存資料の整理・解析に当たっては、直近の資料を得るように努める。
- (3) 計画した調査地域以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その地域も調査地域とし、必要に応じて調査地点を追加する。
- (4) 評価書に記載した環境保全措置に加えて新たな環境保全措置を講じた場合は、その実施状況及び効果を調査する。

2 調査結果の整理

調査結果は、評価書に記載した予測結果及び評価の指標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理する。

3 調査結果の検討

前項の調査結果の整理に基づき、調査結果と予測結果を比較検討する。調査結果が予測結果と異なった場合には、その原因を考察し、対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼしていると認められる場合には、環境保全措置の強化を検討する。

4 工事の施行中に係る事後調査報告書の作成

(1) 事後調査報告書の構成

工事の施行中に係る事後調査報告書は、規則別表第 12 の第 1 に示す構成基準に基づき、別記様式により作成する。ただし、以下に例示するような場合は、必要に応じて、「5 工事の完了後に係る事後調査報告書の作成」に準じて事後調査報告書を作成する。

ア 住宅団地の建替事業のように、工期を区分して施設の建設を行い、完成した部分から段階的に供用する場合

イ 廃棄物最終処分場の設置事業のように、工事を行いつつ順次供用する場合

ウ 埋立て又は干拓事業のように、工事の施行によって主な環境影響が発生する場合

(2) 記述に当たっての留意点

工事の施行中に係る事後調査報告書の別記様式の各欄の記述に当たっては、次のことに留意する。

ア 対象事業の内容の概略

対象事業の内容の概略は、工事の着手後に具体化した内容を踏まえて簡潔に記述する。

イ 事後調査の進行状況

事後調査の進行状況は、すべての事後調査報告書の調査項目、報告書提出時期等を一覧できるように整理した工程表を作成して添付する。

ウ 事後調査の結果

(ア) 調査地域及び調査地点

調査地域及び調査地点は、必要に応じてそれらを記載した地図等を添付し、分かりやすく記述する。

(イ) 調査方法

調査方法は、準拠した日本工業規格の規格番号や使用した計測機器などを具体的に記述し、必要に応じて調査条件の状況について図や写真等を用いて記述する。

(ウ) 調査結果

① 調査結果は、調査結果の整理に基づき、分かりやすく簡潔に記述する。

② 環境保全措置の実施状況について、必要に応じて、簡潔に記述する。

③ 工事の施行に関係して苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応の状況を簡潔に記述する。

④ 調査結果が予測結果と異なった場合等は、その原因を考察し、考察内容を記述する。

エ その他

複数の調査項目について、調査結果を合わせて報告する場合は、各調査項目ごとに事後調査の結果を記載する。

5 工事の完了後に係る事後調査報告書の作成

(1) 事後調査報告書の構成

工事の完了後に係る事後調査報告書は、規則別表第12の第2に示す構成基準に基づいて作成する。

(2) 記述に当たっての留意点

工事の完了後に係る事後調査報告書の各構成項目の記述に当たっては、次のことに留意する。

ア 対象事業の内容の概略

対象事業の内容の概略は、事業の完了及び供用により確定した内容を簡潔に記述する。

イ 対象事業の目的及び内容等

対象事業の目的及び内容は、事業の完了及び供用により確定した内容を記述し、必要に応じて事業の位置図、施設配置図、立面図等を記載する。

評価書提出後の手続等の経過は、主な許認可等の状況、条例手続の状況及び供用の状況について簡潔に記述する。

ウ 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況は、予測・評価項目に関するもの及びそれ以外の項目に関するものについて、すべて一覧できるように整理して記述し、必要に応じて写真等を掲載する。

なお、評価書に記載した環境保全措置に加えて新たな環境保全措置を講じた場合には、その実施状況についても記述する。

また、工事の施行、対象事業の供用等に関係して苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応の状況を簡潔に記述する。

エ 事後調査結果の概略

各調査項目の調査結果の概略を一覧できるように整理して記載する。

オ 事後調査の進行状況

事後調査の進行状況は、すべての事後調査報告書の調査項目、報告書提出時期等を一覧できるように整理した工程表を作成して掲載する。

カ 事後調査の結果

(ア) 調査方法等

調査方法等は、調査地域、調査時点、調査地点及び調査方法を記載する。

① 調査地域及び調査地点

調査地域及び調査地点は、必要に応じてそれらを記載した地図等を掲載し、分かりやすく記述する。

② 調査方法

調査方法は、準拠した日本工業規格の規格番号や使用した計測機器などを具体的に記述し、必要に応じて調査条件の状況について図や写真等を用いて記述する。

(イ) 調査結果

- ① 調査結果は、調査結果の整理に基づき、分かりやすく記述する。
- ② 現地調査の実測値や既存資料の収集結果等で膨大な量のものは、資料編として巻末に掲載する。

(ウ) 調査結果の検討

調査結果の検討は、調査結果の整理に基づき、調査結果と予測結果を比較検討した結果等を分かりやすく記述する。

キ その他

事後調査計画書に記載した調査以外の調査を行った場合は、調査結果をその他の調査として記述する。

6 事後調査報告書の提出

(1) 工事の施行中に係る事後調査報告書の提出

工事の施行中に係る事後調査報告書は、調査項目ごと及び調査時点ごとに作成し、調査の終了後おおむね 30 日以内に提出するものとする。ただし、複数の調査項目について、調査時点が一致する場合は、それらの調査結果を合わせて報告書を作成して提出することができる。

(2) 工事の完了後に係る事後調査報告書の提出

工事の完了後に係る事後調査報告書は、調査時点が近いすべての調査項目について、その結果を合わせて作成し、調査の終了後遅滞なく提出するものとする。ただし、調査期間が長期にわたる調査項目等については、他の調査項目とは別に報告書を作成して提出することができる。

別 紙

事後調査の結果

調査項目 ()

予測した事項 ()

1 調査地域

2 調査手法

(1) 調査時点

(2) 調査地点

(3) 調査方法

3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

平成 26 年 3 月発行

（平成 26 年 3 月一部改正告示、令和 5 年 3 月一部改正告示及び令和 7 年 3 月一部改正告示を追補）

東京都環境影響評価技術指針（付解説）
東京都環境影響評価事後調査基準

編集・発行 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03（5388）3441、3453（ダイヤルイン）